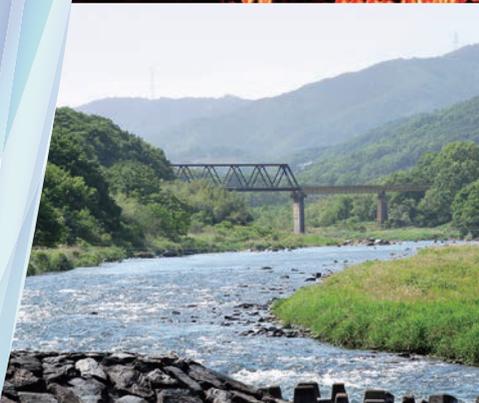


第6次 寄居町総合振興計画 基本構想・前期基本計画

2017年度～2026年度
(平成29年度から10年間)



可能性 ∞ むげんだい



第6次寄居町総合振興計画のスタートにあたって

本町は、平成19年度から「自然と産業が調和する創造のまち 寄居」を将来像とする第5次寄居町総合振興計画に基づき、恵まれた美しい自然と共生しながら新たな産業振興を図り、町の活力を生むための様々な施策・事業を展開してまいりました。

この間、彩の国資源循環工場第2期事業の開始や高度な生産技術を有する世界的自動車メーカーの工場稼働など、本町の緑豊かな地区へ先進的な産業を立地することができました。

一方、日本全体の課題でもある人口減少・少子高齢化の問題については、本町においても同様に進行しております。若い世代の方が「寄居町で暮らしたい」「寄居町に戻りたい」と思えるように、安定した雇用の創出や、安心して結婚・出産・子育てができる環境整備などが急務となっております。

こうした課題を解決し、幸せを感じるまちづくりを進めていくためには、町民の皆様や地域団体、民間事業者、行政が一丸となって、町の未来を切り拓いていくことが重要であります。この基本的な考えのもと、これから10年間のまちづくりの指針となる「第6次寄居町総合振興計画」を策定しました。

計画の策定にあっては、一般町民の委員などで構成されたまちづくり町民会議の開催や、18歳以上の町民の方2,000名と町内中学3年生にアンケートを実施するなど、多くの皆様からご意見やご提案を頂戴いたしました。

貴重なご意見をいただきました町民の皆様をはじめ、企画審議会、町議会の皆様にあらためて厚く御礼申し上げます。

新しい計画では、「可能性^{むげんだい} ∞ 笑顔満タン よりいまち」を町が目指す姿に掲げました。

「町民一人ひとりが自分らしくいきいきと活躍できるまち」、「いつでも、どこでも、町民の笑顔に出会えるまち」を目指して、まちづくりに取り組んでまいりますので、皆様のさらなるご理解とご支援をお願い申し上げます。

これからのまちづくりは、町民や地域団体、行政などが知恵と力を結集し、お互いに手を携えて取り組んでいかなければなりません。みんなが笑顔で幸せを感じることができる寄居町を共に創っていきましょう。

平成29年3月

寄居町長 花輪利一郎





寄居町民憲章

昭和57年5月25日 告示第21号

美しい自然と由緒ある歴史をもつ郷土を更に豊かで住みよい文化的な活力ある町にするため私たちの心のよりどころとして町民憲章を定めます。

- 一 この恵まれた自然と歴史を大切にしており高い未来をひらきましょう
- 一 自分の仕事に誇りをもち産業をおこして豊かな町に育てましょう
- 一 きまりを守って秩序ある清潔な町をつくりましょう
- 一 近所づきあいをだいにして信頼と協力の輪をひろげましょう
- 一 思いやりを深めお互いにいたわり合って明るい家庭と社会を築きましょう
- 一 健康をすすめ教育を尊び人格を高めて文化の創造につとめましょう



町の花 カタクリ



町の木 ヤマザクラ



町の鳥 キジ

目 次

第1部 総論

第1章 10年後を展望したまちづくりのための計画策定	3
1 第6次寄居町総合振興計画の策定のねらい	3
2 計画の構成	4
第2章 計画策定の背景・前提	5
1 寄居町の概況	5
2 寄居町を取り巻く社会潮流	9
第3章 『持続可能なまち』を目指そう	10
1 人口減少、少子高齢化の進行と将来への影響	10
2 財政の見通し	12
3 町民意識と先行的取り組み	13
4 「持続可能なまち」となるために	15

第2部 基本構想

第1章 寄居町が目指す姿	19
1 目指す姿と基本目標	19
2 将来人口	21
3 土地利用構想	23
第2章 共創の姿勢 ～実効性ある施策・事業展開のために～	26
第3章 目標実現に向けた基本方針	27
第6次寄居町総合振興計画 基本構想体系図	33

第3部 前期基本計画（平成29年度～平成33年度）

基本目標1 夢と創造力にあふれ 未来を拓く人を育むまち	37
基本方針(1) 結婚・子育て支援	38
基本方針(2) 成長と学びの環境の充実	40
基本方針(3) 活躍の場の充実	45
基本方針(4) 一人ひとりを尊重する地域づくり	47

基本目標 2	人が集まり活力に満ちた 賑わいあふれるまち	49
基本方針(1)	賑わい・活力ある地域産業の創出	50
基本方針(2)	よりいブランドの創出	55
基本方針(3)	安定した雇用の創出	57
基本目標 3	支えあいとふれあいのある 健康長寿のまち	59
基本方針(1)	健康づくりの推進	60
基本方針(2)	いきいきと暮らせる環境づくり	64
基本方針(3)	支えあう地域づくり	66
基本目標 4	安全で環境への配慮と利便性を備えた コンパクトなまち	71
基本方針(1)	人にやさしいまちづくり	72
基本方針(2)	環境にやさしいまちづくり	77
基本方針(3)	安心して暮らせるまちづくり	79
基本方針(4)	社会基盤の維持管理・充実	82
基本目標 5	悠久の歴史と爽やかな自然の中で 豊かさを感じられるまち	87
基本方針(1)	歴史の継承、文化の振興	88
基本方針(2)	自然資源の保全・継承	91
■	共創の体制づくり	93
●	附属資料	99
◆	第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画の策定経過	101

第1部 総論

第1章 10年後を展望したまちづくりのための計画策定

第2章 計画策定の背景・前提

第3章 『持続可能なまち』を目指そう

第1章

10年後を展望したまちづくりのための計画策定

1 第6次寄居町総合振興計画の策定のねらい

これから10年間のまちづくりの道しるべとなる第6次寄居町総合振興計画。

その先の未来も見据えて、町の活力や暮らしの魅力を持続させる施策・事業を戦略的に展開する。

本町では、将来像を『自然と産業が調和する 創造のまち 寄居』とする第5次寄居町総合振興計画※1に基づき、施策・事業を体系的に展開してきました。その間、国の総人口も減少がはじまっており、本町も、急速に人口減少や少子高齢化が進んでいることなど、これまで経験したことのない状況を前提として、まちづくりを進めていくことが求められています。

計画期間の満了に伴い、第5次計画を改定し、以下の5つの視点を重視して、新しい総合振興計画（基本構想・基本計画）を定めました。この計画に基づき、寄居らしさや魅力を十分に活かし、人口減少が続く状況下であっても、町民と町が一体となり、未来を見据えて町の活力や暮らし続ける魅力を持続させていけるまちづくりを展開していきます。

強みの発揮

働く場、暮らす場、豊かな時間を過ごす場、事業を起こし営む場として、町が多くの人には選ばれるよう、他にない魅力や強みを引き出すことを意識した計画としました。

施策・事業の重点化

限られた財源や人的資源などを有効に活用し、必要な成果をあげるために施策・事業の重点化を意識した計画としました。

わかりやすい計画体系

施策・事業体系をわかりやすく簡素化し、町の目指す姿・基本目標に向かって、町民と町が一体となって取り組みやすい計画としました。

継続的な取り組みの展開

社会潮流の変化に柔軟に対応しつつ、長期展望のもと着実に成果を得られるよう、戦略的施策・事業に継続的に取り組める計画としました。

検証と改善による実効性確保

目指す成果と施策・事業の効果を数値等の指標で結びつけ、進行管理※2や施策・事業実施後の効果検証・改善がしやすい計画としました。



※1 総合振興計画：長期的な視点で町が目指す姿や基本目標を定め、その実現のための方針や手段等を総合的、体系的に示す町政運営のもっとも基本となる計画。

※2 進行管理：施策・事業が計画通りに推進されているか、進捗状況を把握し、適切に施策・事業の進めかたを改善すること。

2 計画の構成

第6次寄居町総合振興計画は、平成29(2017)年度を初年度として、平成38(2026)年度を目標年次とする10カ年の計画で、「基本構想」「基本計画」および「実施計画」の3層によって構成されています。

基本構想

町が目指す姿と基本目標・基本方針

今後10年のまちづくりの目標として、町が目指す姿と5つの基本目標を定めるとともに、その実現に向けた基本方針を定めています。

基本計画

目標実現のための取り組み

基本構想に掲げたまちづくりの目標を実現するための具体的な取り組み内容を示しています。前期および後期に分けて策定する5カ年計画とし、その中間では前期5年間の取り組みの成果を点検・評価し、後期5年間での着実な目標達成に向けて施策・事業の見直しを行います。

実施計画

具体的な事業の内容や事業費

基本計画に掲げた取り組みを実行するにあたって、優先的に行う事業を明らかにするとともに、事業の内容や事業費を示したもので、各年度に行う予算編成の指針となるものです。

〔計画の構成と期間〕



第2章

計画策定の背景・前提

1 寄居町の概況

寄居町の位置

本町は、都心から約70kmに位置する埼玉県北西部の町です。

関越自動車道・花園ICに近接し、国道140号、皆野寄居バイパス、国道254号のほか、JR八高線・東武東上線・秩父鉄道線の3つの鉄道が結節する交通の要衝となっています。

〔本町と都心等をつなぐ広域交通網〕



広域条件の変化

■ 関越自動車道からのアクセス強化

～（仮称）寄居PAスマートIC※³の供用～



町北部の寄居PAでは、フル規格※⁴のスマートICとして供用を開始する計画があります。

寄居PAは関越自動車道・花園ICと本庄児玉ICのほぼ中間に位置しており、町の新たな玄関口となります。

これによって、周辺住民の交通利便性向上が図られるほか、交通条件の優位性を活かした周辺地域への企業進出や、災害発生時にも、物資輸送・救急救援のルートとして貢献することが期待されています。

■ 首都圏から北陸・東北への広域交流圏の拡大

～首都圏を環状につなぐ広域交通ネットワーク～



平成23(2011)年3月、北関東自動車道が全線開通となり、都心から100～150kmの距離で首都圏北部を環状につなぐ高速道路のネットワークが形成されました。

これにより、関越自動車道・上信越自動車道経由の新潟・長野・北陸方面に加えて、高崎JCTから群馬・栃木・茨城の3県へのアクセス性が高まっています。また、東北自動車道や常磐自動車道との連結により、東北圏にも交流圏が拡大しています。

今後も、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、東京外環自動車道（外環道）の順次開通により、首都圏の広域交通ネットワークはさらに充実していきます。

※³ スマートIC：高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリアから乗り降りができるように設置されたインターチェンジ（IC）であり、通行可能な車両（料金の支払い方法）を、ETCを搭載した車両に限定している。

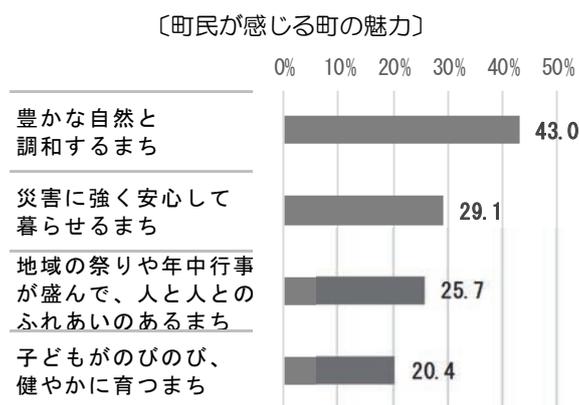
※⁴ フル規格：ETC搭載車を搭載した全車種に対応し、上下線ともに出入り可能となるよう計画されている。

町の魅力

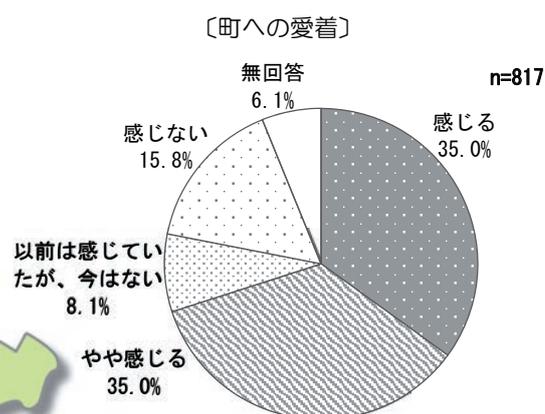
本町は、豊かな自然に恵まれた町です。城郭が築かれた戦国時代や交通の要衝として栄えた江戸期からの歴史の中で、祭りや伝統文化が継承されてきたことで、豊かな暮らしの環境や地域のあたたかなコミュニティなどが魅力として育まれてきました。安定地盤に支えられて災害に強く、近年では、「彩の国資源循環工場」の整備や、高度な生産技術を有する自動車工場の稼働などによって先端的な環境技術が集積しており、次世代をリードする企業の立地が進んでいます。

町民が感じる魅力と愛着

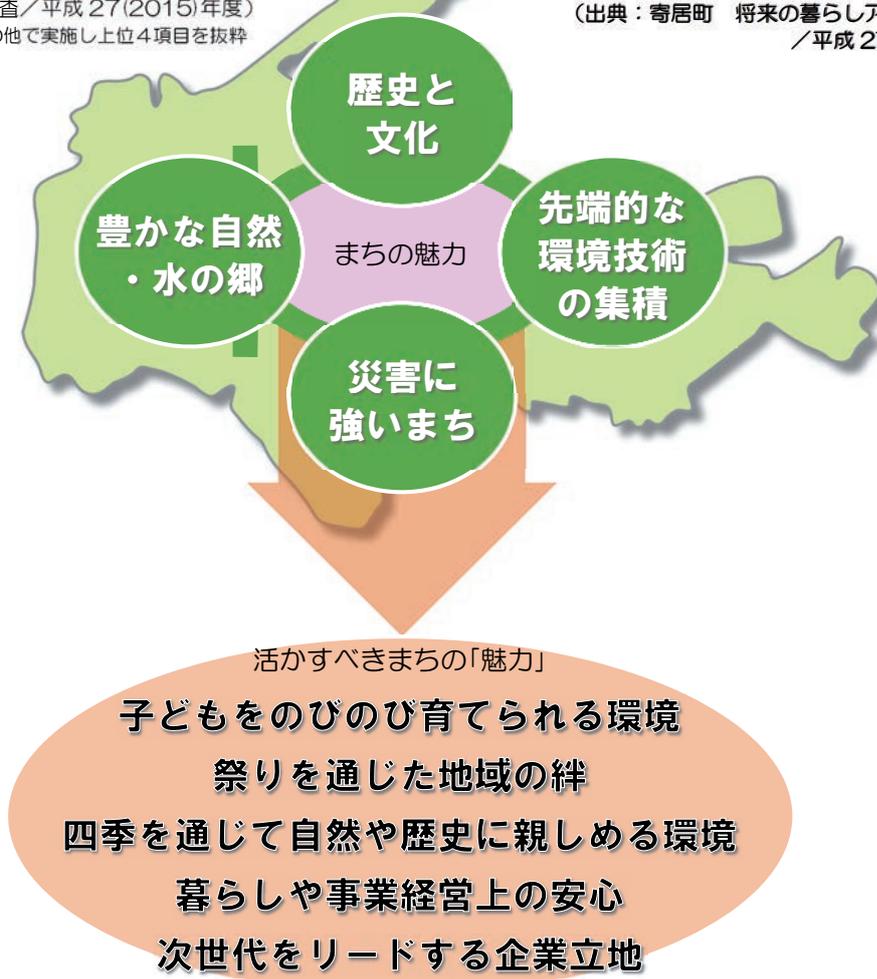
町の魅力として「豊かな自然と調和するまち」を挙げる人が多く、次いで「災害に強く安心して暮らせるまち」「地域の祭りや人と人とのふれあいのあるまち」「子どもが伸びやかに育つまち」が多くなっています。約7割の町民は、町への愛着を感じています。



(出典：寄居町 町民意識調査／平成 27(2015)年度)
※調査は 14 の選択肢とその他で実施し上位 4 項目を抜粋



(出典：寄居町 将来の暮らしアンケート調査／平成 27(2015)年度)



歴史と文化

美しい荒川をのぞむ日本百名城・鉢形城をはじめ、中世の城郭が存在する本町の「寄居」という名称の起源は戦国時代にさかのぼると考えられています。江戸時代のころから、秩父と江戸を結ぶ荒川の水運の要衝として栄え、玉淀の美しさに惹かれた多くの文化人・芸術家の足跡が残る町です。



- ◇四季を通じた多彩な祭り
〔寄居北條まつり〕〔寄居玉淀水天宮祭〕など
- ◇人間味あふれる表情の「少林寺五百羅漢」をはじめとする史跡めぐり
- ◇大正・昭和の面影（建築物・句碑・歌碑）など

豊かな自然・水の郷

山美しく水清らかな町です。町の中央を荒川が流れ、西部は県立長瀬玉淀自然公園に指定されています。「水の郷」として、名水百選の「風布川・日本水」、水源の森百選の「日本水の森」（いずれも国が認定）などが誇りとなっています。

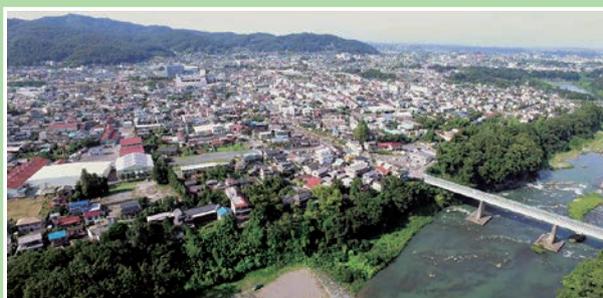


- ◇山や川辺のハイキング・自然散策
- ◇川遊び（カヌー、キャンプ、バーベキュー）・つり
〔荒川（かわせみ河原・玉淀）〕〔円良田湖〕
- ◇観光農業（みかん・ぶどう）
など

災害に強いまち

岩盤層の上に位置するなど、地盤が比較的安定した地域と考えられています。記録に残る最大地震（昭和6年西埼玉地震、マグニチュード6.9）が発生した時も周辺地域に比べて小さい被害にとどまっており、古くから地震に強いといわれています。

企業などの情報資産等の保管に適した条件を持ち、保管施設の立地場所としても選定されています。



先端的な環境技術の集積

三ヶ山地区では、彩の国資源循環工場が整備され、ここに集積する環境産業事業者が相互に連携し、先進的な資源再生と技術開発に取り組んでいます。富田谷津地区では、本田技研工業(株)埼玉製作所寄居完成車工場（ホンダ寄居工場）が稼働しており、環境にやさしい商品を生産する技術や低炭素で生産する技術など、高度な生産技術を確立して世界に展開しています。



- ◇彩の国資源循環工場
- ◇本田技研工業(株)埼玉製作所寄居完成車工場（ホンダ寄居工場）

2 寄居町を取り巻く社会潮流

国・県の動向や社会の潮流は、時代の中でめまぐるしく変化しています。今後のまちづくりに重要な視点として、8つの社会潮流を整理し、ポイントをまとめました。

(1) 人口減少社会・超高齢社会への対応

国内では平成20(2008)年から人口減少が始まっており、今後も加速度的な進行が予測されます。これに伴い、経済基盤や都市活動なども収縮し、生活基盤を保てない地域が発生する可能性があるといわれています。

ポイント

- 成長・拡大を前提とした地域構造の転換
- 人口が減っても活力が維持できる地域社会の創造

(2) 人材の多様性とワーク・ライフ・バランス^{※5}の確保

人口減少社会では、働き手となる生産年齢人口(15~64歳)が減少し、地域経済の活力低下につながる懸念されています。

ポイント

- 多様な人材が自らの希望に沿って働き、活躍できる社会の形成
- 仕事と生活の調和を維持しながら活躍できる社会の形成

(3) 結婚・出産・子育ての切れ目ない支援

今の人口規模を維持できない低い水準で国内の出生率が推移する中、「子ども・子育て支援制度」が平成27(2015)年4月に本格スタートし、市町村でも取り組みがはじまっています。

ポイント

- 地域での切れ目ない支援体制の確立(若い世代の結婚や出産の支援、子育て家庭の見守り・孤立防止、子どもの居場所づくりなど)

(4) 健康長寿のまちづくり

日本は世界有数の長寿国ですが、今後の高齢化に伴い、疾患のある人、要介護状態になる人が急速に増加すると考えられます。

ポイント

- 早期発見・早期治療、生活習慣の改善等による健康寿命^{※6}の延伸(疾患や介護状態になることの予防)

(5) 産業構造の変化への対応

諸外国との経済連携の新たな枠組みの構築が進むなど、産業競争がグローバル化の時代を迎えています。

ポイント

- 層が厚く足腰の強い地域産業の育成(多様な地域資源・人材の活用、起業促進等)

(6) 資源・エネルギーの循環利用の推進

国のエネルギー自給率は低く、海外からの輸入に多くを依存しています。近年では、太陽光などの再生可能エネルギーの導入に注目が集まっています。

ポイント

- 温室効果ガスの発生抑制と吸収源となる森林の保全・管理
- 地域の自立したエネルギーの確保(森林等の資源や廃棄物、自然の力などの未利用資源の活用)

(7) 多様化・甚大化する災害への備え

平成23(2011)年に発生した東日本大震災では、想定をはるかに超える災害が発生し得ることが教訓となりました。各地でも河川氾濫、土砂災害などの被害が相次ぎ、首都直下地震の発生も予想されています。

ポイント

- 自助・共助・公助のつながりと災害対応力の強化
- 災害時の広域的な地域間連携
- 多様な視点による事前の減災対策

(8) 社会基盤の老朽化対策

高度経済成長期以降に整備された道路・トンネル・橋梁などの社会基盤の老朽化が一斉に進んでおり、近年では、財政や人員、技術面の問題から維持管理が難しくなるケースも見られるようになってきています。

ポイント

- 将来のリスクや負担などを見越した計画的な社会基盤の維持管理・更新

※5 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。男女がともにいきいきと働くためには、仕事と仕事以外の生活とのバランスを取ることが重要で、その調和が取れている状態のこと。

※6 健康寿命：埼玉県では、65歳から要介護2以上に認定されるまでの期間を健康寿命としている。

第3章

『持続可能なまち』を目指そう

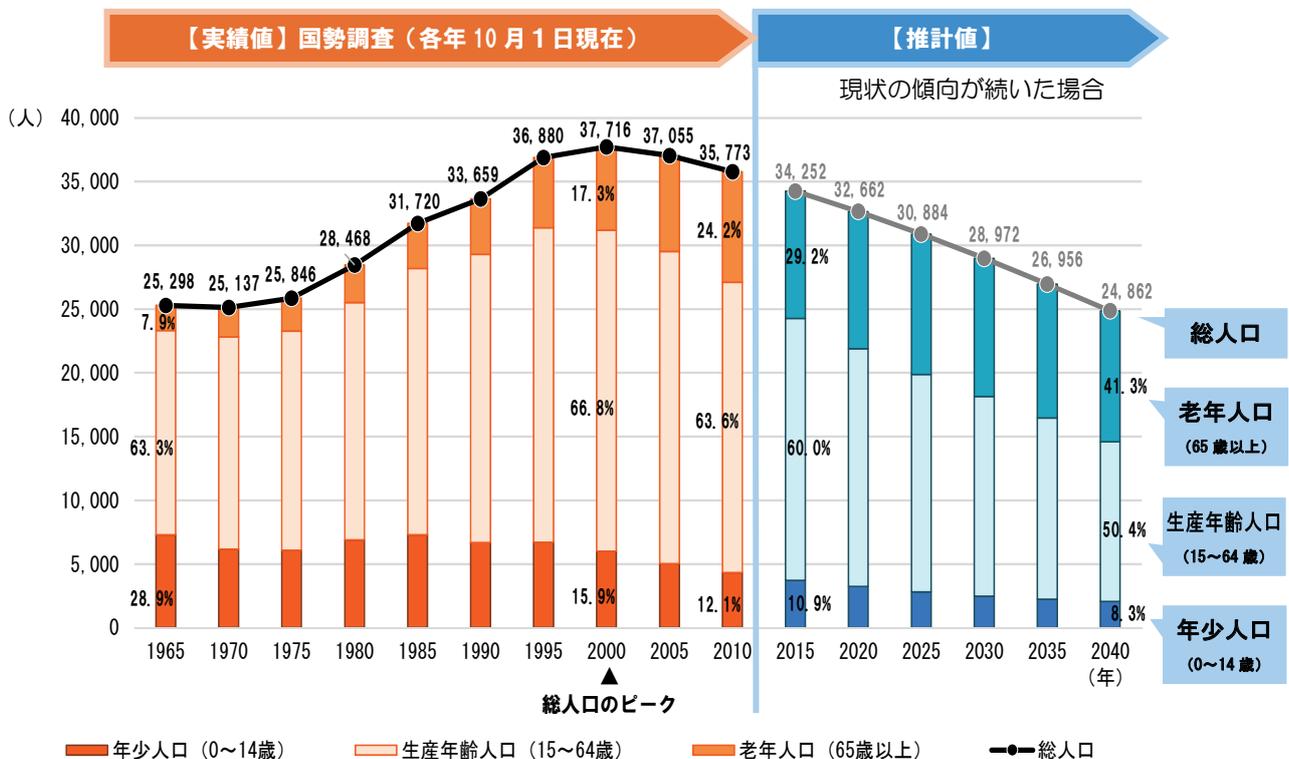
1 人口減少、少子高齢化の進行と将来への影響

人口減少、少子高齢化の進行

本町では、昭和 50(1975)年から平成 12(2000)年までの25年間で、人口が大きく増加しましたが、その後、減少がはじまり、今後もその傾向が続くと予測されています。

また、年齢3区分別人口では、平成 12(2000)年から老年人口(65歳以上)が年少人口(0~14歳)を上回り今後もその差が拡大していくことや、生産年齢人口(15~64歳)も急速に減少していくことなどが見込まれます。

〔総人口・年齢3区分別人口の推移と将来見通し〕



※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所による平成 27(2015)年以降の推計
 ※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。

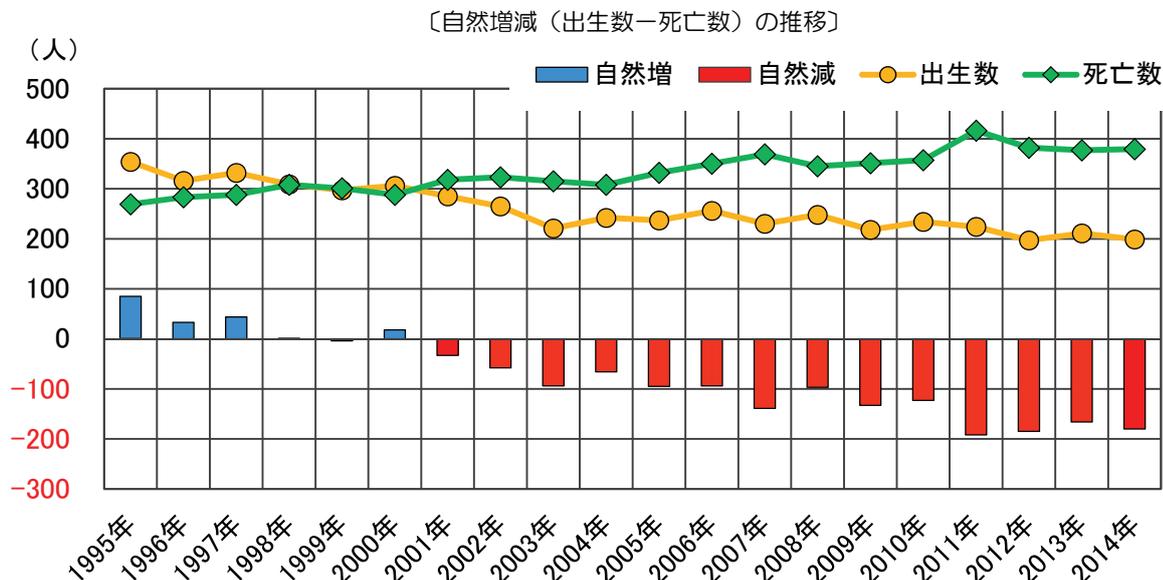
将来への影響

人口減少がこのままの状況で進むと、地域産業の活力の低下や地域経済の縮小のほか、空き家の増加、税収の減少、公共サービス水準の低下など様々な影響が考えられます。

また、このことは、地域社会や行政経営に深刻な状況を招きかねないことから、本町が将来にわたって活力を保ち、持続的に発展していくために、早急な取り組みが必要となっています。

人口減少の要因

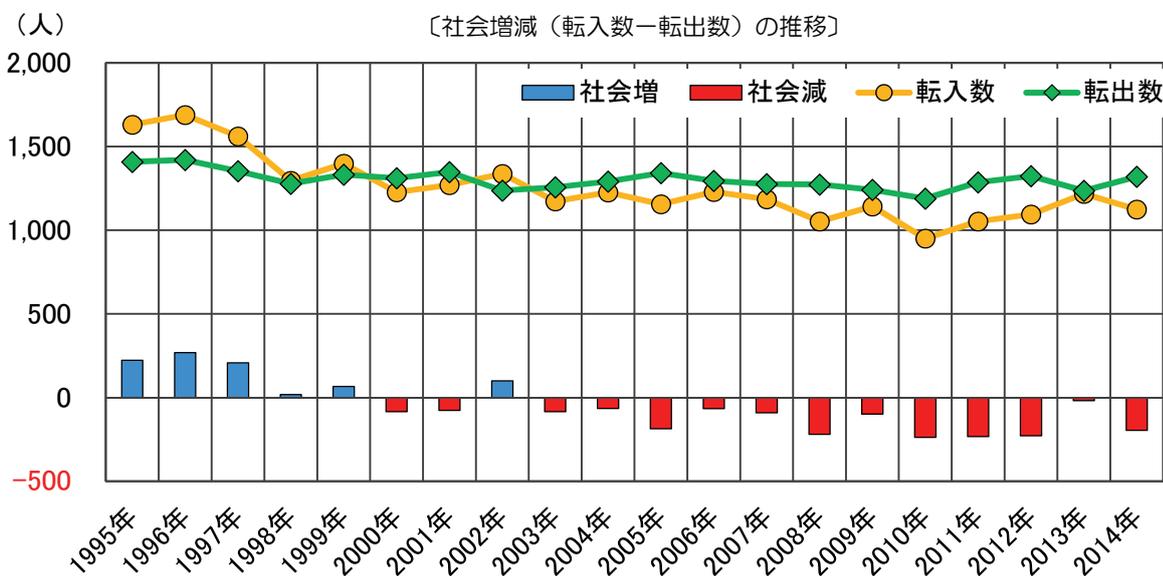
人口減少の要因として、出生数が死亡数を下回る「自然減」の状況や、町外への転出が町外からの転入の数を超える「社会減」の傾向が拡大していることが挙げられます。



(出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」)

自然増減

- ◇平成7(1995)年から出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向が続いており、自然増減では、平成13(2001)年以降「自然減」の状況が続いています。
- ◇主な要因として、未婚率の上昇や1人の女性が一生に産む子どもの平均数(合計特殊出生率^{※7})が依然として低水準で推移していることなどが挙げられます。



(出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態および世帯数に関する調査」)

社会増減

- ◇平成8(1996)年から転入数は減少傾向、転出数は概ね横ばいが続いており、社会増減では、平成15(2003)年以降「社会減」の状況が続いています。
- ◇主な要因として、進学や就職に伴い転出する若い世代が増加し、その後に住宅取得や子育てなどを契機に町内に移り住む人が減少していることなどが挙げられます。

※7 合計特殊出生率：「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

2 財政の見通し

わが国の経済は、各種政策の効果もあって景気は穏やかな回復基調が続いているものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。

国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後ますます人口減少と少子高齢化が進行することにより生産年齢人口の減少が予測されるため、大きな税収の伸びは見込めない状況です。

一方、歳出面では、超高齢社会における保健や医療などの社会保障費の増加が見込まれ、さらには、老朽化が進む公共施設などの維持・更新に要する費用の増加が見込まれます。

本町においても、今後、生産年齢人口の減少が急速に進むことが予測されることから、町税の大幅な増収を見込むことは難しく、社会保障費や公共施設などの維持・更新に要する費用が増加するほか、子ども、高齢者、障害のある方などに対するきめ細かな福祉サービスが必要とされるなど、多様化する行政へのニーズに対応するため、多くの費用が見込まれます。

以上のことから、今後も本町が健全な財政状況を保持していくためには、これまで以上に施策や事業の選択と集中を徹底し、より一層効率的で効果的な行財政運営を進めていく必要があります。

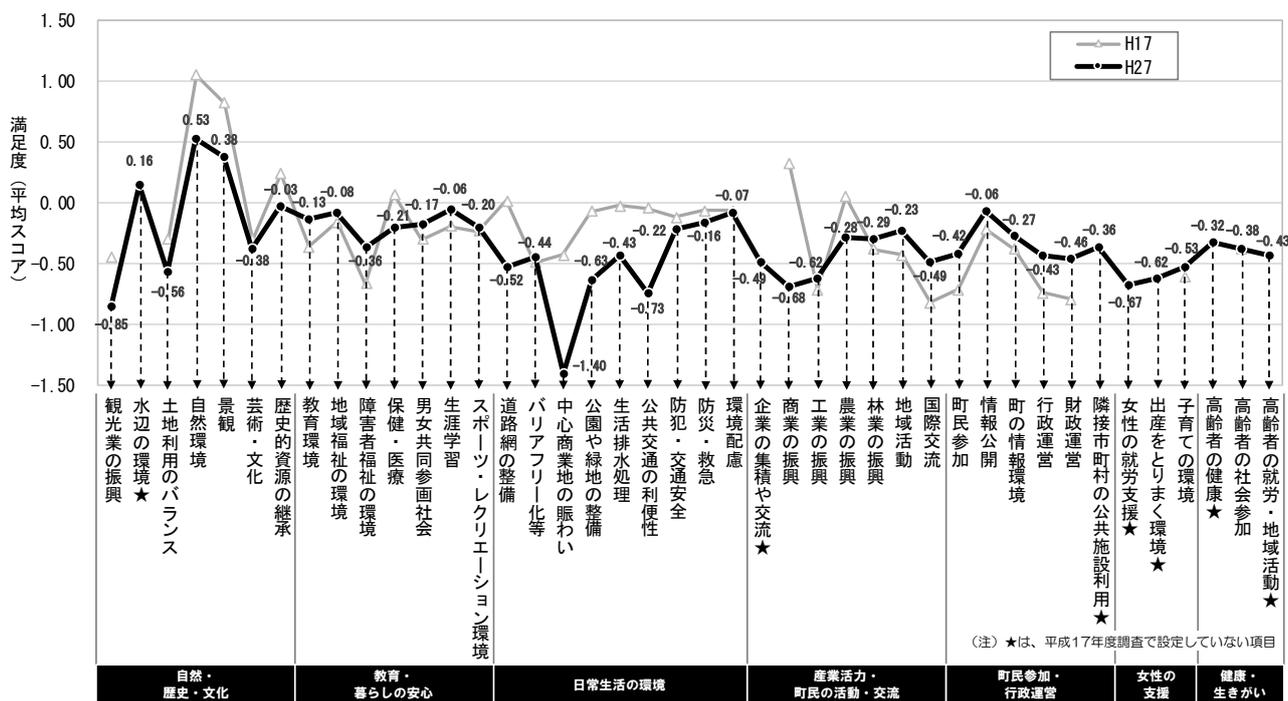


3 町民意識と先行的取り組み

町に対する町民の満足度 ～10年前の平成17(2005)年との平均スコア比較～

アンケート調査によって町民満足度を経年的に比較した結果、満足度が改善した項目がある一方で、中心商業地や観光業・商業など、町の賑わいに関する満足度は、10年前に比べて大きく低下しています。このほか、10年前より満足度が大きく低下しているもののうち、保健・医療や公共交通の利便性に関しては、重要度が高いとする町民が多く、今後のまちづくりにおいては特に着目すべき課題として捉える必要があります。

〔町民の満足度の変化〕



平均スコア
 各項目に対する5段階評価(回答数)を点数化した合計の平均値。平均スコアが高いほど、その項目の満足度が高い。
 「満足」=2点、「ほぼ満足」=1点、「ふつう」=0点、「やや不満」=-1点、「不満」=-2点
 ※わからない・無回答は点数を加算しない。
 ※平均値の母数は「満足」「ほぼ満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の回答数の合計

満足度が大きく改善	【教育・暮らしの安心】 教育環境/障害者福祉の環境 【産業活力・町民の活動・交流】 地域活動/国際交流 【町民参加・行政運営】 町民参加/行政運営/財政運営 ※平均スコアが0.2以上向上している項目を抽出
満足度が大きく低下	【自然・歴史・文化】 観光業の振興/土地利用のバランス/自然環境/景観/歴史文化資源の継承 【教育・暮らしの安心】 保健・医療 【日常生活の環境】 道路網の整備/中心商業地の賑わい/公園や緑地の整備/生活排水処理/公共交通の利便性 【産業活力・町民の活動・交流】 商業の振興/農業の振興 ※平均スコアが0.2以上低下している項目を抽出

(出典：寄居町町民意識調査/平成17(2005)年、平成27(2015)年)

町の将来イメージに関する意識の変化

10年前の町民意識調査では、町の将来イメージとして「豊かな自然と調和するまち」を挙げる人が最多でした（回答者数の約34.8%）。平成27年の調査では、約11.4%で14項目中10番目となっています。

平成27年の調査で最多となったのは「若い人が働き、活気のあるまち」（約37.7%）です。次いで「中心商業地や自然・観光資源の魅力に惹かれてたくさんの人が訪れ、にぎわうまち」（約34.8%）となっています。

〔町民が考える町の将来イメージの変化〕

平成17年（上位7項目）		平成27年（上位7項目）	
豊かな自然と調和するまち	34.8%	若い人が働き、活気のあるまち	37.7%
町民と行政が信頼しあい、力をあわせて課題に取り組むまち	29.4%	中心商業地や自然・観光資源の魅力に惹かれてたくさんの人が訪れ、にぎわうまち	34.8%
快適な居住環境によってたくさんの人が住みたくなるまち	24.4%	誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らせるまち【★】	28.7%
若い人が働き、活気のあるまち	22.5%	快適な居住環境によってたくさんの人が住みたくなるまち	21.2%
災害に強く安心して暮らせるまち	22.2%	子どもがのびのび、健やかに育つまち	18.4%
子どもがのびのび、健やかに育つまち	20.6%	「仕事・出産・子育て」に頑張る女性が住みやすいまち【★】	18.1%
みんなが助け合い、誰もが不自由なく日常生活を送れるまち	19.1%	みんなが助け合い、誰もが不自由なく日常生活を送れるまち	18.0%

（出典：寄居町 町民意識調査／平成17(2005)年度、平成27(2015)年度）
 ※平成17年度の調査では、13の選択肢とその他、平成27年度は14の設問とその他で実施（【★】は、平成27年調査で変更または新規追加した選択肢）

第6次寄居町総合振興計画につなげる先行的な取り組み

人口減少や急速な少子高齢化が進行する地域社会では、若い世代の定住や働く環境づくり、結婚・出産・子育てをすることを選択しやすい環境や応援の体制づくりが重要な課題となっています。

そのため国は、平成26(2014)年に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、同年12月には、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよび総合戦略において、人口の東京一極集中を是正するとともに、地方を創生することで将来にわたって活力ある日本社会を維持していく姿勢を示しました。

本町でも、この趣旨をふまえて、平成27(2015)年12月に寄居町の行動計画となる「寄居町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、安定した雇用の創出、移住定住の促進、安心して結婚・出産・子育てができる環境整備に力を入れた施策・事業を推進しています。

また、この国を挙げた取り組みに先駆けて、『寄居町創生戦略プロジェクト』を立ち上げました。女性が住みやすいまちナンバー1を目指し、仕事・出産・子育てに頑張る女性を応援する『輝く女性応援プロジェクト』、健康長寿県下ナンバー1を目指し、健康寿命を延ばして、高齢者がいきいきと活躍する『元気で長生き寄居プロジェクト』の2つを大きな柱として事業を推進しています。

その他にも、町の老年人口（65歳以上）の割合が30%に迫る勢いで高齢化が進んでおり、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者も増えていることをふまえて、交通手段に不便をきたしている町民の足となるようデマンドタクシーを運行するとともに、「みんな健康！元気・いきいき寄居町！」を合言葉に、全町民を対象とする健康づくり運動も継続して実施しています。

こうした取り組みの成果を、今後のまちづくりにつなげていくことが重要となっています。

4 「持続可能なまち」となるために

私たちのまち「寄居町」は、豊かな自然に恵まれ、美しい山並みや川の風景に包まれた町です。大きな災害に見舞われることなく、古くから交通の要衝として栄え、歴史と文化が育まれてきました。

この地で、子どもが生まれ、健やかに育ち、互いに支えあう絆とあたたかなコミュニティの中で、日々の穏やかな生活が営まれています。

また、自然と調和しながら地域に根付いてきた産業は、地域の活力（経済基盤）を支え、人々の生活の糧となってきました。

『持続可能なまち』には、将来もずっと住み続けたいと思える価値があります。

よりよい生き方・ライフスタイルが選べる。働きやすい。そして、町を訪れることが楽しい。たくさんの人から、働く場、暮らす場として選ばれる。

土地固有の環境と先人が培ってきた歴史・文化を背景に、子どもや孫の代まで、人々の生活や地域産業などの営みが引き継がれ、世代を超えて安心して住み続けられるまち、多様な交流の中で地域の活力が維持されたまちは、「持続可能」といえます。

そして、町で育った子どもたちはもちろんのこと、町外から訪れることが楽しい場、若い世代の人々にも将来に希望を持って働く場・暮らす場として選ばれ、そうした若い力でコミュニティや産業の力が育ち、常に、新しい魅力が生まれているまちであることが望まれます。

人口減少や高齢化が進み、歳月の流れとともに、人々の働き方・暮らし方や価値観が変わり、町も変化していきます。そのような変化の中で私たちは、その時々々の価値観に応じて自分らしい働き方・暮らし方を選択し、住み続けられる魅力あるまちを育て、次の世代に引き継げるよう、努力を続けていかなければなりません。

まちづくりの基本課題 ～「持続可能なまち」に向けて～

将来もずっと働きやすく、暮らし続けられ、訪れることが楽しいまち＝「持続可能なまち」となるための基本課題は以下の通りです。この基本課題は、基本構想において、町が目指す姿を定める上で基礎となる認識となっています。

● 「持続可能なまち」となるための5つの基本課題 ●

- ① 未来に志を持った子どもがたくましく育ち、希望を持って自分らしい生き方を選択しながら活躍できる地域社会をつくる
- ② 広域交流圏や環境技術等を活かし、ブランド力のある産業やまちの賑わいを創出して、魅力ある働き方を増やす
- ③ 町民の健康を支え、地域でいきいきと活動して、永く暮らせる長寿社会をつくる
- ④ 人口規模に見合った安全で暮らしやすいまちをつくる
- ⑤ 自慢の自然と歴史・文化の資源に親しめる環境を充実させ、町のファンを増やす

基礎的な認識として計画を策定

〔基本構想〕〔基本計画〕〔実施計画〕
第6次寄居町総合振興計画

これから10年間のまちづくり。

人口減少や少子高齢化など、まちの急速な変化に適切に対応し、

一步一步、着実に持続可能なまちに近づこう、『共創の姿勢』^{きょうそう}でまちづくりを進めよう。

『共創』とは、共通の目的のもとに異なる立場の主体が集まること、そして、それぞれが持つ力を結集してものごとに取り組み、時には外部の力も迅速に活用して、チームとして価値あるものを創り出すこと、その結果として社会に変革をもたらすことです。

人口減少や少子高齢化が急速に進む中、過去の成長・拡大傾向の延長線上に形成された地域構造や、継続的に改革が必要な行政サービスなどに対して、「持続可能なまち」に向けて必要とされる変革を迅速かつ効果的に行うためには、町民や地域団体、行政、民間事業者などが『共創の姿勢』で連携したまちづくりを進めていくことが大切です。

効率的な行政経営の取り組みと連動させ、これまでの協働の中で培った経験・ノウハウを発展させながら、多彩な主体が連携可能なテーマや目的を見つけて、ひとつひとつ着実に展開していくことが有効です。

共創の姿勢でまちづくりを展開

第6次寄居町総合振興計画において、基本計画や実施計画へと取り組みの内容や施策・事業を具体化する際には、多彩な主体の協働や効率的な行政経営を通じて、取り組みの効果が高まるよう、「共創の姿勢」を重視することが重要となります。

第6次寄居町総合振興計画 2017年度～2026年度（平成29年度～38年度）

地域力の醸成と発揮

取り組みの効果を高める
まちづくりのエンジン

多彩な主体の協働

×

効率的な行政経営

∥

共創の姿勢

基本構想

「町が目指す姿」「5つの基本目標」
「目標実現に向けた基本方針」の設定

前期基本計画

後期基本計画

取り組み内容の具体化

実施計画

〇-リング

実施計画

優先的に行う事業の抽出

第2部 基本構想

第1章 寄居町が目指す姿

- 1 目指す姿と基本目標
- 2 将来人口
- 3 土地利用構想

第2章 共創の姿勢 ～実効性ある施策・事業展開のために～

第3章 目標実現に向けた基本方針

第6次寄居町総合振興計画 基本構想体系図

第1章

寄居町が目指す姿

1 目指す姿と基本目標

10年後の未来に向かって、『寄居町が目指す姿』をひと言で表現する言葉。

可能性 むげんだい ∞ 笑顔満タン よりいまち

この言葉には、次のような「決意」と「願い」が込められています。

『可能性 むげんだい ∞』であること

未来に向けて、町民一人ひとりが自分らしくいきいきと活躍する無限の可能性を引き出せるまちを目指します。一人ひとりの活躍がひとの「輝き」を感じさせ、その輝きが寄居町の多様な魅力を照らして、磨いていきます。

私たちは、日々の暮らしや仕事、様々な学びや交流の中で、一人ひとりに秘められた可能性を花開かせていきます。

『笑顔満タン』であること

いつでも、どこでも、町民の笑顔に出会えるまちを目指します。また、町民の『笑顔』が大勢の人を呼び寄せ、町に訪れた人を『笑顔』にさせることで、活気と賑わいを育てていきます。

安心感、充実感、達成感、幸福感、親近感、満足感、躍動感……

子ども、若者、女性、高齢者、障害者など、そのような実感を持てるポイントは様々ですが、私たちは、すべての町民が、それぞれに“満タンの笑顔”を見せて暮らせるまちを育てていきます。

みんなでこの言葉を共有しながら、町民や地域団体、行政、民間事業者などの多彩な主体が一丸となってまちづくりを展開することで、世代を超えて住み続けられる持続可能なまちを育て、次の世代に引き継いでいきます。

まちづくりの基本目標

『寄居町が目指す姿』の実現に向けて、具体的な取り組みを戦略的・体系的に展開できるよう、町の将来イメージを描く5つの基本目標を定めました。

子育て・人づくり

基本目標 1

夢と創造力にあふれ 未来を拓く人を育むまち

子どもがたくましく育つ環境、誰もが生涯を通して学び、自分らしさを活かして活躍できる環境を整え、自ら未来を切り拓くことのできる人を育むまちを目指します。

産業・賑わい

基本目標 2

人が集まり活気に満ちた 賑わいあふれるまち

地域産業の基盤を強化しながら、大勢の人に「行ってみたい」「買ってみたい」「暮らしてみたい」と感じてもらえる価値のある“よりのブランド^{※8}”を創出し、人が集まり賑わいあふれるまちを目指します。

コミュニティ・健康長寿

基本目標 3

支えあいとふれあいのある 健康長寿のまち

保健・医療・福祉が一体となって町民の自立した生活を支援し、人と人が支えあい、誰もが生涯いきいきと暮らせる健康長寿のまちを目指します。

安全性・利便性・コンパクト

基本目標 4

安全で環境への配慮と利便性を備えた コンパクトなまち^{※9}

人口減少や少子高齢化が進むなかでも、暮らしやすさが保てるよう社会基盤の維持・充実を図ります。まちの安全性や環境への配慮し、利便性を備えたコンパクトなまちを目指します。

歴史・文化・自然

基本目標 5

悠久の歴史と爽やかな自然の中で 豊かさを感じられるまち

豊かな自然と歴史・文化に親しめる環境を充実させることで、住んでいる人も訪れる人も心の豊かさを感じられるまちを目指します。

※8 よりのブランド：本計画では、特産品や名所、おもてなしなど、寄居を楽しむ様々な魅力が凝縮された町のイメージを総称して表現している。

※9 コンパクトなまち：歩いて暮らせる身近な範囲で、自動車に過度に頼りすぎずに、日常生活の大半の用が足せる環境が整ったまち。

2 将来人口

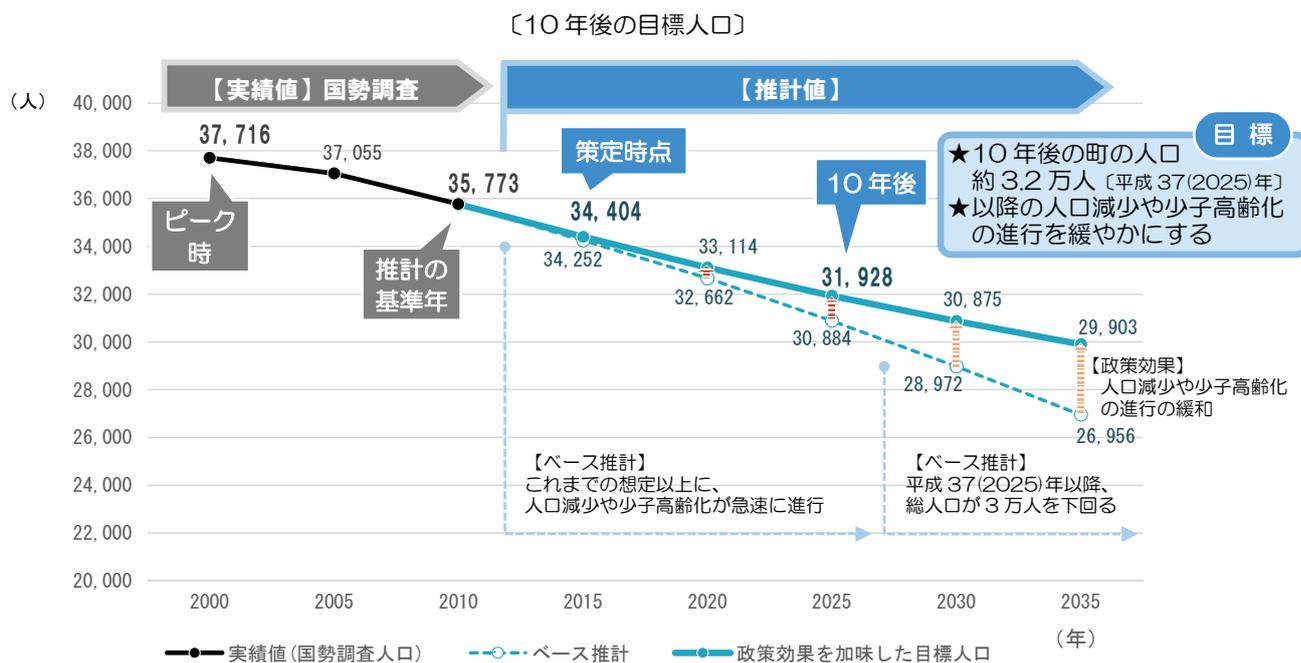
(1) 基本として考える寄居町の人口（ベース推計）

本町の人口は、平成12(2000)年をピークに既に減少傾向になっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計（ベース推計）によると、平成37(2025)年以降、人口が3万人を下回ることや、少子高齢化が急速に進行することが予測されています。

(2) 政策効果を加味した目標人口

本町では、これまでの想定以上に人口減少、少子高齢化が急速に進んでいることをふまえて、町民の結婚・出産・子育てを取り巻く環境や転入・転出の動向の改善など、居住地としての魅力づくりのための多様な視点からの政策展開により、10年後の平成37(2025)年に約3.2万人の人口を維持し、以降の人口減少や少子高齢化の進行を緩やかにすることを目標とします。

また、平成29(2017)年～平成38(2026)年の計画期間においては、構想策定時点の町の人口と政策効果を加味した10年後の将来人口をふまえて、人口規模を3.2～3.5万人程度と想定したまちづくりを展開していきます。



※ベース推計は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値

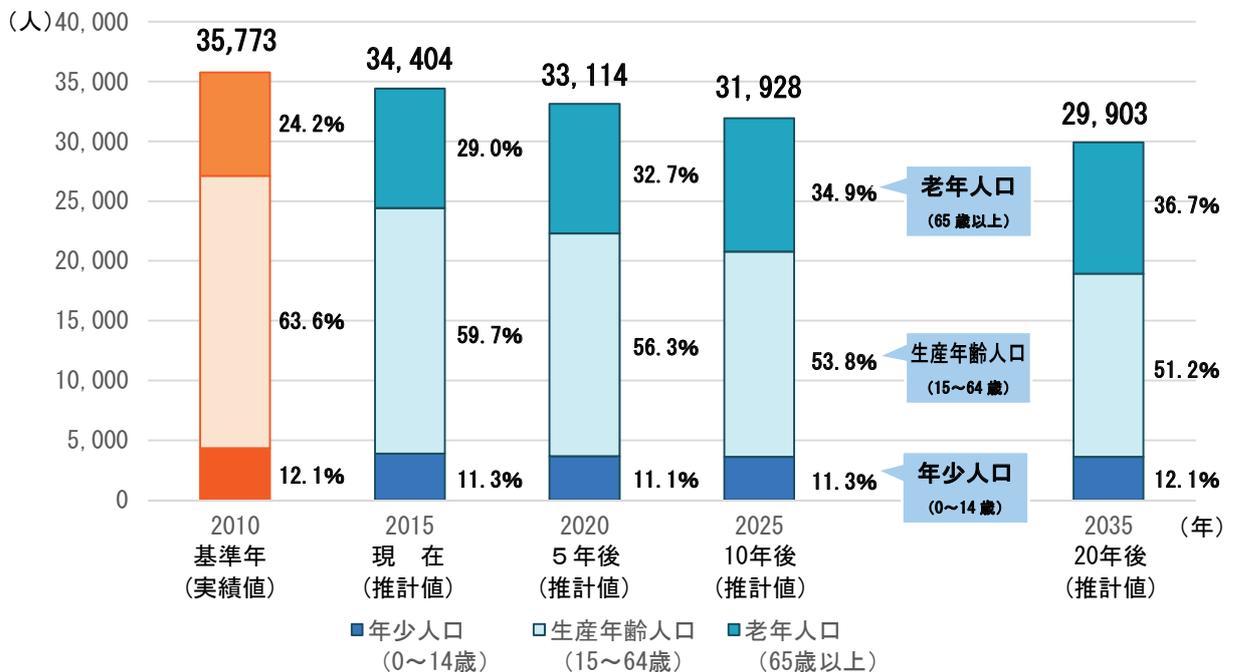
〔将来人口（政策効果を加味した目標人口）の内訳〕

（単位：人、％）

	【実績】 基準年	【推計】 現在	【推計】 5年後	【推計】 10年後	・・・	【推計】 20年後
	平成22年 2010	平成27年 2015	平成32年 2020	平成37年 2025	・・・	平成47年 2035
総人口	35,773	34,404	33,114	31,928	・・・	29,903
年少人口 (0～14歳)	4,338 12.1%	3,874 11.3%	3,671 11.1%	3,603 11.3%	・・・	3,615 12.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	22,766 63.6%	20,543 59.7%	18,630 56.3%	17,175 53.8%	・・・	15,301 51.2%
老年人口 (65歳以上)	8,669 24.2%	9,987 29.0%	10,813 32.7%	11,150 34.9%	・・・	10,987 36.7%

<参考>

年少人口 (0～4歳)	1,216 3.4%	1,232 3.6%	1,156 3.5%	1,127 3.5%	・・・	1,204 4.0%
前期高齢者人口 (65～74歳)	4,529 12.7%	5,344 15.5%	5,528 16.7%	4,889 15.3%	・・・	4,100 13.7%
後期高齢者人口 (75歳以上)	4,140 11.6%	4,643 13.5%	5,286 16.0%	6,261 19.6%	・・・	6,887 23.0%



※基準年の実績値は、国勢調査人口

※四捨五入の関係で、データの合計が一致しない場合がある。

※推計値は、寄居町人口ビジョン（平成27年12月）によるもの。

3 土地利用構想

本町が目指す姿と基本目標を実現するため、10年後、そしてその先の未来も見据えて、町の活力や暮らしの魅力を持続させることに主眼を置き、地域特性を活かした計画的な土地利用を進めます。

1 コンパクトな市街地を形成する地域

～寄居駅・男衾駅周辺の地域～

寄居駅・男衾駅の周辺は、公共施設や公共交通（鉄道・バス等）の利用あるいは日常の買い物など、日常生活の利便性が高いまちを目指します。鉄道駅を中心に歩いて暮らせる範囲で住宅地形成を誘導し、一定の居住密度を維持しながら、コンパクトな市街地を形成していきます。

～中心市街地～

寄居駅南地区については、寄居町全体の活力創造と広域交通・観光の拠点となる中心市街地として充実した生活が送れ、歩いて楽しいまちを目指します。

2 農と住の調和のある地域

～市街地の周辺や鉄道駅を利用しやすい地域～

優良な農地と居住が調和した環境を維持するため、農用地区域外の無秩序な住宅地形成などによる市街地拡大を抑制していきます。

3 先端技術を活かした産業活動を展開する地域

～南部の丘陵地域～

先進的な資源再生と技術開発に取り組む「彩の国資源循環工場」や高度な自動車生産技術を確立し世界に展開する工場を中核として、周辺環境との調和を図りつつ、産業活動や研究・開発、企業間連携、技術交流を展開する企業の集積を維持・発展させていきます。

4 新たな産業・活力を育成する地域

～関越自動車道へのアクセスに優れた地域～

先端技術を有する産業の集積を活かし、町の新しい産業や活力を生み出す新たな企業の立地や交流機能等を誘導するため、既存の工業用地に加え、赤浜地区・（仮称）寄居 PA スマート IC 周辺など関越自動車道へのアクセスに優れた地域において、受け皿となる土地利用を計画的かつ段階的に推進し、都市基盤を整備していきます。

5 農業的利用を優先する地域 ～山の辺から裾野までの農業を振興する地域～

まとまった規模の優良農地の保全や集約化を図る一方で、桑畑や遊休農地を活用して農業の新たな活力を創出するため、山を背景としながら、観光・体験・交流を楽しめる生産拠点としての整備を促進します。

6 水辺環境を保全・創造する地域 ～母なる川、荒川を中心とする荒川水系の地域～

野生生物の生息・生育にとって重要な水辺環境の保全や美しい景観の創造に努めるとともに、「水の郷」にふさわしく、荒川およびその支流において様々な楽しみ方ができる空間として整備・活用・維持管理を進めます。

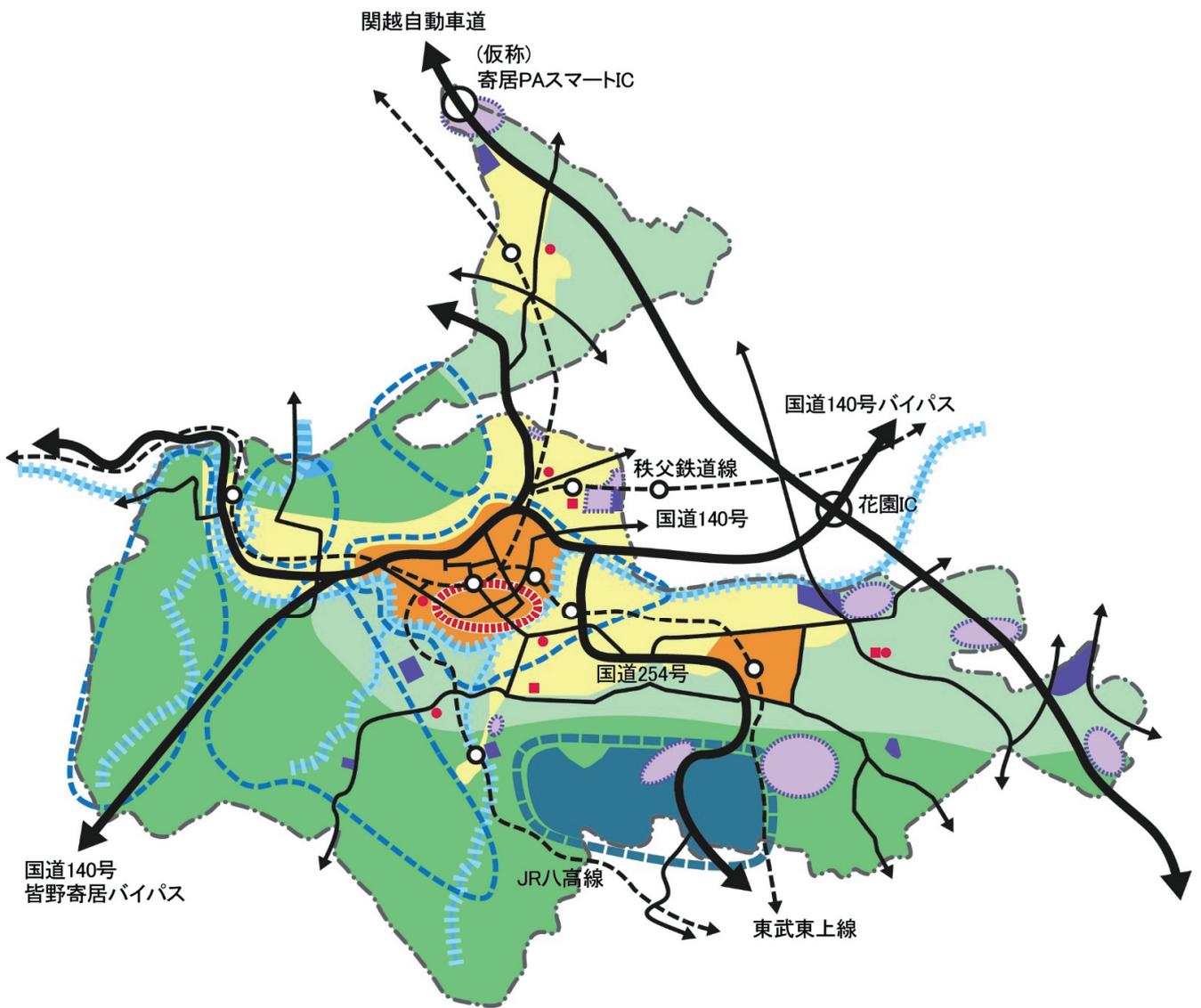
7 森林の利用を優先する地域 ～美しい山並みを形成する山間地域～

林業を振興するとともに、森林が持つ多面的な機能を維持・増進させていきます。あわせて、土砂災害などの危険箇所をふまえた安全対策とともに、観光・体験・交流の場としての整備・活用・維持管理を通じて、中山間地域の活性化を図ります。

8 観光・交流を重点的に振興する地域 ～おもてなしの舞台を充実する地域～

水と緑の美しい景観との調和を図り、水辺や森林、農村など、地域それぞれの特色ある整備を行うとともに、荒川を軸としたネットワーク化と回遊性の向上を図ります。あわせて、広域的な観光・交流の拠点としての中心市街地の整備を進めます。

凡 例	
	コンパクトな市街地を形成する地域
	中心市街地
	農と住の調和のある地域
	先端技術を活かした産業活動を展開する地域
	新たな産業・活力を育成する地域
	(上記のうち工業等導入済みの地域)
	農業的利用を優先する地域
	水辺環境を保全・創造する地域
	森林の利用を優先する地域
	観光・交流を重点的に振興する地域
	道 路
	鉄 道・ 駅
	河 川・ 湖 沼
	小学校
	中学校



第2章

共創の姿勢 ～実効性ある施策・事業展開のために～

第1章の「寄居町が目指す姿」を実現するためには、町民や地域団体、行政、民間事業者などの知恵と力を結集し、町の様々な魅力や価値、持続可能な活力ある地域社会を「共に創る」姿勢が重要です。5つの基本目標に基づく様々な取り組みを具体化するには、この姿勢を大切にして施策・事業立案し、実施していきます。

寄居町が目指す姿

可能性  笑顔満タン よりいまち

基本目標①

夢と創造力にあふれ、未来を拓く人を育むまち

基本目標②

人が集まり、活力に満ちた賑わいあふれるまち

基本目標③

支えあいとふれあいのある健康長寿のまち

基本目標④

安全で環境への配慮と利便性を備えたコンパクトなまち

基本目標⑤

悠久の歴史と爽やかな自然の中で豊かさを感じられるまち

基本目標の取り組みの具体化
(施策・事業の立案、実施)

知恵と力を結集

多彩な主体の
協働

共創
の姿勢

効率的な
行政経営

知恵と力を結集し、町の様々な魅力や価値、持続可能な活力ある地域社会を「共に創る」姿勢

町民参加・協働領域の拡大

戦略的な行財政経営に資する
施策・事業の展開

民間活力の積極的活用

広域連携の推進

情報の適正な管理と効果的活用・情報発信

ここでは、5つの基本目標に基づいて、本町が実施する施策・事業を立案する際の指針となる「基本方針」「基本施策」を定めています。

子育て・人づくり

基本目標
1

夢と創造力にあふれ
未来を拓く人を育むまち

基本方針（1） 結婚・子育て支援

若い世代が寄居町で家族を持ち、暮らし続けたいと思えるよう、経済的支援や保育サービス・子育て支援サービスの充実など、幅広い視点で、結婚、出産、子育てを切れ目なく支援します。

基本施策

- ① 結婚・出産の支援
- ② 子育て支援体制の充実

基本方針（2） 成長と学びの環境の充実

学校教育、生涯学習、スポーツを通じた学びや体験、研鑽の中で、豊かな心や人間性、創造性を育み、一人ひとりが成長できる環境を充実させます。

基本施策

- ① 学校教育と教育環境の充実
- ② 生涯学習環境の充実
- ③ スポーツ環境の充実
- ④ 青少年の健全育成

基本方針（3） 活躍の場の充実

異なる国や地域、文化との交流や相互理解・コミュニケーションを深め、学んだことを高めあう環境づくりを進めます。また、そうした町民の力を、地域の課題解決や魅力づくりに活かせる機会を充実させます。

基本施策

- ① 多様な人の活躍・地域貢献活動の支援
- ② 地域間交流・国際交流の推進

基本方針（4） 一人ひとりを尊重する地域づくり

一人ひとりの個性や違いを相互に理解し尊重する地域、不当な差別や暴力、虐待を受けることなく、自分らしく力を発揮して生きられる地域をつくります。

基本施策

- ① 人権尊重と相互理解の促進
- ② 男女共同参画^{※10}の推進

※10 男女共同参画：真に男女の人権が尊重され、男性も女性も対等のパートナーとして活動に参画できる機会が確保された社会の実現。

基本目標

2

人が集まり活力に満ちた 賑わいあふれるまち

基本方針（１） 賑わい・活力ある地域産業の創出

地域産業の経営基盤を安定させながら、中心市街地の活性化や業種を超えた技術・商品開発などの連携を進め、町の賑わい・活力を創出します。

基本施策

- ① 中心市街地の活性化
- ② 賑わいある商業・サービス産業の振興
- ③ 活気ある工業の振興
- ④ 観光産業の振興
- ⑤ 活力ある農林業の振興

基本方針（２） よろいブランドの創出

自然環境や名水、地場産品（名物）、史跡、祭り、文化資源、ライフスタイルなど、町の価値あるものをパッケージ化し、たくさんの人に、観光や体験・交流、暮らしの中で楽しんでもらえるよう、“よろいブランド”を確立し、積極的に発信します。

基本施策

- ① 地域ブランドの創出
- ② よろい魅力発信の強化

基本方針（３） 安定した雇用の創出

既存事業所の事業継承・経営強化とともに、町内での創業支援や企業誘致を進め、安定的な雇用機会を維持・創出します。若者や女性、高齢者、障害者など、それぞれのライフスタイルに応じて柔軟に働ける環境を充実させ、地域の多様な人材の力を十分に活かしていきます。

基本施策

- ① 企業誘致の推進
- ② 多様な人材の雇用・就労支援（若者・女性・高齢者・障害者等）

基本目標

3

支えあいとふれあいのある 健康長寿のまち

基本方針（１） 健康づくりの推進

身近な診療所や病院による医療の連携とともに、疾病の早期発見や治療、介護予防などの体制を充実させます。生活習慣病などの疾病予防については、日常から生活習慣を改善できるように、啓発や健康づくりを進めます。

基本施策

- ① 保健・医療の充実
- ② 疾病の早期発見と予防
- ③ 生活改善による健康づくり
- ④ 介護予防・介護サービスの充実

基本方針（２） いきいきと暮らせる環境づくり

高齢者の生きがいにつながる人材活用、生涯学習活動の支援、障害者の自立した生活のための支援により、地域でいきいきと暮らせる環境を充実させます。

基本施策

- ① 高齢者の生きがいづくりの支援
- ② 障害者の自立支援

基本方針（３） 支えあう地域づくり

あたたかなふれあいの中で「自助」「共助」「公助」のつながりを強め、ともに見守り、支えあいながら地域で暮らせるよう、人と人の絆や活動基盤を育てます。

基本施策

- ① 地域福祉の充実
- ② 高齢者福祉の充実
- ③ 障害者福祉の充実
- ④ 地域コミュニティの活性化

基本目標
4
**安全で環境への配慮と利便性を備えた
コンパクトなまち**
基本方針（１） 人にやさしいまちづくり

人口減少や高齢化が進む将来においても暮らしや産業活動を支え続けていくために、町の特性にあったコンパクトなまちのあり方を検討し、市街地やそこに立地すべき都市機能を適正に誘導します。

基本施策

- ① コンパクトで計画的な土地利用の推進
- ② 良好な市街地環境の整備
- ③ 公共交通の利便性の向上
- ④ 公園・緑地の維持管理・充実
- ⑤ 公共施設の機能性・利便性の向上

基本方針（２） 環境にやさしいまちづくり

環境分野の先端技術を有する産業集積を活かして、豊かな自然と調和し、次世代に通じるライフスタイルが定着するよう、暮らしの様々な活動における低炭素化や循環型社会の推進に取り組みます。

基本施策

- ① 暮らしの低炭素化の促進
- ② 循環型社会^{※11}の推進

基本方針（３） 安心して暮らせるまちづくり

安心して暮らせる日常の環境づくりを進めるため、防犯・交通安全対策や消防・救急体制を強化します。また、近年、多様化・甚大化する自然災害や大規模な震災などの教訓を活かし、首都直下地震をはじめとする様々な災害への備えとして、防災体制の充実や地域の防災力の強化を進めます。

基本施策

- ① 防犯・交通安全の強化
- ② 防災体制の充実と地域防災力の強化
- ③ 消防・救急体制の強化

基本方針（４） 社会基盤の維持管理・充実

道路、河川、水道、下水道・浄化槽、情報ネットワークなどの社会基盤が生活を支え続けられるよう、維持管理や老朽化対策、更新などを計画的に進めます。

基本施策

- ① 道路網・河川の維持管理・充実
- ② 水道の安定供給
- ③ 下水道・浄化槽等の整備促進
- ④ 情報ネットワークの充実

※11 循環型社会：大量生産・消費・廃棄型の社会ではなく、資源の利用や廃棄を最小限にとどめ、資源の再利用・再生を図るなど、環境への影響をできるだけ低減する社会。

基本目標
5
**悠久の歴史と爽やかな自然の中で
豊かさを感じられるまち**
基本方針（１） 歴史の継承、文化の振興

史跡や文化財など歴史資源の保護とともに、祭りや伝統行事を受け継ぎ、悠久の時を感じる歴史や文化的な豊かさを感じられるまちづくりを進めます。

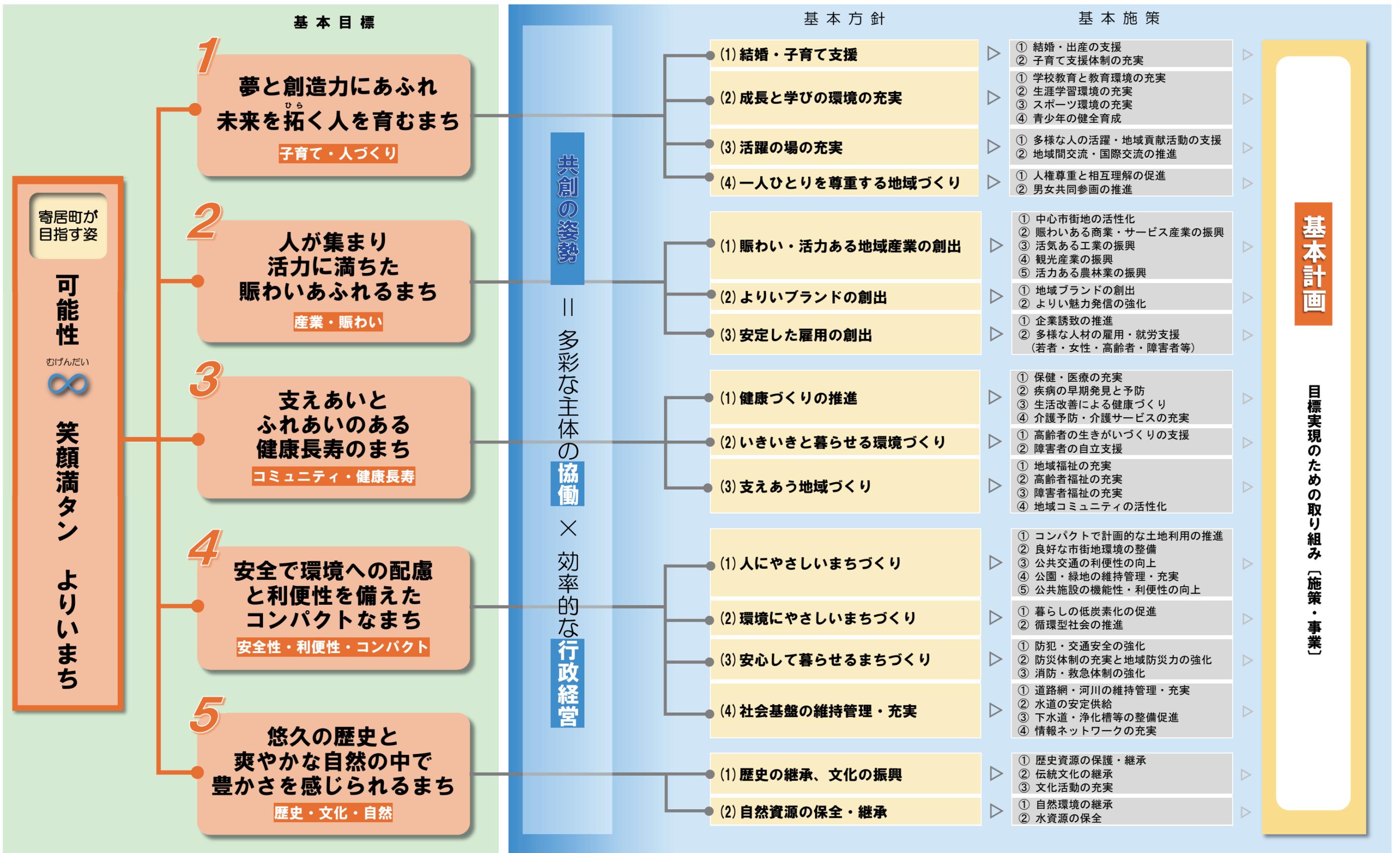
- | | |
|------|--------------|
| 基本施策 | ① 歴史資源の保護・継承 |
| | ② 伝統文化の継承 |
| | ③ 文化活動の充実 |

基本方針（２） 自然資源の保全・継承

豊かな自然に、市街地や産業活動が包み込まれるよう調和を図り、美しい山並み、水の循環、多様な動植物の生息・生育環境などを保全・継承します。

- | | |
|------|-----------|
| 基本施策 | ① 自然環境の継承 |
| | ② 水資源の保全 |

第6次寄居町総合振興計画 基本構想体系図



第3部 前期基本計画

基本目標1 夢と創造力にあふれ 未来を拓く人を育むまち

基本目標2 人が集まり活力に満ちた 賑わいあふれるまち

基本目標3 支えあいとふれあいのある 健康長寿のまち

基本目標4 安全で環境への配慮と利便性を備えた コンパクトなまち

基本目標5 悠久の歴史と爽やかな自然の中で 豊かさを感じられるまち

共創の体制づくり

基本目標
1

夢と創造力にあふれ
未来を拓く人を育むまち

基本方針	基本施策
(1) 結婚・子育て支援	① 結婚・出産の支援
	② 子育て支援体制の充実
(2) 成長と学びの環境の充実	① 学校教育と教育環境の充実
	② 生涯学習環境の充実
	③ スポーツ環境の充実
	④ 青少年の健全育成
(3) 活躍の場の充実	① 多様な人の活躍・地域貢献活動の支援
	② 地域間交流・国際交流の推進
(4) 一人ひとりを尊重する地域づくり	① 人権尊重と相互理解の促進
	② 男女共同参画の推進

基本方針(1) 結婚・子育て支援

【結婚を希望する町民が結婚できる環境を整えます。安心して子育てできるまちを目指します。】

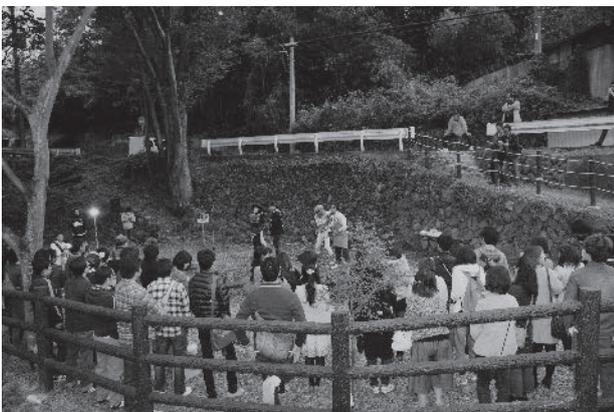
基本施策① 結婚・出産の支援

5年後の目指すべき姿

- ・若い世代が寄居町で出会い・結婚する環境が整っています。
- ・妊娠・出産に関する相談・支援体制の充実により、安心して妊娠・出産ができる環境が整っています。
- ・町外から本町に移り住む若い世代が増加し、3世代がすぐ近くで暮らす中で、子育て世帯を中心とした若い世代と高齢者が互いに支えあうことから生じるゆとりあるライフスタイルが地域に根付いています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.27 (H20-24)	1.56
婚姻届出数	417件 (H27)	420件
転入者数	1,086人 (H27)	1,200人
婚活イベントのカップル成立数	10組 (H27)	10組
新規住宅補助制度利用等による移住者	-	累計600人



現状および課題

- ・本町の合計特殊出生率（2008～2012年）は、未婚率の上昇や晩婚化などにより1.27と全国平均1.38、埼玉県平均1.31を下回っています。
- ・経済的な不安や子育て環境への不安により、理想とする子どもの数を実現できない若い世代が増えています。
- ・若い世代の出会いの場の提供や経済的負担の軽減により、安心して結婚・出産できる環境を整える必要があります。
- ・10代後半から20代後半までの若い世代の転出傾向が強まっている中、婚活支援と定住促進が一層強く求められます。

主な取り組み

取り組み	内容
出会いの場の提供	街バルや街コン、婚活イベントなどの実施により、若い世代の出会いの場を創出します。
経済的負担の軽減	子ども医療費の支給や給食費の段階的無料化などにより、若い世代の経済的負担の軽減を図ることで、子どもを持ちたい世代や子育て世代を支援します。
相談・支援体制の充実	子育てに対する不安を取り除き、安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠・出産に関する相談体制や訪問事業の充実を図ります。
不妊治療費の助成	不妊治療を受けようとする夫婦に対して、治療費の一部を助成し、子どもを持ちたい若い世代を支援します。
若い世代のUターン促進	若い世代の転入と3世代居住を促進し、町内における子育て世代を中心とした定住環境を整備します。

基本施策② 子育て支援体制の充実

5年後の目指すべき姿

- ・ 妊娠期から子育て期の各ステージで支援内容が充実しており、地域でも子育て家庭を応援することが浸透し、多くの町民が「子育てが楽しい」と実感しています。
- ・ 地域、児童福祉施設等、学校などの連携強化により、子どもたちが安全に過ごせる環境が整っています。
- ・ 町内の保育所（園）・幼稚園等の交流や情報交換、幼児期からの特色ある教育などが行われ、小学校入学前の子どもたちが、スムーズに学校教育に対応できる準備が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (子育て環境)	4.8% (H27)	10%
子育て支援センター 利用者数	6,165人 (H27)	7,300人
待機児童数	0人 (H27)	0人
合計特殊出生率【再掲】	1.27 (H20-24)	1.56



現状および課題

- ・ 核家族化が進む中で、育児支援を必要とする家庭が増えていますが、支援の必要性があっても制度の利用に至らない家庭も多く、その家庭を見守る体制が必要です。
- ・ 子育ての相談や仕事と育児の両立を可能にするための保育など、多様化するニーズにあわせた子育て支援の充実が必要です。
- ・ 幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期であることから、就学前の教育の充実、保・幼・小・中の連携によって、スムーズに学校教育に対応していくためのサポートの重要性が高まっています。
- ・ 児童虐待の問題は本町でも年々増加しており、県および町の関係機関との連携により初期段階での適切な対応が必要となっています。

主な取り組み

取り組み	内容
子育て世代包括支援センターの設置	妊娠期から子育て期の各ステージにおいて、必要な支援が受けられるよう、相談支援体制を構築します。
子育て支援体制の充実	妊産婦・新生児訪問から乳幼児健康相談や育児教室、健康診査、事後指導など継続的な子育て支援相談・体制の充実を図ります。
地域ぐるみの子育て支援のしくみの構築	地域ぐるみの子育て支援のしくみをつくり、地域の健全な子育て機能の充実を図ります。地域コミュニティにおける自主的な子育て支援活動への応援とそのネットワークづくりを進めます。
子育て支援情報の充実	多様な情報媒体を活用して、子どもの予防接種や子育てに関する情報を提供します。
保育施設の整備	多様な保育ニーズに対応できるよう、老朽化した公立保育所の整備について検討していきます。
保育サービスの向上	病後児保育・一時保育・延長保育や放課後児童保育など、子育て世代が安心して働くことができるよう、多様な保育サービスの向上に努めます。
就学前教育の充実	町内保育所（園）、認可外保育施設および幼稚園との相互交流と情報交換などを進め、幼児（未就学児）教育の充実を図ります。
要保護児童対策の推進	子どもに対する虐待の早期発見、的確な対応を図るため、児童福祉の専門職を配置するなど、要保護児童対策を推進します。

基本方針(2) 成長と学びの環境の充実

【学校教育、生涯学習、スポーツを通し、豊かな心と人間性・創造性を育てる環境を整えます。】

基本施策① 学校教育と教育環境の充実

5年後の目指すべき姿

- ・自らの未来を切り拓く確かな学力が身についています。
- ・ICT^{※12}の活用や能動的な学習活動を通じて、児童生徒の理解が深まる授業が行われています。
- ・学校施設の整備などにより、児童生徒が安全・安心に、そしてのびのびと過ごせる教育環境が整っています。
- ・9年間を見通した教育課程で、小学校と中学校が一体となり、知・徳・体^{※13}のバランスのとれた児童生徒が成長しています。
- ・障害がある者となない者が、同じ教室でともに学び合える支援が行われています。

現状および課題 ～学校教育～

- ・学力向上において、学力調査の平均正答率の向上、特に基礎的・基本的な学習内容を確実に定着させることが求められています。
- ・アクティブラーニング^{※15}を取り入れた授業を実践し、児童生徒に確かな学力を保障していくことが必要です。
- ・グローバル化が進む中、小学校でも外国語の教科化がはじまっており、グローバル社会に対応した人材を育成する必要がますます高まっています。
- ・「真の学ぶ力」を育むことのできる指導力と使命感を兼ね備えた教職員を育成していくことが必要です。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度(教育環境)	11.6%(H27)	20%
学校運営に協力する町民の数	2,800人(H27)	2,900人
全国学力・学習状況調査結果(全国平均正答率を上回る小中学校の割合)	44%(H27)	75%
体力テストの達成度	小学校93% 中学校87%(H27)	小学校95% 中学校90%
埼玉県学力・学習状況調査結果(小学校4年生の県平均正答率を上回る小学校の割合)	33%(H27)	80%
土曜スクールサポート事業参加者率(中学生)	23%(H28)	30%
中学校英検合格率	-	3級以上合格50%
屋内運動場および武道場非構造部材の耐震化完了校数	0校(H28)	9校
理科教育等設備の整備状況	44%(H27)	70%
学校運営協議会 ^{※14} の設置数	0校(H27)	9校

主な取り組み

取り組み	内容
確かな学力の育成	「真の学ぶ力」を身につけ、自らの未来を切り拓くことができるよう、基礎的な知識・技能はもちろん、学ぶ意欲や思考力・判断力など、確かな学力を育てていきます。
英語教育の推進	ALT(外国語指導助手)の増員や職員研修、英語活動推進事業などの充実により、グローバル社会に対応した人材を育成します。
小中一貫教育の推進	中1ギャップの解消や学びの連続性による学力向上を目指し、小中一貫教育の具現化を目指します。
健やかな体づくり	体力テスト県下トップクラスを維持します。また、食育学習を通じて健やかな体づくりを支援します。
インクルーシブ教育 ^{※16} の推進	学校サポーターや介助サポーターの活用、巡回相談の充実など、インクルーシブ教育を推進します。
教職員の資質向上	教職員研修の充実、指導委員制度などにより、優れた指導力と使命感を備えた教職員を育成します。

※12 ICT: Information and Communication Technologyの略で、一般に情報通信技術と訳される。

※13 知・徳・体: 確かな学力(知)、豊かな心(徳)、健やかな体(体)のこと。

※14 学校運営協議会: 地域とともにある学校づくりを進めるしくみのこと。

※15 アクティブラーニング: 児童生徒が主体的・対話的で深い学びを実現する学習指導のこと。

※16 インクルーシブ教育: 障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べる教育のこと。

現状および課題 ～教育環境～

- ・国では、ICTを活用した教科指導や学習教材による教育の情報化が進められており、本町でも学びの場への活用を進めるための環境づくりが求められています。
- ・児童生徒の健全な教養を育成するために、学校図書館の資料の整備を進めるとともに、理科教育などのための設備や学校教材の整備を推進していく必要があります。
- ・学校内や登下校時における事件、事故、災害などから子どもたちを守ることが一層強く求められています。
- ・学校の校舎や体育館は耐震化が終了していますが、子どもたちの安全や災害時の避難所としての学校の役割を考えると、照明器具などの非構造部材の耐震化を図り安全性を確保する必要があります。
- ・安全で快適な学びの場を整えていく上では、老朽化が進む学校施設の計画的な改修を進める必要があります。
- ・子どもたちが、健やかな学校生活を過ごすためには、安全・安心な給食の提供が欠かせません。そのためには、給食センターの施設・設備の適切な管理運営と食の安全や食育の充実に努める必要があります。
- ・開かれた学校、信頼される学校づくりの推進には、学校・地域住民・保護者が一体となって学校運営に取り組む必要があります。
- ・経済的に困難な家庭の子どもたちや障害のある子どもたちの就学などを支援していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
学校情報通信機器の更新・充実	ICTを活用した教育環境を整備します。
学校図書館の充実	学校図書館図書標準に基づく図書館資料の整備と図書館環境の充実を図ります。
学校教材の充実	理科教育振興法に基づき、理科教育などに必要な設備の整備を行います。また、義務教育諸学校の教材整備指針に基づき教材の充実を図ります。
子どもたちの安全・安心の確保	学校応援団など地域と一体となった登下校時の防犯・交通安全対策を推進します。
学校施設の耐震化の推進	照明器具などの非構造部材について耐震化を図り、児童生徒の安全確保と災害に強い避難所としての整備を進めます。
学校施設の長寿命化	小中学校施設（プールを含む）の多機能化や複合化などをふまえながら大規模改修を行います。
男衾中学校の建替え事業の推進	男衾小学校との小中一貫教育も視野に入れながら調査・研究を行い建設計画を策定します。
学校給食の充実	給食施設・設備の適切な管理と整備に努めます。また、食材の地産地消を推進し、安全な食材の確保に努め、アレルギー食品除去食などの研究を進めていきます。
学校運営の改善	地域とともにある学校を目指し、学校運営協議会制度の設置を推進していきます。
就学援助制度の推進	私立幼稚園就園奨励費、就学援助費、特別支援教育就学奨励費、修学資金などの制度を実施していきます。



基本施策② 生涯学習環境の充実

5年後の目指すべき姿

- ・生涯学習や芸術・文化に親しめる環境が充実し、町民誰もが心豊かな生活を実感しています。
- ・町民ニーズに合った講座・教室を実施し、仲間づくりが進み、そこから新たなサークル団体や指導者が生まれています。
- ・子どもたちや若い世代の中からも、町の芸術・文化活動を牽引する人材が育っています。
- ・親しみやすく利用しやすい図書館では、多くの町民の教養、調査研究、レクリエーションなどに資する資料が貸し出され、情報交換の場、地域の広場となっています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (生涯学習活動)	14.0% (H27)	20%
学習講座の参加者数	1,656人 (H27)	2,250人
図書館貸出点数	263,471点 (H27)	265,000点
中央公民館の利用者数	72,870人 (H27)	80,000人
中央公民館利用団体 協議会加盟団体数	68団体 (H27)	75団体



現状および課題

- ・ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、生涯学習へのニーズも変化しています。
- ・様々な世代、特に子どもや若い世代が、参加したくなる講座などを開催するとともに、芸術・文化における全国大会などへの参加に対する積極的な支援を行い、町の芸術・文化活動の担い手、目標となる人材を育成していく取り組みが必要です。
- ・図書館では、多様化する町民ニーズに向きあうため、読書相談をはじめとする図書館サービスの向上に努める必要があります。
- ・中央公民館をはじめ、老朽化した施設については、計画的な維持管理に努めるほか、施設のあり方も含めて検討していかなければなりません。
- ・近年は地域のつながりが希薄化しているといわれているため、町の生涯学習拠点には、その再構築のための機能も求められています。

主な取り組み

取り組み	内容
学習講座の開催	町民ニーズに応えるよう、町の人材や資源を発掘し、魅力ある学習機会の創出に努めていきます。さらに、学習機会を通じて得た知識を活かして、仲間をつくり、地域の様々なまちづくりに貢献できる力を育てていきます。
子どもたちの夢の発見・夢の実現につながる支援（芸術・文化活動）	子どもたちの芸術・文化活動を通じた夢の発見・夢の実現につながる支援を行います。また、全国大会・県大会などに出場する団体や個人への派遣費などの補助支援制度の創設を検討します。
図書館の充実	町民に求められる資料の充実、インターネットなどの利用環境の拡充ならびに貴重資料の電子化を進めます。また、講座や移動図書館の充実、読書通鳥の配布などを通じて、すべての世代に図書館利用を促進していきます。
社会教育施設の維持管理	コミュニティセンターなどの社会教育施設の適切な維持管理に努めていきます。
中央公民館大規模改修	利用者の安全確保・サービスの向上のため、ホール天井の耐震化や各種設備の改修工事を行います。

基本施策③ スポーツ環境の充実

5年後の目指すべき姿

- ・多くの町民がライフステージや自らの体力に応じてスポーツに取り組み、健康的に生涯スポーツを楽しんでいます。
- ・児童生徒など若い世代がスポーツに打ちこめる環境・支援体制が整っており、トップ・アスリートが育っています。
- ・町民が行っている多様なスポーツに関する施設が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (スポーツ環境)	16.1% (H27)	30%
社会体育施設の利用者数	102,276人 (H27)	110,000人
体育協会加盟団体数	25団体 (H27)	25団体
スポーツ少年団加盟団体数	18団体 (H27)	19団体



現状および課題

- ・町民の健康づくりの機運が高まっており、各種スポーツ大会・教室の開催を通じて、生涯スポーツを推進していく重要性が高まっています。
- ・町出身のスポーツ選手が世界で活躍しており、東京オリンピック・パラリンピックの開催は、町のスポーツ振興の好機となります。
- ・町民、とりわけ子どもたちのスポーツへの関心・参加意欲を高める取り組みや、トップ・アスリートへの成長につながる大会参加を支援することが求められます。
- ・スポーツ施設の老朽化が進行しているため、適正な維持管理が必要です。
- ・人口減少や少子高齢化が進行する中でも、体育協会やスポーツ少年団本部役員の世代交代、所属団体の確保および所属者数の増員を図るとともに、今まで以上の支援を通じて競技人口を拡大していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
生涯スポーツの推進	すべての町民がライフステージに応じた様々なスポーツ活動が楽しめることはもとより、健康で長寿につながる誰もが楽しく取り組めるスポーツの普及に努めます。
スポーツによる町の活性化	ラグビー W杯や東京五輪の開催を契機とし、町民のスポーツへの関心を高めるイベントなどを実施します。
子どもたちの夢への支援(スポーツ)	子どもたちのスポーツを通じた夢の発見・夢の実現につながる支援を行います。また、全国大会・県大会などに出場する団体や個人への派遣費などの支援制度も拡充を検討します。
スポーツ施設の充実	総合体育館や運動公園については利用者のニーズにあわせた適正な維持管理に努めます。また、施設の有効活用と充実に努めます。
スポーツ活動団体の支援	体育協会やスポーツ少年団の活動を支援し、加盟団体の育成に努めます。

基本施策④ 青少年の健全育成

5年後の目指すべき姿

- ・ 青少年や地域の健全育成などの活動によって、地域が一体となって青少年を見守っています。
- ・ いじめ問題や不登校に対する課題解決のため、相談体制の充実や学校・地域・家庭間の連携が図られています。
- ・ 子どもたちが将来、自ら考え自立した生活が送れるよう、地域活動やボランティア活動に参加できる環境が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
非行・被害防止などのキャンペーン参加者数	92人 (H27)	100人
青少年相談員事業の参加者数	57人 (H27)	70人



現状および課題

- ・ 地域社会の希薄化や核家族の増加により、子どもたちが社会と接する機会が少なくなっています。
- ・ 地域ぐるみの育成支援については、青少年の非行・被害防止キャンペーンや各中学校区の健全育成協議会による独自活動が定着してきました。
- ・ 社会や家庭環境が複雑化している現代において、いじめ問題などの子どもを取り巻く課題解決のためには、学校だけでなく地域や家庭が一体となった対応がより重要となっています。
- ・ 今後も見守り隊などの地域の協力を得ながら、町民の防犯意識の高揚を図っていく必要があります。
- ・ 最近はインターネット上のトラブルや犯罪が増えているため、青少年がそれらに巻き込まれないような教育や対策が必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
地域ぐるみの育成支援	地域の絆、家族の絆を強めるなど、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、また、青少年を取り巻く環境の改善や非行防止対策のため、地域で子ども見守り活動を推進します。
いじめ対策の強化	いじめ問題対策連絡協議会の設置など、学校、地域、家庭が連携し、いじめ問題に対する体制を整備します。
インターネット使用ルールの作成	児童生徒がネット犯罪などに巻き込まれないように、親子で学べるインターネット使用ルールを作成し、犯罪抑止に努めます。
青少年相談員の活動支援	青少年相談員の活動を支援し、自然体験や様々な事業を通じて、子どもの健全育成を推進します。

基本方針(3) 活躍の場の充実

【異なる国や地域、文化との交流を図り、そこで培われた町民の力を地域の課題解決に活かす場を充実させます。】

基本施策① 多様な人の活躍・地域貢献活動の支援

5年後の目指すべき姿

- ・ NPO、町民、行政が協働して各種事業に取り組み、地域の問題解決やまちづくりに力を発揮していけるしくみが構築されています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (地域活動)	7.4% (H27)	10%
NPO等との協働活動事業数	7事業 (H27)	12事業



現状および課題

- ・ 本町では、自治組織のほか、様々な分野の団体やボランティア組織、NPOなどが地域で活動しています。
- ・ 行政だけでは対応が困難な課題も増えてきており、町民、NPOなど様々な主体が力をあわせて地域で抱えている課題に応える取り組みが必要となっています。
- ・ NPOなどの活動内容や事業についての情報提供を積極的に行うとともに、各団体と行政、町民の連携を強めるしくみづくりに取り組む必要があります。
- ・ ボランティアの育成については、鉢形城案内ボランティアの研修を実施し、資質の向上に努めた結果、依頼者からの評価が高く、再度ボランティアの指名を得るなどの成果が出ています。
- ・ 今後は、シニア世代をはじめ、若者にも地域貢献活動に対する理解と関心を深めてもらう取り組みが必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
NPO情報の収集・提供	NPOなどの活動情報の収集・提供に努め、NPO、町民、行政それぞれの橋渡しの役割を果たします。
ボランティアの人材育成	ボランティアへの興味や関心を深めるきっかけづくりや、情報の提供を積極的に行います。また、ボランティア養成講座の開催など、地域の担い手となる人材育成を支援します。
寄居うん蓄の発掘・ストック	寄居生活学の達人登録などを通じて、寄居の魅力にまつわる様々な「うん蓄」を発掘しストックします。そして、歴史や文化の知識のほか、町の魅力を十分に活かした遊び方、暮らし方などの技能や経験に関する情報を体系的に整理し、管理していきます。

基本施策② 地域間交流・国際交流の推進

5年後の目指すべき姿

- ・ 町への関心が高まり、町民が笑顔で来訪者を迎え、来訪者も笑顔になるあたたかな交流が増えています。
- ・ 異なる特性を持つ地域や異文化との交流を通じて、理解と認識が深まり、双方の活性化が図られています。
- ・ 産業活動や地域の活動でも、海外の企業や外国人との交流およびグローバル化が進み、地域経済に活力が芽生えています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (国際交流)	2.4% (H27)	5%
交流都市数	4 (H28)	5



現状および課題

- ・ 地域間交流を通じて双方の特性の違いを感じることで、改めて町の魅力や欠けている点を再認識すること、また、異なる地域の取り組みをヒントに町の魅力を創出していくことが求められています。
- ・ 国際化が進む現代においては、外国語能力やコミュニケーション能力を磨くことはもとより、互いの文化の違いを認めあい、国際社会で積極的に行動できる人材が必要です。
- ・ 平成25年よりアメリカ合衆国オハイオ州メアリズビル市との交流が始まったほか、平成28年から東京オリンピック事前キャンプの実施に向けたブータン王国との交流が行われており、今後はより幅広く活発な交流が望まれます。

主な取り組み

取り組み	内容
地域間交流の推進	戦国大名である北条氏にゆかりのある小田原市、八王子市との観光事業などの連携を強化します。その他、県内の中学生林間学校受入などを検討していきます。
若者に対する国際理解・交流の推進	国際理解教育を推進するとともに、海外留学など、世界でチャレンジしたい若者を支援します。
メアリズビル市との交流	アメリカ合衆国オハイオ州メアリズビル市との文化交流、人的交流、技術・経済交流の活性化を図ります。
ブータン王国との交流	2020年東京オリンピックにおけるブータン王国の事前キャンプを実現させ、スポーツの振興、教育文化の向上や地域の活性化を図ります。

基本方針(4) 一人ひとりを尊重する地域づくり

【一人ひとりがお互いの権利を尊重し、性別・年齢・国籍・障害の有無などによる
バリアを感じることなく、自分らしく社会に参画できる地域づくりを進めます。】

基本施策① 人権尊重と相互理解の促進

5年後の目指すべき姿

- ・町民の人権への理解が進み、お互いを思いやり、一人ひとりの人権が守られています。
- ・偏見などによる不当な差別をすることも受けることもなく、誰もがいきいきと暮らしています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
人権問題研修会への参加者数	2,072人 (H27)	2,200人



現状および課題

- ・女性、子ども、同和問題などの人権問題に加え、インターネットを悪用した人権侵害、性的マイノリティ（少数者）^{※17}への偏見や差別など、新たな人権問題も顕在化してきています。
- ・自分らしくいきいきと、充実した暮らしを送るためには、地域や職場、家庭においても偏見や不当な差別がなく、個性や能力を發揮できる環境づくりが必要です。
- ・誰もが気軽に相談でき、新たな人権問題にも対応できるよう、相談員や職員の一層のスキルアップが求められています。
- ・本町でもDV（ドメスティック・バイオレンス）^{※18}被害の相談件数が増加傾向にあり、被害者への迅速な対応がとれる体制を整えることが求められています。
- ・同和問題の解消のために引き続き、教育・啓発事業を推進していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
人権教育・啓発の推進	人権尊重社会の実現のために、様々な人権問題の解決に向け、一人ひとりの人権に対する正しい理解を深めるための事業を推進していきます。
相談体制の充実	一人ひとりが安心して暮らせる社会づくりのため、多様化する町民の悩みや不安解消のきっかけとなるよう、誰もが気軽に相談できる体制を充実させます。
女性の人権擁護	増加傾向にあるDV被害者への支援体制の充実を図るとともに、女性の人権が守られるような意識づくりに向けた啓発を行います。
同和対策の推進	同和問題は、日本固有の人権問題です。今後も解消に向けて、教育・啓発活動を進めるとともに、生活環境の改善対策や隣保館事業を推進します。

※17 性的マイノリティ（少数者）：同性愛や性別に違和感を覚える人々、性同一性障害などの人々をいう。

※18 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある男女が相手に対してふるう暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的な暴力や言葉の暴力なども含まれる。

基本施策② 男女共同参画の推進

5年後の目指すべき姿

- ・性別に捉われることなく、男女がともに力をあわせ、それぞれが社会の一員として自分の個性や能力を十分に発揮しています。
- ・町内企業や役場内において、妊娠期および出産後における配慮や男性の子育て目的の休暇等の取得が促進されるなど、女性が活躍できる環境が整備されています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
各種審議会などへの女性参画率	11.8% (H27)	30%
町役場の女性管理職の登用率	8.77% (H27)	20%



現状および課題

- ・「男女共同参画プラン2010」に基づき男女が対等なパートナーとして、豊かな地域社会が築かれるよう、様々な施策を推進しています。
- ・男女がお互いに責任を分かちあい、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が望まれています。女性の社会参画は十分に進んでいないのが現状です。
- ・様々な場面において、男女がともに各々の才能を十分に発揮するためには、女性が自らの意識や意欲を高めるとともに、地域や職場で女性の活躍を正当に評価する意識改革が必要です。
- ・女性の社会参画を進めるためには、ワーク・ライフ・バランスの普及が不可欠であり、働く女性を支援する環境整備や、男性の家事・育児への参加を促す啓発をしていく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
男女共同参画の意識づくり	研修会や講演会の実施、啓発パンフレットなどの配布を通じて、男女共同参画社会実現のための意識啓発を行います。
男女共同参画に向けた環境づくり	男女共同参画推進プランと実施計画を推進し、地域、家庭、職場、学校における男女共同参画に向けた環境を整えます。
政策決定過程における女性の参画	様々な分野における政策や方針の立案・決定過程に女性の参画を推進していきます。

基本目標
2

人が集まり活気に満ちた
賑わいあふれるまち

基本方針	基本施策
(1) 賑わい・活力ある地域産業の創出	① 中心市街地の活性化
	② 賑わいある商業・サービス産業の振興
	③ 活気ある工業の振興
	④ 観光産業の振興
	⑤ 活力ある農林業の振興
(2) よろいブランドの創出	① 地域ブランドの創出
	② よろい魅力発信の強化
(3) 安定した雇用の創出	① 企業誘致の推進
	② 多様な人材の雇用・就労支援（若者・女性・高齢者・障害者等）

基本方針(1) 賑わい・活力ある地域産業の創出

【地域産業の経営基盤を安定させ、中心市街地の活性化や業種間での連携を進め、賑わいと活力あるまちを目指します。】

基本施策① 中心市街地の活性化

5年後の目指すべき姿

- ・ 中心市街地の人口減少が緩やかになり、中心市街地に町内外からたくさんの方が買い物や観光を目的に訪れ、賑わいや活気が生まれています。
- ・ 店舗数や売上の改善が図られ、商店街が活性化しています。
- ・ まちなかから荒川周辺にたくさんの方が訪れ、歴史・文化・自然を楽しんでいます。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (中心商業地の賑わい)	2.6% (H27)	10%
市街地地区人口	2,565人 (H28)	2,357人
歩行者・自転車通行量 (中心市街地内12時間、10 地点合計)	平日5,824人 休日5,591人 (H27)	平日6,115人 休日5,870人



現状および課題

- ・ 本町の中心市街地は、長い歴史の中で経済や交通の要衝として賑わってきましたが、近年は都市機能の郊外移転や大規模商業施設の郊外立地などもあり、空き店舗の増加が進行しています。
- ・ 中心市街地の居住人口は、昭和40年代から減少し続けており、当時の約半数程度となっています。
- ・ 行政、地元事業者、地域が足並みをそろえて、「人が集まる」「賑わいを取り戻す」ために、基盤整備や商業振興、居住推進などによる活力の創出を図る必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
中心市街地活性化事業	「寄居町中心市街地活性化基本計画※19」を策定します。また、駅前広場や都市計画道路の整備改良、水天宮祭や北條まつりなどの既存イベントの活用、観光・集客拠点の整備等を実施します。それにより、中心市街地の整備改善や商工業の振興による快適で良好なまちづくりを目指します。
荒川周辺の水辺整備による賑わいと活気づくり	荒川周辺の水辺整備やまちなかへの回遊性を高めるルート設定などにより、中心市街地の賑わいや活気の創出を目指します。

※19 中心市街地活性化基本計画：中心市街地における、都市機能の増進および経済活力の向上等を総合的かつ一体的に推進し、まちづくりと地域経済の活性化を目指すための計画。自治体が策定し、国に認定されると計画に基づく取り組みに対して重点的な支援が受けられる。

基本施策② 賑わいある商業・サービス産業の振興

5年後の目指すべき姿

- ・町と商工会が協力し、中小企業の先導的役割を担い、経営改善や創業支援などの確な道標を示して、中小企業の経営安定化、市街地の発展に大きく貢献しています。
- ・空き店舗の有効活用が進み、次世代の経営者へバトンが引き継がれ、中心市街地に賑わいが回復しています。
- ・住宅改修資金補助制度が町民に定着しており、循環型地域経済活性化の模範となっています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度（商業）	9.7% (H27)	20%
チャレンジショップ支援事業による創業件数	3件 (H27)	累計10件
経営革新計画※ ²⁰ 策定件数	累計89件 (H27)	累計160件
住宅改修資金補助件数	48件 (H27)	50件



現状および課題

- ・中心市街地の活性化や中小企業の経営基盤の強化に向けて、先導的な役割が期待される商工会の活動を支援しています。今後も、継続的な連携で各種事業に取り組んでいく必要があります。
- ・市街地を横断的に網羅する新しい商店会「ふるさと寄居商店会」が設立されたことをきっかけとして、一店舗では困難な取り組みであっても、商店会だからこそ達成できる事業に一丸となって向かっていくことが求められます。
- ・空き店舗などの活用は大きな課題であるため、空き店舗等活用補助制度などにより、効果的な活用を進めていく必要があります。
- ・新しい時代に対応した後継者・若手リーダーの育成を支援し、産業活力の維持を図る必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
商工会への支援	商工会への支援を通して商工業の振興を図ります。
経営革新計画の策定支援による経営改善指導	新たに経営革新計画を策定することによって、町内企業の成長を促すため、商工会に対する計画策定の支援を行います。
商店会への運営支援	商店街の振興発展を目的に、商店会の運営を支援します。
チャレンジショップ支援事業	空き店舗などの活用促進のため、現在の空き店舗等活用補助制度を拡充します。
後継者・若手リーダーの育成	中小企業に対する後継者対策として、後継者育成研修・事業継承セミナーなどへの参加を支援します。
住宅改修資金補助制度による支援	地域経済の活性化および快適な住環境の推進を目的に、町民が町内の事業者へ依頼した住宅改修工事の工事費用の一部を補助します。

※²⁰ 経営革新計画：中小企業が新事業に取り組み、経営の相当程度の向上を図ることを目的に策定する中期的な経営計画書。都道府県の承認を得ることで資金調達や販路開拓などについての支援を受けることができる。

基本施策③ 活気ある工業の振興

5年後の目指すべき姿

- ・企業間の連携がより強固なものになり、新しい技術やビジネスが生まれています。
- ・町内の企業がその技術をいかんなく発揮し、新たなビジネスチャンスを手に入れています。
- ・近年増加している空き施設の有効活用のため、空き工場、空き店舗、空き倉庫などに関する情報収集やスムーズに活用するしくみができています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度（工業）	6.1% (H27)	8%
製造品出荷額等 (工業統計調査)	323,674 百万円 (H26)	330,000 百万円



現状および課題

- ・三ヶ山地区では、彩の国資源循環工場が整備され、事業者が相互に連携し技術開発に取り組んでいるほか、富田谷津地区での自動車生産工場の本格稼働により、周辺地域にも関連企業の集積がはじまりました。
- ・今後は、町内の企業とともに、先端技術や環境技術を活かし、ビジネスの創造・発信ができるまちづくりに努める必要があります。
- ・町内には優れた技術を有する企業があることから、商工会と連携したビジネスマッチング^{※21}の支援や、後継者育成による技術の承継など、事業継続や拡張、新規事業展開へのチャレンジを支援し、地域経済の発展につなげていく必要があります。
- ・空き工場などについては、遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を目的に、商工会と連携して、どのような活用法があるのか見定め、運用していく枠組みを作る必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
企業との連携	先端技術や環境技術、ビジネスの創造・発信ができるまちづくりを目指すとともに、工業振興や雇用の創出などを目的に、企業との連携強化を図ります。
販路開拓支援	町内の企業がその技術をいかんなく発揮し新たなビジネスチャンスを手にするを目的に、商工会が行う販路開拓（展示会や商談会への参加等）を支援します。
後継者・若手リーダーの育成【再掲】	中小企業に対する後継者対策として、後継者育成研修・事業継承セミナーなどへの参加を支援します。
空き工場等の活用	空き工場など遊休事業用不動産を有効活用する枠組みを作ります。

※21 ビジネスマッチング：商品やサービスの提供側とその利用者側との間に入り、結び付けてビジネスにつなげること。

基本施策④ 観光産業の振興

5年後の目指すべき姿

- ・観光資源としての価値を高める「おもてなし」の舞台づくりが着実に進み、外国人観光客をはじめ、多くの来訪者に優しい環境となっています。
- ・歴史ある伝統行事が発展的に継承されるとともに、四季折々のイベントや自然・花などの見どころの充実により、一年中観光客が絶えません。
- ・広域観光戦略が効果をあげ、寄居町の名前が広まるとともに、新規観光客が増えています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (観光とリゾート)	4.8% (H27)	10%
入込観光客数	121万人 (H27)	130万人



現状および課題

- ・本町には、日本の里や鉢形城歴史館などの施設をはじめ、各種祭りやハイキング、花見、バーベキュー、紅葉狩り、みかん狩り、わかさぎ釣りなどを楽しめる魅力的な観光資源が豊富にあります。今後、季節ごとの目玉となる観光資源を育てていく必要があります。
- ・町が誇るべき観光資源はそれぞれに独立しているため、各々の価値を見直し、点と点を結んで、寄居を満喫できるネットワークを形成することが求められます。
- ・近隣自治体や北条氏ゆかりの自治体などと手を組み、観光のオフシーズンを相互補完するとともに、観光客の往来を促す広域観光戦略の展開が期待されています。
- ・観光案内看板の老朽化が進んでおり、外国人観光客を視野に入れた見直しを検討する必要があります。
- ・近隣自治体に開業予定の大型商業施設など、周辺市町村の集客施設から本町へ足を延ばしてもらうためのPR活動などに力を入れる必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
おもてなしの舞台づくり	日本の里や鉢形城歴史館など、おもてなしの舞台となる観光地の施設やその運営を充実させます。
祭りや伝統行事の開催支援	各種祭りや伝統行事の実施主体に対する支援を行います。
ハイキングコースの整備・利用の促進	ハイキングコースを整備し、ハイキングマップを作成します。
広域観光の展開	北条五代観光推進協議会、東武東上線沿線サミット実行委員会、花園IC拠点整備プロジェクト観光連携協議会、小川町・寄居町・東秩父村広域観光連携協議会への参加と事業展開の連携による観光振興を進めます。
観光案内看板の製作設置	インバウンド ^{※22} を視野に入れた多言語対応や景観に配慮をしつつ、老朽化した観光案内看板の撤去や新規製作・設置、塗り替えなどを行います。
観光振興に寄与する団体との連携	観光振興に寄与する団体との連携により、桜や荒川などの観光資源の魅力向上および誘客を図ります。

※22 インバウンド：「入ってくる、到着する」という意味から、旅行業界では「国内に入ってくる」、「訪日外国人」などの意味に使われている。

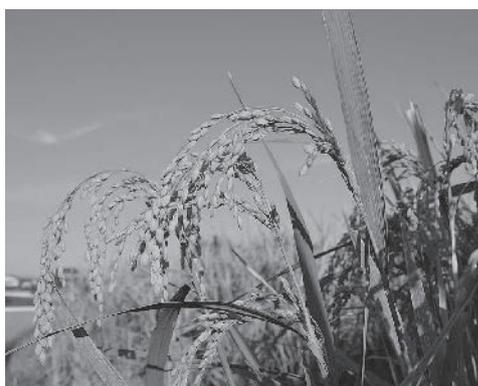
基本施策⑤ 活力ある農林業の振興

5年後の目指すべき姿

- ・農地の集積・集約化、耕作放棄地の活用などにより、農業経営が安定的・効率的になることで、農業に関心を持つ若者や女性、法人が増え、担い手が増加しています。
- ・農業を取り巻く現状分析やニーズを把握し、農産物加工施設の活用や意欲ある農業者への支援により、農業の6次産業化^{※23}が促進され、農産物や農産物加工品の特産化・ブランド化が進んでいます。
- ・有害鳥獣捕獲の促進により、農産物被害が減少しています。
- ・森林の若返りや、枝打ち・下刈りなどの適切な管理が実施され、健全な森林が維持されています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
耕作放棄地の面積	489ha (H27)	527ha
新規就農者数	7人 (H27)	8人
農地中間管理事業による農地の集約面積	3.18ha (H27)	28ha
農産物加工施設稼働率	-	100%
森林整備事業実施面積	192.56ha (H27)	280ha



現状および課題

- ・農業従事者の高齢化や後継者不足により、今後ますます耕作放棄地の増加が懸念されます。
- ・果樹などの苗木やヘアリーベッチ^{※24}種子購入費用の助成、遊休桑畑の抜根などの費用の補助により耕作放棄地を農地として保全・活用する取り組みを進めています。
- ・認定農業者^{※25}や法人への農地の利用集積を促進し、農業経営の大規模化を進めるとともに、農業経営の多角化などにより、収益性の高い農業を目指す必要があります。
- ・畜産に関しては、先進的な取り組みとして畜産・飼料作物の供給・流通など、地域内の多様な関係者が連携して収益性を高める畜産クラスター^{※26}事業を進めています。
- ・有害鳥獣による農産物被害の増加が懸念されています。
- ・利用可能な林齢に達している森林の伐採・利用と跡地への再造林・育林を行う必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
農林業の振興	農林業振興ビジョンを策定し、計画的な農林業振興を推進します。
耕作放棄地の対策・活用	苗木購入補助などの実施や農地中間管理事業を活用し、耕作放棄地の発生防止・解消に努めます。
新規就農・後継者対策	新規就農者に給付金を支給し、経営開始期の所得の安定を図ります。利用権設定等促進事業を活用し新規就農者やホビー農家、法人の農業参入を促進します。
6次産業化の支援	農産物加工施設の活用や、意欲ある農業者を支援することにより、農業の6次産業化を促進します。
有害鳥獣対策	有害鳥獣の捕獲事業を進めます。電気柵購入補助金を交付し、被害防除に努めます。
森林の保全	森林所有者・組織に対して、森林保全活動への補助を行います。また、荒廃した山の下刈りにより、町の景観を維持します。

※23 農業の6次産業化：生産（1次産業）・加工（2次産業）・流通販売（3次産業）を一体化した経営の多角化のこと。

※24 ヘアリーベッチ：雑草抑制に優れ、水稻、野菜類などの栽培に広く利用されているマメ科の一年草。

※25 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。

※26 畜産クラスター：畜産農家と地域の畜産関係者がクラスター（ぶどうの房）のように、一体的に結集することで、畜産の収益性を地域全体で向上させる取り組み。

基本方針(2) よろいブランドの創出

【自然環境や名水、地場産品、史跡、祭りなど魅力ある資源を地域ブランドとして創出し、これを発信します。】

基本施策① 地域ブランドの創出

5年後の目指すべき姿

- ・町にある自然、歴史・文化、特産品、食などの地域資源の付加価値を高めることで、町全体のブランドイメージが高まり、他の地域との差別化が図られています。
- ・農産物や農産物加工品などのブランド化が進み、「よろいブランド」を目的に町を訪れる観光客が増えています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
ブランド化支援件数	-	累計5件
特産品開発団体支援件数	1件 (H27)	累計5件



現状および課題

- ・本町特有の強みを最大限に活かして、既存の観光地の整備や誘客に取り組み、「よろいブランド」を創出することが求められています。
- ・これまでは、各種催しや四季の移ろいなどを映像に収め発信してきました。今後も映像に加えて、画像、紙媒体、看板など様々な媒体を活用し、「よろいブランド」を効果的に広めていく必要があります。
- ・「食」による地域ブランド化は誰にでも身近に感じられ、メディアでも頻繁に取り上げられていることから、近年特に注目を集めています。
- ・商工業者や農業者の取り組みを支援し、新しい「食」ブランドの育成や、埋もれていた地元の特産や名物料理などをブランドとして育てていくことが求められています。
- ・農産物加工品については、梅やみかんを使った加工品の販路拡大に取り組みましたが、今後は、より一層の戦略的な取り組みが必要になっています。

主な取り組み

取り組み	内容
よろいブランドの開発・推進	官民協働による新たな特産品の開発・販路拡大を目指します。また、これまで埋もれていた魅力を再発見し、新たなブランドを育てる取り組みを進めます。
よろいブランド創出事業	各地区が持つ特色を活かしつつ観光に磨きをかけ、キラーコンテンツ※27となる「よろいブランド」を創出します。
農産物・農産物加工品のPRの展開	寄居産の農産物や農産物加工品の付加価値を高め、各種イベントや展示会への参加を進め、知名度を上げます。
畜産品のブランド化推進	寄居で肥育された畜産物から「よろいブランド」を背負う加工品の生産を推進します。

※27 キラーコンテンツ：特定の分野で、特別に人気のあるサービスや製品、集客する力のある魅力的な情報などのこと。ここでは、寄居町の魅力を多くの人に感じてもらうために決め手となる観光資源や食、特産品のことを指す。

基本施策② よりい魅力発信の強化

5年後の目指すべき姿

- ・町内はもとより町外の人にも、磨き上げられた地域資源や新たに発見された寄居の魅力が効果的に発信され、かつ十分に認知されて「選ばれるまち」になっています。
- ・魅力の発信により、町民の郷土愛や誇りが醸成されるとともに、来訪者や消費者の中に寄居ファンが増えています。
- ・住みたいまち・魅力のあるまちとして寄居が認知され、移住・定住が進んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
ホームページアクセス数	約32万件 (H27)	約35万件
フェイスブック発信数	157件 (H27)	200件
転入者数【再掲】	1,086人 (H27)	1,200人



現状および課題

- ・地域の活力を維持・増進するためには、町内外の人や企業、団体などから「選ばれるまち」になることが必要です。そのためには町の魅力を町内外に効果的に発信していく取り組みを強化する必要があります。
- ・広報やホームページをはじめ、観光パンフレットやチラシなどで情報発信を行っていますが、町全体の魅力をPRする統一的な媒体がないため、若者世代へのPRも含め、効果的な情報発信方法の検討が必要です。
- ・進学・就職などで転出してから、地元へ戻ってこない若者世代が増加し、急速に進む人口減少や町の活力低下、市場規模縮小が懸念されているため、定住やUターンの促進につながる魅力の発信が重要となっています。

主な取り組み

取り組み	内容
広報広聴戦略プランの推進	シティプロモーション※28を念頭に置いて策定したプランを計画的に推進します。
ホームページコンテンツの充実と広報、フェイスブックなどとの連携	動画などを用いた魅力的なホームページコンテンツを作成し、広報やフェイスブックと連携することで、幅広い世代への情報発信を行います。
町の魅力全集の配布	魅力全集を町内外へ配布し、移住・定住の促進へつなげます。
町のロゴマークの活用	町のロゴマークを作成し、事業などで積極的にPRすることにより、町のイメージと認知度を向上させます。

※28 シティプロモーション：地域の魅力を創造し、それを地域の内外へと広めることで地域イメージをブランド化すること、魅力的なブランドに育て観光客や転入者を増やすこと、住民に誇りや地元愛を根付かせること。

基本方針(3) 安定した雇用の創出

【既存事業所の事業継承・経営強化ならびに企業誘致などにより、
安定的な雇用機会の創出を目指すとともに、多様な人材の雇用を進めます。】

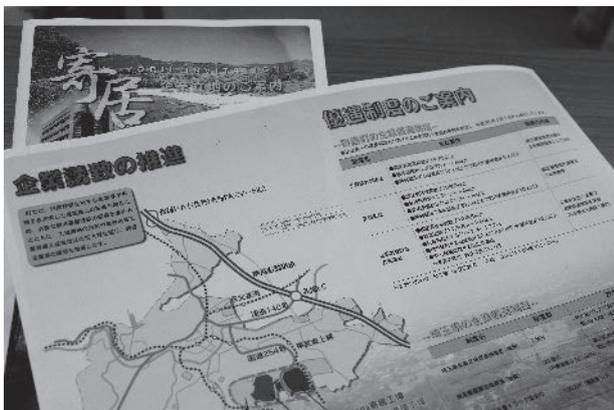
基本施策① 企業誘致の推進

5年後の目指すべき姿

- ・企業に町の魅力を積極的に発信することで企業の立地が進み、さらなる雇用が生まれています。
- ・地域に根差して創業する企業が増え、安定した雇用が生まれています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町内事業所数	1,252件 (H26)	1,260件
町内従業員数	14,485人 (H26)	14,600人
新規立地企業数(企業誘致を推進する地域内)	2件 (H27)	累計5件



現状および課題

- ・人口および事業所数の減少が深刻な問題となっていることから、企業誘致を推進し、立地企業が生み出す雇用機会を有効に活かして、人口・事業所数の減少に歯止めをかけていく必要があります。
- ・(仮称)寄居PAスマートICの開通や圏央道の全線開通などが予定されており、企業誘致の好機として活かす必要があります。
- ・企業誘致を推進する上では、工場用地に係る法規制への対応やニーズをふまえたインフラ整備、地権者および地元住民の理解を得ることなどが課題です。
- ・今後は、「寄居町企業誘致推進計画^{※29}」に基づく取り組みの成果や課題を検証し、より実効性のある企業誘致活動に積極的に取り組むことが必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
企業誘致の推進	「企業誘致を推進する地域」を精査しながら企業誘致活動に取り組んでいきます。
企業誘致における町民雇用の促進	立地企業が一定の条件のもと地元雇用を行った場合に人件費の一部を補助する制度を設けるなど、寄居町企業誘致条例などの見直しについて検討していきます。
彩の国資源循環工場への企業誘致の推進	彩の国資源循環工場第2期事業工場用地の残り1区画への企業誘致を推進します。
創業の促進	商工会が行う創業支援活動を支援します。
寄居町企業誘致推進計画の改訂・推進	企業誘致に関するこれまでの取り組みの成果や課題を検証し、計画改訂を行い、企業誘致の取り組みを推進します。

※29 寄居町企業誘致推進計画：町をあげて積極的に企業誘致を推進していくとともに、立地を活かしたまちづくりを進めるために平成20年3月に策定した基本計画。

基本施策② 多様な人材の雇用・就労支援（若者・女性・高齢者・障害者等）

5年後の目指すべき姿

- ・市内の企業に町民または近隣住民が就職する、職住近接が定着しています。
- ・若い世代、結婚・出産・育児などで離職した女性、高齢者、障害者など様々な立場の人が、よりいジョブセンターでの相談や就労支援によって職を得て、社会の担い手として活躍しています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
よりいジョブセンターを通じた就職件数	406件 (H27)	450件
障害者就労支援センター登録就労者数	34人 (H27)	40人
シルバー人材センターの会員数	310人 (H27)	370人



現状および課題

- ・就労に関する価値観の多様化に伴い、求職者のニーズに即したきめ細かな就労支援が求められます。
- ・よりいジョブセンターでは、定期的で開催している就職支援セミナーの中で女性を対象としたセミナーの開催や合同就職面接会の開催といった女性の就労支援に加え、障害者就労支援センターにおける障害者への就労支援なども行っており、今後も継続的な取り組みが必要です。
- ・若者の転出を抑える取り組みや女性の就労支援の強化、ワーク・ライフ・バランスの充実など雇用を取り巻く課題は数多くあります。
- ・高齢者が地域で活躍できるよう、シルバー人材センターにおいて就労機会の拡充や会員数の増加を推進していますが、近年契約額・会員数ともに減少しているため、平成28年度から就業開拓員を配置し、新たな就業先の開拓や会員の募集を行っています。活動をPRし、引き続き高齢者の適正な就労支援を行っていくことが必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
よりいジョブセンターによる就労支援の充実	求職者の早期就職実現および企業の雇用確保を目指し、よりいジョブセンターや障害者就労支援センターによる就労支援を行います。
女性の就労支援	女性向け就職支援セミナーの拡充やよりいジョブセンターの利用促進を行い、女性の就労支援を強化します。
障害者の就労支援	障害者就労支援センターを活用し、平成30年に施行される障害者総合支援法の一部改正に基づき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、支援制度の充実を図ります。
新卒者・若者等の就労支援	若者世代の定住促進および企業の雇用対策を目的に、合同説明会や企業見学バスツアー、成人式を活用した企業PRなどを実施します。
高齢者の就業機会の拡大	高齢者が地域の中で活躍できるよう、シルバー人材センターなどを通して就業機会を拡大します。

**基本目標
3**

**支えあいとふれあいのある
健康長寿のまち**

基本方針	基本施策
(1) 健康づくりの推進	① 保健・医療の充実
	② 疾病の早期発見と予防
	③ 生活改善による健康づくり
	④ 介護予防・介護サービスの充実
(2) いきいきと暮らせる環境づくり	① 高齢者の生きがいづくりの支援
	② 障害者の自立支援
(3) 支えあう地域づくり	① 地域福祉の充実
	② 高齢者福祉の充実
	③ 障害者福祉の充実
	④ 地域コミュニティの活性化

基本方針(1) 健康づくりの推進

【町民一人ひとりが健康の保持増進、疾病の早期発見や予防を常に意識し、健康づくりに取り組む「健康長寿のまち」を目指します。】

基本施策① 保健・医療の充実

5年後の目指すべき姿

- ・地域医療体制や救急医療体制が確保され、町民の暮らしの安心感につながっています。
- ・医療に対する町民の理解が深まり、病気やけがの状態に応じた適切な診療を受けることにより、医療費の適正化が図られています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度(保健・医療)	15.4% (H27)	20%
ジェネリック医薬品※ ³⁰ 利用率	55.6% (H27)	65%



現状および課題

- ・町内には、平成28年12月現在、病院2、診療所18、歯科診療所19の医療機関と薬局17があります。
- ・多くの方が「かかりつけ医」を持っていますが、町民が安心して生活する上では、救急医療体制のさらなる充実が重要です。
- ・救急医療については、近隣市町村との連携を進めています。今後も1・2・3次救急の医療体制を維持しつつ、さらなる体制の強化を図るためには、近隣市町と費用負担などの検討を行う必要があります。
- ・高齢化の進展や医療技術の高度化により、医療費は伸び続けていくことが予想されます。
- ・医療費増大の抑制のため、ジェネリック医薬品の利用促進など、抑制効果のある施策を継続して実施していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
医療体制の確保・充実	救急医療体制の強化を促進し、病院や診療所との連携および地域医療の充実を県・関係市町・関係医療機関と連携して図ります。
医療費の適正化と効率的な運営	医療費通知やジェネリック医薬品の推奨など、適切な医療の受け方を周知・PRし、医療費の適正化を図ります。

※³⁰ ジェネリック医薬品：特定のメーカーが開発し、承認を受け販売した先行薬の特許期間が切れた後、その薬を他の医薬品メーカーが製造・販売した後発医薬品のこと。

基本施策② 疾病の早期発見と予防

5年後の目指すべき姿

- ・ 町民一人ひとりが自分の健康を考え、健康診査やがん検診を積極的に活用しており、疾病の早期発見や早期治療につながっています。
- ・ 身体的な健康のみならず、こころの健康を重視した取り組みが進み、心身ともに健康な暮らしの実現につながっています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
特定健診受診率 (国民健康保険)	29.9% (H26)	45%
がん検診受診率	22.4% (H27)	24%
人間ドックの受診件数 ①国民健康保険 ②後期高齢者医療制度	①294件 ② 41件 (H27)	①350件 ② 50件
脳ドックの受診件数 ①国民健康保険 ②後期高齢者医療制度	①58件 ②16件 (H27)	①100件 ② 25件



現状および課題

- ・ 定期検診や検査などで、疾病の早期発見・早期治療につなげ、重症化を予防する取り組みが必要です。
- ・ 各種検診の受診者は増加傾向にあり、特にがん検診は広報や保健事業で周知したほか、よりいスマイルポイント事業^{※31}の必須事業としたことや、前立腺がん検診を新規導入したことで、受診率が上がっています。
- ・ 今後は、受診率の低い若い世代に積極的に働きかけるなど、未受診者対策を強化していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
保健事業の充実	健康診査や検診、予防接種などを通じて疾病の早期発見・予防を進めます。
生活習慣病重症化予防対策事業	健康診査などから抽出した糖尿病ハイリスク者へ、医療機関への受診を勧奨して重症化予防を図ります。
健康意識の普及と健康づくりの充実	健康に対する意識を高め、自発的に健康づくりに取り組む意欲の高揚を図ります。
こころの健康づくり	毎月1回「こころの健康相談」を実施し、自殺対策強化月間には役場庁舎に懸垂幕を掲示してPRします。

※31 よりいスマイルポイント事業：町が実施する健康診査や体力づくり、生涯学習イベントなど健康づくり事業への参加や毎日の健康づくりを実践することでポイントが貯まり、記念品などがもらえる取り組みのこと。

基本施策③ 生活改善による健康づくり

5年後の目指すべき姿

- ・健康づくりの機運が高まり、健康づくり事業参加者が増加しています。
- ・町民一人ひとりが健康的な生活習慣を積極的に心がける姿勢を持っており、健康長寿のまち県下ナンバー1に向けて、「健康寿命」を延ばしています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
健康寿命(男性)	16.54歳 (H26)	16.84歳
健康寿命(女性)	19.60歳 (H26)	19.90歳
スマイルポイント事業達成者数	437人 (H27)	600人



現状および課題

- ・近年では、平均寿命だけでなく健康寿命を延ばすことが重要だと考えられ、早い時期からの健康的な生活習慣の確立が求められています。
- ・本町では、平成23年度に「健康づくりのまち」宣言を行い、健康づくりの機運を高め、生活習慣改善のきっかけづくりとなる寄居町健康づくりチャレンジポイント事業（現よりいスマイルポイント事業）を推進してきました。
- ・平成27年度より3年間、埼玉県健康長寿埼玉モデルのひとつである「よりいプラス1000歩運動」という普段の歩数より1000歩多く歩く事業を実施し、健康づくりに取り組んでいます。こうした健康づくりのムーブメントを町民全体へ広げていく必要があります。
- ・今後は、引き続き町民の健康づくりを推進していくためにも健康増進計画・食育基本計画を策定していきます。

主な取り組み

取り組み	内容
よりいスマイルポイント事業の推進	よりいスマイルポイント事業を実施し、健康づくりの機運を高め、健康づくり活動への参加を促進します。
健康づくりの支援・生活習慣病予防事業の充実	普段の歩数より1000歩多く歩く「よりいプラス1000歩運動」から波及した健康づくりのムーブメントをさらに広げるため、運動や健康づくり事業を通じて健康的な生活習慣改善のきっかけをつくれます。
健康増進・食育の推進	健康増進計画・食育基本計画を策定し、誰もが健康でいきいきと暮らせる健康長寿社会の実現に向け、健康づくり事業を推進します。

基本施策④ 介護予防・介護サービスの充実

5年後の目指すべき姿

- ・高齢者が、孤立することなく、地域の中で健康に暮らしています。
- ・介護予防、要介護度の進行の抑制や、日常生活支援サービスが充実し、利用者の利便性が高まっています。
- ・要介護状態となっても、地域のケアと支えあいによって、住み慣れた地域で暮らしています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
要介護高齢者の割合	17% (H27)	17%
介護予防事業の事業実施回数	213回 (H27)	230回
介護予防事業の参加者数	4,998人 (H27)	5,250人
認知症カフェ ^{※32} の参加者数	—	480人



現状および課題

- ・介護予防事業については、町と地域包括支援センターで実施しており、高齢者が気軽に参加できるよう周知を図っています。さらに多くの高齢者の継続参加に向け、事業内容の工夫や検討が必要です。
- ・近年、単身世帯など地域での生活支援を必要とする高齢者が増加しているため、地域住民主体の介護予防活動の育成・支援を推進する必要があります。
- ・重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム^{※33}を構築し、支援体制の充実を図ることが必要です。
- ・今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう支援体制づくりを推進することが重要です。
- ・一人ひとりのニーズにあった介護サービスを提供するため、熊谷市・深谷市と共同で介護保険事業を行っており、引き続き構成市町で協力・連携していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
介護予防事業の充実	多くの町民が継続して介護予防活動ができるように、町民主体の介護予防活動の支援など介護予防事業を拡充します。
新しい総合事業の推進	地域の実情に応じた多様な主体の参画による多様なサービスの実現で、地域の体制づくりを推進し、効果的かつ効率的な支援を目指します。
地域包括ケアシステムの構築	住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
認知症対策の強化	認知症対応チームの編成などによる対策の強化を図ります。
介護保険事業	引き続きスケールメリットを活かした介護保険事業を大里広域市町村圏組合で共同で運営します。

※32 認知症カフェ：本人や家族、地域の人が集い、介護の悩みなどを語りあう場。厚生労働省が発表したオレンジプランでは2018年度からすべての市町村で地域の実情に応じて実施するとの目標が記された。

※33 地域包括ケアシステム：地域住民に対する医療・介護・福祉などのサービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。

基本方針(2) いきいきと暮らせる環境づくり

【高齢者の生きがいがづくりや生涯学習活動の支援、障害者の自立支援などにより、地域でいきいきと暮らせる環境づくりを進めます。】

基本施策① 高齢者の生きがいがづくりの支援

5年後の目指すべき姿

- ・元気に高齢者が自らの希望にあわせ、地域活動や就労など様々な分野で活躍しています。
- ・高齢者が生きがいを持ち、これまでの経験を活かしつつ、地域社会をともに支える担い手として活躍しています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (高齢者の生きがい)	10.4% (H27)	20%
とことん学び塾参加者数	—	60人
生きがい講座参加者数	3,639人 (H27)	4,000人



現状および課題

- ・超高齢化社会が本格化する中、今後は、本町でも高齢者が地域社会に積極的に参加し、生きがいを持って活躍する存在、社会をともに担う存在として、いきいきと暮らしていくことが望まれています。
- ・健康を保ち、自立して暮らせる「元気な高齢者」も増えており、交流機会の創出や社会参加・地域貢献のきっかけづくりを進めていく必要があります。
- ・健康づくりや仲間づくり、生涯学習などを目的とした講座を開催し、高齢者の生きがいがづくりを支援してきました。
- ・社会福祉協議会や老人福祉センター、老人クラブにおいても、健康増進、学習・交流の機会を設けて活動していますが、老人クラブ会員数は減少傾向にあるなど、ニーズにあった取り組みが必要になってきています。

主な取り組み

取り組み	内容
生きがいがづくりの講座の開催	60歳以上の高齢者を対象に、仲間づくりや生きがいを高めるための教養向上講座「とことん学び塾」を実施します。
社会福祉協議会との連携	ボランティア養成講座、シニアライフ講座、アクティブシニア社会参加応援事業などを実施し、地域活動の人材育成を行います。
老人福祉センター「かわせみ荘」との連携	健康体操や教養教室を実施します。また、老人クラブと連携し、スポーツ大会や作品展示会などを実施します。
老人クラブへの支援	身近な地域の交流の場である「老人クラブ」の活動費を助成身近な地域の交流の場である「老人クラブ連合会」と「単位老人クラブ」の活動を支援します。

基本施策② 障害者の自立支援

5年後の目指すべき姿

- ・ 障害者が生活のあらゆる場面できめ細かなサービスを受けられ、一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、自分らしく生活できる環境が整っています。
- ・ 障害者が地域で仕事に就き、自立した生活を送っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (障害者福祉の環境)	5.8% (H27)	8%
障害者就労支援センター登録者数	72人 (H27)	86人
障害者就労支援センター登録就労者数【再掲】	34人 (H27)	40人



現状および課題

- ・ 障害者に対するサービスの充実を図るには、持続性を持って包括的に対応できる支援体制が必要です。
- ・ 障害者が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立できるよう、障害者雇用を支援するためのしくみを整える必要があります。
- ・ 障害者がふれあい広場や地域の行事などへの参加を通じて、様々な人との交流を楽しんでいることから、今後もこのような交流の場を充実させることが求められています。

主な取り組み

取り組み	内容
総合的なマネジメント体制の強化	障害者やその家族が抱える生活の不安や問題の早期解決を図るため、相談窓口体制を強化します。
障害者の就労支援【再掲】	障害者就労支援センターを活用し、平成30年に施行される障害者総合支援法の一部改正に基づき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、支援制度の充実を図ります。
交流の場の充実	障害者と地域の人々の交流機会の拡大に努め、障害者の自立や社会参加の支援などのための施策を推進します。

基本方針(3) 支えあう地域づくり

【自助・共助・公助のつながりを強め、人と人との絆を大切にし、支えあいとふれあいのある地域をつくります。】

基本施策① 地域福祉の充実

5年後の目指すべき姿

- ・町民一人ひとりの共生・共助の意識が高く地域の様々な問題に対し、町民・団体・企業・行政が互いに助けあい、協力しながら取り組んでいます。
- ・町民相互の支えあい活動を推進し、福祉コミュニティの充実が図られています。
- ・万一の災害に備え、避難行動要支援者などへの地域支援体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (地域福祉の環境)	16.4% (H27)	25%
ふれあいいきいきサロン参加者数	3,332人 (H27)	5,050人
よりいふれあいサービスの協力会員数	33人 (H27)	40人
避難行動要支援者名簿登録者数	1,655人 (H27)	2,000人



現状および課題

- ・本町では、67行政区すべてに地域支えあいの会が組織されています。これらを活かし、地域で助けあう活動がより充実するよう、支援していく必要があります。
- ・地域内の高齢単身世帯や高齢者のみの世帯が増えてきていること、見守る側も高齢化となってきたことから、情報や課題を共有し解決していく共助のまちづくりのための新たなネットワークを形成する必要があります。
- ・災害時、自ら避難することが困難な要支援者などについて、安否確認、避難支援を実施するために「避難行動要支援者名簿」などを作成し、要支援者などの把握と関係機関との情報共有に努めましたが、さらに円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難行動要支援に係る地域づくりが必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
地域活動の支援	引き続き共生・共助意識を醸成し、地域の主体的な福祉活動の取り組みの促進を図ります。
地域コミュニティの充実	ふれあいいきいきサロンの普及・拡大と、地域住民の誰もが気軽に立ち寄り、主体的に関わることのできる常設サロンの設置・運営を支援します。
共助のまちづくり	町内の主な福祉関係団体や企業、行政機関でネットワークを築き、町民全員で共助のまちづくりを推進します。
避難行動支援事業	「避難行動要支援者名簿」の更新および「個別計画」の充実を図るとともに、地域の避難支援活動を支援します。

基本施策② 高齢者福祉の充実

5年後の目指すべき姿

- ・高齢者が地域に支えられ、地域の中でいきいきと暮らしています。
- ・生活支援や相談活動の充実により、高齢者の不安が解消され、自宅や地域で安心して暮らしています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (高齢者の生きがい)【再掲】	10.4% (H27)	20%
地域包括支援センターの相談件数	1,566件 (H27)	3,300件



現状および課題

- ・時代の変化に伴い、高齢者のライフスタイルや価値観が大きく変化してきており、高齢者のニーズにあわせてきめ細かなサービスを提供していく必要があります。
- ・高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、様々な問題が発生しています。高齢者の権利を守り、問題の解決を支援していくため、総合的にサポートすることが求められています。
- ・情報の高度化・多様化が進む一方で、情報を容易に入手できない高齢者が多いため、各種サービスや相談窓口の周知が必要となっています。

主な取り組み

取り組み	内容
高齢者の生活基盤の充実	安定した暮らしを送ることができるよう、日常生活用具の給付・貸与など居住環境の確保に努めます。さらに、生活行動圏の拡大を図るため、交通利便性の向上に努めます。
緊急時の対応	不安解消の相談や、いざという時に備え、一人暮らし高齢者に緊急通報システムの普及ならびに救急医療情報キットの整備を図ります。また、徘徊の症状がある高齢者などの早期発見を図ります。
高齢者の権利擁護	地域の見守り活動により高齢者の虐待を早期発見し、関係機関との連携により問題解決に努めます。また、意思能力・判断力が低下している高齢者の権利擁護や財産を保全するため、成年後見制度の活用を促進します。
相談活動、情報の充実	高齢者一人ひとりの生活問題に総合的に対応できるよう、生活支援情報の提供に努めるとともに、地域包括支援センターなどの相談窓口の充実を図ります。

基本施策③ 障害者福祉の充実

5年後の目指すべき姿

- ・ 障害者が多様なニーズに応じたきめ細かなサービスを利用し、地域の中でともに暮らし活動しています。
- ・ 障害者が安心して地域で暮らし、積極的に社会参加できる環境が整っています。
- ・ 障害者への対応が人生の節目（入学・卒業・就職）で分断されることなく、一貫した支援体制が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (障害者福祉の環境)【再掲】	5.8% (H27)	8%
障害福祉サービス支給決定者数	278人 (H27)	300人
障害福祉サービス利用率	15.3% (H27)	16%



現状および課題

- ・ 障害者を取り巻く問題は複雑になっているため、継続性を持った包括的な対応が必要不可欠であり、障害者・高齢者・子どもの枠で分断しない支援体制整備が必要です。
- ・ 障害者総合支援法および児童福祉法の改正に対応したガイドブックを作成し、各種事業などの周知を図る必要があります。
- ・ 障害者のニーズに対応したサービスの提供ができるよう、マネジメント体制の強化が必要です。
- ・ 障害者手帳所持者数が増加傾向にある中、障害者を取り巻く問題は複雑になり、障害者個人へのサービス提供のみならず、家族を含めたケアが重要になっています。

主な取り組み

取り組み	内容
相談・支援・訓練体制の充実	障害者総合支援法の円滑な運営を進めるとともに、保健・福祉・医療・教育などが連携し、包括的に障害者を支援できるマネジメント体制を整備します。
障害者福祉サービスの充実	平成30年に施行される障害者総合支援法および児童福祉法の一部改正に基づき、ニーズの多様化に細やかに対応した障害者サービスの提供を行い、障害者支援の拡充を図ります。
情報発信の充実	関係法令の改正に対応した障害者福祉ガイドの作成やホームページの充実などにより、各種サービスなどの周知を図ります。
安定した家庭生活の支援	各種手当（在宅重度心身障害者手当など）の支給を行います。
災害時要援護者への支援	障害者が地域で安心して生活を送るために、防犯と安全確保のため緊急通報体制の整備や安全確保を図ります。

基本施策④ 地域コミュニティの活性化

5年後の目指すべき姿

- ・各地域のコミュニティ活動拠点を活かして、様々な組織、団体と協働した活動が行われています。
- ・各自治組織と行政、コミュニティ協議会構成団体が協働して、それぞれの地域性や特色を活かした独自性のある地域づくり活動が積極的に展開されています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (地域活動)【再掲】	7.4% (H27)	10%



現状および課題

- ・地域コミュニティの醸成を図るためには、活動を支えていくための人材支援や経済的支援など、様々な支援が必要であることから、活動拠点の整備や助成事業の活用を促進することが求められます。
- ・自治組織と行政だけでなく、コミュニティ協議会構成団体とも連携を深め、コミュニティ協議会活動を活性化させていく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
地域連携強化推進事業	コミュニティ活動拠点の整備やコミュニティ活動に対して支援を行うことで、地域コミュニティの醸成を図ります。

基本目標
4

安全で環境への配慮と利便性を備えた
コンパクトなまち

基本方針	基本施策
(1) 人にやさしいまちづくり	① コンパクトで計画的な土地利用の推進
	② 良好な市街地環境の整備
	③ 公共交通の利便性の向上
	④ 公園・緑地の維持管理・充実
	⑤ 公共施設の機能性・利便性の向上
(2) 環境にやさしいまちづくり	① 暮らしの低炭素化の促進
	② 循環型社会の推進
(3) 安心して暮らせるまちづくり	① 防犯・交通安全の強化
	② 防災体制の充実と地域防災力の強化
	③ 消防・救急体制の強化
(4) 社会基盤の維持管理・充実	① 道路網・河川の維持管理・充実
	② 水道の安定供給
	③ 下水道・浄化槽等の整備促進
	④ 情報ネットワークの充実

基本方針(1) 人にやさしいまちづくり

【町の特性と規模をふまえ、町民の利便性を確保したコンパクトなまちを目指します。】

基本施策① コンパクトで計画的な土地利用の推進

5年後の目指すべき姿

- ・ 計画的に都市基盤整備や産業機能導入が進むなど、秩序ある美しい景観を保ちつつ、人口減少が進む中でも、自然と市街地の調和の中で町の活力を高める合理的な土地利用が進められています。
- ・ コンパクトな市街地に商業、医療、文化などの日常生活を支える機能が立地し、徒歩や公共交通で利用しやすい町の構造、自家用車などに過度に頼らず歩いて暮らせる生活圏への転換が進んでいます。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (土地利用のバランス)	8.1% (H27)	15%
用途地域 ^{※34} 人口密度	18人/ha (H22)	16.6人/ha
用途地域外人口密度	4人/ha (H22)	3.7人/ha



現状および課題

- ・ 現行の都市計画マスタープラン^{※35}は、平成32年度を目標年度とする計画ですが、策定した平成12年と比べ社会情勢が大きく変化しており、立地適正化計画^{※36}を早期に策定するとともに、都市計画マスタープランについても見直しを図ることが必要です。
- ・ これまで、先端技術を有する民間企業などの立地を活かして関連企業などの誘致を図る工業導入エリアを指定してきましたが、新規の企業立地が進まない地域もあります。
- ・ 町の新たな産業や活力・賑わいの創出に向けた開発手法や未利用町有地の有効活用などについて調査・研究を進める必要があります。
- ・ (仮称) 寄居PAスマートIC周辺では、供用開始にあわせて土地利用のあり方の検討を具体的に進めていく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
土地利用の推進調整	土地利用構想に則った土地利用の進捗確認および町の発展に向けた開発手法の調査・研究を行います。
計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランを見直し、立地適正化計画の策定などにより、第6次総合振興計画に即して、コンパクトで自然と市街地の調和のとれた活力あるまちづくりを推進します。
新たな産業・活力を育成するための調査・研究	地域産業の発展のため、工業など導入に向けた開発手法の調査・研究を行います。
未利用町有地の積極的な活用	未利用町有地の売却などを積極的に進めるとともに、立地適正化の方針などにあわせた機能誘導につなげます。

※34 用途地域：都市計画法に基づく地域地区で、市街地での大枠の土地利用を住居、商業、工業など目的ごとに定めたもの。土地利用構想における「コンパクトな市街地を形成する地域」。

※35 都市計画マスタープラン：地域住民の意見や地域特性をふまえて、町全体や地域ごとに、将来のあるべき姿や、その実現に向けた都市計画・まちづくりの方針などを示すもの。

※36 立地適正化計画：急激な人口減少と高齢化が進む中、人々の住まいや公共施設、医療施設、商業施設などを一定の範囲内に収めてコンパクトなまちづくりを行うのと同時に、市街地の空洞化を防止するために策定する計画。「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワークの連携」を重要とする「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えに基づく。

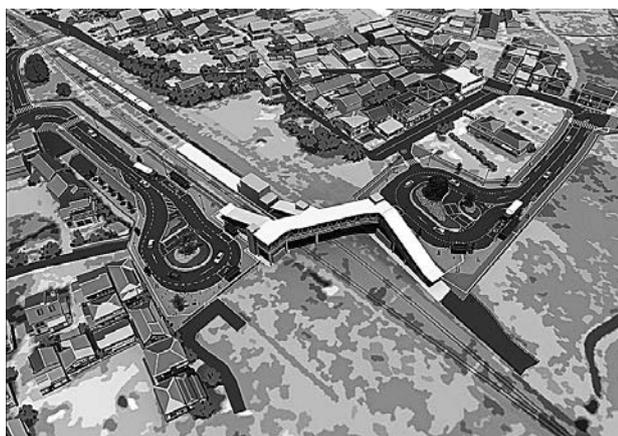
基本施策② 良好な市街地環境の整備

5年後の目指すべき姿

- ・寄居駅周辺では、駅広場や中央通り線の整備が進み、公共施設や公共交通の利便性など、日常生活の利便性が高い住宅地となっています。
- ・男衾駅周辺では、東西の駅広場および街路事業が完了し、駅利用者の利便性、快適性が確保されています。
- ・町内の鉄道駅や公共施設とその周辺などにおいて、多くの人が快適に移動するためのバリアフリー化^{※37}、管理の行き届かない空き家の増加の抑制などにより、良好な住環境が維持されています。
- ・寄居スタイルのゆとりある住環境に惹かれて移り住むファミリー層やUターン者が増えています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (バリアフリー化)	9.4% (H27)	20%
新規住宅補助制度利用等による移住者【再掲】	—	累計600人



現状および課題

- ・男衾駅周辺地区においては、住民主体の協議会の継続的な開催を通じて、都市基盤整備の効果を活かしたまちづくりのあり方の検討、住まい手による自立的なまちづくりの推進を支援していく必要があります。
- ・駅周辺や公共施設とその周辺では、通路の段差解消など、未整備箇所を順次改修し、バリアフリー化を推進していく必要があります。
- ・管理の行き届かない空き家については、所有者などに対して適正管理を促していますが、空き家の数は今後増加が見込まれるため、定期的の実態を把握し、周辺環境を阻害することのないよう抑制策や活性化につながる効果的な利活用を進めていく必要があります。
- ・「寄居町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた、「寄居スタイルのゆとりある住環境の整備・居住支援」の取り組みを進めていく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
中心市街地活性化事業【再掲】	「寄居町中心市街地活性化基本計画」を策定します。また、駅前広場や都市計画道路の整備改良、水天宮祭や北條まつりなどの既存イベントの活用、観光・集客拠点の整備等を実施します。それにより、中心市街地の整備改善や商工業の振興による快適で良好なまちづくりを目指します。
男衾駅周辺のまちづくり	男衾駅周辺の新市街地整備を推進し、民間事業者などの活力を活かした開発手法についても検討を進めます。
バリアフリー化の推進	駅や公共施設の未整備箇所にスロープや多目的トイレなどを設置し、バリアフリー化に取り組みます。
空き家対策の推進	空き家の実態を把握するため定期的な調査を行い、空き家の情報収集・管理を行います。また、空き家の有効な利活用を推進するため、物件所有者に空き家バンクへの登録を促し、近隣市町と連携して、空き家の利用希望者に物件の情報提供などを行います。
若い世代のUターン促進【再掲】	若い世代の転入と3世代居住を促進し、町内における子育て世代を中心とした定住環境を整備します。

※37 バリアフリー化：高齢者、障害者等の日常生活や活動の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。

基本施策③ 公共交通の利便性の向上

5年後の目指すべき姿

- ・公共交通を利用し、買い物や通院などの用事を気軽に済ますことのできる環境が整っています。
- ・愛のりタクシー^{※38}が地域の生活交通を支えており、相乗りを通じて利用者間の人のつながりも強まっています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (公共交通の利便性)	11.7% (H27)	15%
公共交通利用者数 (乗車数計)	227万人 (H26)	227万人
愛のりタクシー利用者数	16,057人 (H27)	17,000人



現状および課題

- ・急速に高齢化が進む中、地域公共交通の役割は一層増大する傾向にあります。
- ・鉄道については利用者の増加を図る一方で、東武東上線の池袋～寄居間の直通列車の復活要望などを積極的に行うなど、交通結節点としての利便性を一層高めるよう取り組みを進める必要があります。
- ・高齢者が安心して暮らせるよう、コンパクトなまちづくりを進める上で、地域公共交通ネットワークを再構築することが重要です。
- ・地域の生活を支える公共交通システムとして、愛のりタクシーの運行を行っています。今後も事業の充実や利用促進を図っていく必要があります。
- ・引き続き近隣市町村との連携を図り、路線バスの利用を促進していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
鉄道利便性向上事業	東武東上線池袋～寄居間の直通列車、複線化の要望を鉄道事業者に行い、利用者の増加を図ります。
公共交通システムの検討	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく公共交通網の形成および再構築を図ります。また、愛のりタクシーの利用を促進し、高齢者などの外出を促します。
近隣市町村との連携	近隣市町村の公共交通体系と相互に連携し、路線バスなどの利用促進を図ります。

※38 愛のりタクシー：町が平成25年度から開始した、交通手段に不便をきたしている方に自宅から目的地まで、乗り合いタクシーによる送迎サービスを行う事業の名称。複数の方が相乗りで利用することができ大変便利、そして未永く町民に愛されるタクシーであってほしいという願いをこめて名付けられた。

基本施策④ 公園・緑地の維持管理・充実

5年後の目指すべき姿

- ・地域の特性や資源を活かした魅力的な公園が多く町の民に親しまれています。
- ・子どもたちが安全・安心に遊べる環境が整っており、周辺住民も自発的に維持管理作業に参加するなど、コミュニティの中心としての役割を果たしています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (公園や緑地の整備状況)	6.4% (H27)	20%
街区公園 ^{※39} の清掃などの活動回数	27回 (H27)	27回
環境美化サポート制度 ^{※40} による緑地などの整備箇所数	6箇所 (H27)	8箇所



現状および課題

- ・公園施設内の除草などは、周辺住民によって行われていますが、人口減少・高齢化の影響で、作業が行われなくなる公園が増えるおそれがあります。
- ・今後の公園・緑地の維持管理のあり方については、社会状況や町の財政状況を考慮した上で、統廃合を含めて検討していく必要があります。
- ・遊具など公園施設の経年劣化により、安全・安心な利用が妨げられるおそれがあります。
- ・本町では、都市公園の目標「町民一人当たり公園面積10m²/人」(寄居町緑の基本計画^{※41})に対して、平成27年度末時点で24.81m²となっており、量的には充足していますが満足度が低く、今後は質を高める取り組みが必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
公園・緑地の維持管理	安全・安心に遊べる環境づくりを地元住民と協力しながら行います。
遊具の点検・更新	遊具など公園施設の点検を定期的に行い、点検の結果、危険があると判断された遊具を修繕・更新し、町民の安全・安心な利用を確保します。
地域ボランティア活動などによる緑地の維持管理	ボランティアによる道路植栽に花を植えるなどのモデル事業を推進します。

※39 街区公園：半径250m程度の街区内に住む人々が利用することを目的に設置される都市計画公園。

※40 環境美化サポート制度：町が管理している道路や公共施設、公園などの清掃や植栽の美化活動をボランティアでやっていただける団体や企業を支援する制度。

※41 緑の基本計画：市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

基本施策⑤ 公共施設の機能性・利便性の向上

5年後の目指すべき姿

- ・町の財政や人口の将来見通しなど、総合的・長期的な視点をふまえて、公共施設・都市基盤施設の適正配置に向けた更新・統合・廃止などが計画的に進められ、住民ニーズに応じた公共サービスと安定した財政運営の両立につながっています。
- ・コンパクトなまちづくりと連動して、公共施設が安全かつ快適に利用しやすくなっています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
公共施設利用者数	396,621人 (H26)	397,000人



現状および課題

- ・全国的に公共施設などの老朽化対策が大きな課題となっており、本町においても公共施設の約4割は、建築後30年以上が経過していることから、施設や設備の老朽化に伴う機能低下が懸念されています。
- ・厳しい財政状況が続き、人口減少や少子高齢化などの人口構造や住民ニーズが変化する中では、今後も適正な規模・配置で効率的な運営・維持管理を継続できるよう検討していく必要があります。
- ・今後は施設の「量」を維持するのではなく、サービス水準の「質」の維持・向上を図っていくことが重要です。
- ・民間事業者のノウハウの活用や施設の運営、予約方法の見直しなどを検討し、利用者サービスの向上を図っていく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
公共施設等総合管理計画※42の推進	各施設の更新・統合・廃止・売却などと維持管理、運営に関する方針を定めます。
公共施設におけるサービスの維持・向上	民間事業者のノウハウの活用など、運営方法の見直しや広域での施設利用を推進していきます。
公共施設の利用者サービスの向上	施設の予約や利用状況、空き状況などの情報提供を充実します。
庁舎ギャラリーの活用	役場庁舎1階の空きスペースを町民ギャラリーなどとして貸し出しを行います。

※42 公共施設等総合管理計画：地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画のこと。計画には、公共施設等の現状および将来の見通し、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を盛り込むこととなっている。

基本方針(2) 環境にやさしいまちづくり

【豊かな自然と生活の利便性・快適性と調和がとれた、環境にやさしいまちを目指します。】

基本施策① 暮らしの低炭素化の促進

5年後の目指すべき姿

- 行政、町民および事業者に地球温暖化対策や省エネルギーなどの意識が広がり、日常生活の中で実践的な取り組みが行われるようになっていきます。
- 本町でも、公用車のハイブリッド自動車などへの更新、公共施設での環境配慮型エネルギーの導入、防犯灯のLED化などの取り組みから、低炭素化、省エネルギー、環境負荷の低減などを考慮した施策・事業が広がっています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
大気汚染に係る環境基準の達成維持(ダイオキシン※43)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下(H27)	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
公用車におけるハイブリッド車、電気自動車台数	10台(H27)	20台
庁舎照明LED化率	10%未満(H28)	90%以上



現状および課題

- これまで、環境負荷の低減を意識した生活行動につながるよう、学習・PR活動を行ってきましたが、今後さらに、子どものころから地球温暖化などの問題を知り、考え、行動する意識を広げていくことが必要です。
- 低炭素化や省エネルギーなどを進めるため、町も公用車のハイブリッド自動車・電気自動車への転換、太陽光発電の設置、蓄電池導入、環境配慮の姿勢を持った事業者からの電力購入など、できることから率先して取り組みを進めていくことが求められています。

主な取り組み

取り組み	内容
低炭素社会に向けた学習・PR活動の推進	小学校低学年層を対象とした環境学習、小・中学生を対象としたアンケートを実施して、低炭素化や省エネルギーに対する意識を高めます。
壁面緑化の促進	町民・事業者に対して、植物による壁面緑化を促進します。
公用車のハイブリッド化	公用車の更新時は、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車に転換していきます。また、電気自動車の効率的な運用を推進していきます。
公共施設等の照明設備のLED化	役場庁舎や防犯灯のLED化を推進します。
環境配慮型電力の購入	役場庁舎などで使用する電気は、コストのほか、事業者の環境配慮の姿勢を考慮して購入先を決定します。

※43 **ダイオキシン**：ダイオキシン類は、ものの焼却の過程などで自然に生成されてしまう毒性のある物質のこと。約75種類あるダイオキシン類全体の濃度（毒性の強さ）をひとまとめにして表す単位として、通常pg-TEQを用いる。

基本施策② 循環型社会の推進

5年後の目指すべき姿

- ・子どもたちに対する環境学習が成果をあげ、循環型社会への意識が町全体に広まり、行政、町民、事業者などがそれぞれの責務を認識しています。
- ・町民の一人ひとりが日常生活を見直し、無理なくごみの減量、分別、リサイクルに取り組んでいます。
- ・産業面でも4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）^{※44}の取り組みが進み、環境・経済が両立した循環型社会の熟度が高まっています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
資源物回収量	294 t (H27)	300 t
リサイクル活動団体資源物回収量	797 t (H27)	800 t
可燃ごみの排出量 (町民一人当たり)	8,959.3 t (0.26 t) (H27)	8,076.6 t (0.25 t)
環境学習講座開催回数	4回 (H27)	5回



現状および課題

- ・日常生活から排出されるごみの量は、町民の生活スタイルが大きく影響しています。近年では、マイボトル・マイバッグの利用やごみの減量化の意識が根付いてきていますが、これからも町民一人ひとりの省資源・省エネルギーへの取り組みが大切です。
- ・今後も、保育所や小学校での環境学習や、事業者への普及啓発活動などを通して、資源循環の意識を町全体に広げ、実践につなげる必要があります。
- ・循環型社会を推進するためには、町民・事業者など社会を構成するすべての主体が責務を果たしていくことが重要です。

主な取り組み

取り組み	内容
循環型社会に向けた学習・PR活動の推進	資源循環への意識の高揚、行政、町民、事業者などの責務についての認識を広めます。
環境保全の監視	環境調査および検査を通じて町の環境の保全を図ります。
広域的なリサイクルなどの推進	大里広域市町村圏組合との連携により、ごみの減量、分別、リサイクルの推進に努めます。
地域のリサイクル活動の奨励	リサイクル活動団体へ奨励金を支給します。
廃プラリサイクル事業	さらなるごみの減量化とリサイクルの推進のための検討を行います。
公共工事による再生材の利用	建設工事などでの廃棄物は再資源化による再生資材として公共工事での利用を進めます。

※44 4R：Refuse（リフューズ）（不要なものは要らないと断ること）、Reduce（リデュース）（ごみを減らすこと）、Reuse（リユース）（まだ使えるものを繰り返し使うこと）、Recycle（リサイクル）（資源として再生利用すること）の4つの頭文字をとったもの。

基本方針(3) 安心して暮らせるまちづくり

【防犯・交通安全対策や消防・救急体制の強化とともに、防災体制の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちを目指します。】

基本施策① 防犯・交通安全の強化

5年後の目指すべき姿

- ・安全・安心な道路環境の整備が進むとともに、子どもや高齢者、自動車や自転車の利用者の交通安全意識が高まり、交通事故が減少しています。
- ・町民一人ひとりの防犯意識が高まり、各地区の住民が自主防犯活動を積極的に行い、犯罪が減少しています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
人身事故件数 (うち65歳以上)	129件 (32件) (H27)	125件 (30件)
交通事故死者数	0人 (H27)	0人
交通事故負傷者数	172人 (H27)	163人
犯罪発生件数	248件 (H27)	190件



現状および課題

- ・高齢化の進行に伴い、高齢者の交通事故防止対策の強化が必要となっています。
- ・カーブミラーやガードレールの設置、道路照明灯の点検など地区の要望に対応して安全な道路環境の充実に取り組んでいます。が、今後は歩道などの基盤整備を進める必要があります。
- ・防犯対策については、地域防犯推進委員^{※45}によるパトロール、警察官OBの青色防犯パトロール^{※46}のほか、防犯情報の発信を積極的に実施しています。
- ・県内での凶悪犯罪の発生などにより防犯情報の提供の重要性が認識されてきており、町民へのいち早い情報提供が求められています。
- ・人口減少や少子高齢化が進行する中では、地域における高齢者や子どもの見守り、防犯活動を通じて、地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めることが必要となっています。

主な取り組み

取り組み	内容
交通安全活動の強化	子どもや高齢者、自転車利用者を対象とした交通安全教室・交通安全PRを通じて交通安全意識の高揚を高め、交通事故の防止に努めます。
シルバードライバードック ^{※47} の活用	シルバードライバードックを活用し、高齢者の交通事故の防止に努めます。
安全な道路環境の充実	道路施設の老朽化対策や交通事情の変化に伴う整備を行います。
防犯情報の積極的な発信	防災行政無線、メール配信サービスの積極的な活用を進めます。
住民ぐるみの防犯活動の展開	町民一人ひとりの防犯意識を高め、各地区の住民が行う自主防犯活動の支援、犯罪が起こりにくい環境づくりを進めます。

※45 地域防犯推進委員：安全で安心なまちづくりを推進するため、警察や自治体、関係機関・団体と連携して、地域の身近な事件・事故の未然防止活動を行うボランティアリーダーのこと。

※46 青色防犯パトロール：埼玉県警察の許可を受けた車両で、青色回転灯を回転させながら町内全域を防犯パトロールすること。

※47 シルバードライバードック：高齢者（65歳以上）の方の自動車運転の安全度を専門の教習所教官がチェックし、安全運転のための的確なアドバイスをして交通事故に遭わないようにしようとするもの。

基本施策② 防災体制の充実と地域防災力の強化

5年後の目指すべき姿

- ・自主防災組織の防災への取り組みが定着するとともに、災害時の行政機能の維持体制が整備されるなど総合的に地域の防災力が高まっています。
- ・防災意識が向上し、災害時には一人ひとりが正しく安全に行動して生命が守られるよう、防災知識が身についています。
- ・災害時の要配慮者について、関係者間の連絡・協力が密になり、避難支援の体制が整っています。
- ・災害対策施設および住宅をはじめとした建築物の耐震化が進み、災害時にも被害の少ない安心して生活できる環境が整っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
自主防災組織世帯人口カバー率	96.8% (H27)	100%
自主防災組織に対する防災資機材設置率	69.2% (H27)	100%
住宅の耐震化率	79.3% (H27)	90%



現状および課題

- ・地震災害、風水害など各種災害に対処すべき事項について体系的にまとめた地域防災計画に基づき、大規模災害に対する事前の取り組みを進めています。
- ・町民一人ひとりが、自助・共助・公助の考えで「自分たちのまちは自分たちで守る」という防災意識をさらに高めるとともに、ひと・組織・地域の防災力を総合的な視点で強化していく必要があります。
- ・災害時の行政機能の維持対策と職員の災害対応能力の向上を図る必要があります。
- ・災害が発生した時でも、避難所で安心して過ごせるよう、指定避難所の耐震化を推進する必要があります。
- ・住宅や特定建築物（不特定多数の人が利用する民間の建築物）の耐震化に向けたより効果的な施策を実施していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
自主防災組織の強化	講習会などにより地域の自主防災活動のリーダーを育成します。また、自主防災組織に、災害時の活動に使用する資機材などを貸与します。
防災と災害時避難のための情報発信	土砂災害警戒区域やため池浸水想定区域からの避難経路を示したハザードマップ（避難マップ）を作成し、町民へ配布・周知します。また、災害発生時にメール配信などにより、適切な情報提供を行います。
業務継続計画の策定	業務継続計画を策定し、災害時の行政機能維持対策や職員の災害時対応能力の向上を図ります。
指定避難所の整備・運営	指定避難所の耐震化対策の推進とともに、災害時の安全で秩序ある避難所運営に向けた検討・準備を進めます。また、避難所の運営・開設訓練など実践的な訓練の充実を図ります。
災害協定に関する取り組み強化（民間事業者など）	大規模災害に備え、企業などと食糧や応急物資などの調達・供給について災害時における協力に関する協定を結び、災害に対する体制を強化します。
建築物耐震改修促進事業	町の耐震改修促進計画に基づき、震災時の家屋倒壊による被害低減、避難経路の遮断防止のための建築物の耐震化を促進します。

基本施策③ 消防・救急体制の強化

5年後の目指すべき姿

- ・ 深谷市消防本部花園消防署寄居分署の再整備および消防団の人員・機材などの整備により、地域の消防・救急体制の充実が図られ、町民の安心感が高まっています。
- ・ 深谷市消防本部による広域的な事業活動により、火災の未然防止や大規模災害発生時の被害の軽減が図られています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
消防団員数 (条例定数 155人)	153人 (H27)	155人



現状および課題

- ・ 深谷市消防本部への消防事務委託を継続する中で、地域の消防および救急体制の要となっている寄居分署の老朽化が進行し耐震性に問題があるため、早急に建替えを進める必要があります。
- ・ 地域の消防団について、人口減少や勤務形態の変動などにより、これまで以上に団員の確保が難しくなっています。団員確保のため、消防団の活動を町民に広く知ってもらい、消防団に対する地域をあげての理解と支援が必要です。
- ・ 消防団の活動を維持・強化するため、新たな装備の充実を図る必要があります。また、老朽化している消防団詰所の耐震性の確保を図る必要があります。
- ・ 町内各所に残存している火の見櫓は、その役目を終え、老朽化も進んでいるため、安全面などの観点から撤去する必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
消防事務の委託	消防・救急体制を確保するため、引き続き深谷市消防本部へ消防事務を委託します。
寄居分署の建替え	寄居分署の建替えにより耐震性、施設機能の改善、狭あいな敷地の解消、職員執務室の環境改善などを図ります。
消防団の育成・強化	消防団に対し装備品の貸与および団員実務研修などへの参加を促します。
消防団詰所の耐震化	老朽化している消防団詰所の耐震化を図ります。
消防団車両の計画的な更新	消防団車両の老朽化に対応するため計画的に車両を更新します。
火の見櫓の計画的撤去	所期の目的を達成し、老朽化した火の見櫓について撤去を進めます。

基本方針(4) 社会基盤の維持管理・充実

【道路、河川、水道、下水道、浄化槽、情報ネットワークなどの維持管理や更新などを計画的に進め、社会基盤の維持・充実を図ります。】

基本施策① 道路網・河川の維持管理・充実

5年後の目指すべき姿

- ・広域的な幹線道路ネットワークが形成され、自動車の流れがスムーズになっています。
- ・道路や橋梁の新設・改良、点検・長寿命化対策・維持管理が計画的に進み、誰でも安全で快適に利用しやすくなっています。
- ・町が管理している町内の主要な河川では防災対策が進み、良好な環境・景観を形成する軸として地域住民に親しまれています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (道路網の整備)	11.4% (H27)	20%
道路改良率	93.0% (H27)	94%
準用河川改修率	97.4% (H27)	100%



現状および課題

- ・(仮称) 寄居PAスマートICの開通や大型商業施設の開設が予定されており、町内の通行量の増大が予測されるため、アクセス道路や周辺地域と連絡する広域幹線道路の整備を促進するとともに、町内の道路ネットワークのあり方を検討する必要があります。
- ・道路・橋梁については、老朽化が進み維持管理の経費などが増大しており、町の財政状況をふまえた平準化や、町民要望をふまえた計画的かつ効率的な整備、定期点検・補修が必要です。
- ・河川整備については、自然護岸整備により維持管理に関する経費などが増大する傾向にあります。環境改善・災害防止の観点から計画的に推進する必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
広域幹線道路の整備促進	(仮称) 寄居PAスマートICへのアクセス道路、荒川南側の広域的な幹線道路のネットワーク化のための整備を行います。
道路環境の整備	道路の安全性・利便性の向上のための整備や、老朽化した路面の整備補修を行います。
安全な道路環境の充実【再掲】	道路施設の老朽化対策や交通事情の変化に伴う整備を行います。
橋梁の維持管理	橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁を修繕します。また、法令に基づき、道路施設の定期点検を行います。
河川の整備	環境改善、災害防止に向けた河川整備を進めます。

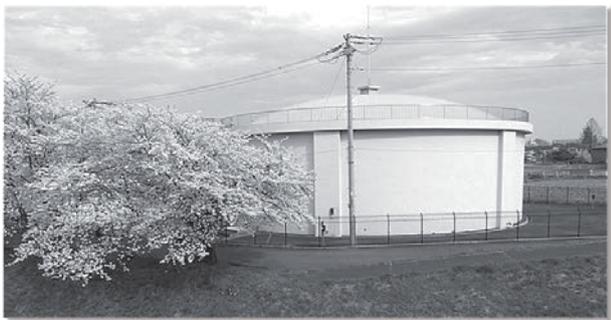
基本施策② 水道の安定供給

5年後の目指すべき姿

- ・水質管理が強化され、安全な水道水が安定的に供給されています。
- ・耐用年数を経過する老朽管の更新により、水道の強靱化が進んでいます。
- ・中央監視施設の耐震化を図り、災害時でも状況の把握と適切な対応ができる体制が整っています。
- ・配水施設間の水融通機能により、バックアップ体制が強化されています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
水道有収率	92.1% (H27)	93.3%
老朽管の更新	77.7% (H27)	86.7%
管路の耐震化率	14.5% (H27)	20.6%



現状および課題

- ・水道水の大口需要に対応する施設整備により給水収益が増加しましたが、今後は給水人口減少や節水型機器の普及による給水収益の減少が見込まれており、中長期的な水道事業の安定化を図る必要があります。
- ・石綿管の更新により耐震化が図られていますが、それ以外の耐用年数を経過する配水管も更新を行う必要があります。
- ・災害時や事故時に対応するため、主要施設の耐震化や、配水施設間の代替機能の強化が必要となっています。
- ・埼玉県水道ビジョンでは、将来の県内水道一本化を見据え、段階的な広域化を目指しています。

主な取り組み

取り組み	内容
健全経営の維持	無駄のない水の供給を行うため、計画的に漏水調査を実施し、有収率の向上に努めます。
アセットマネジメントの導入	水道施設のライフサイクルコスト ^{※48} 低減や経費の平準化を図るとともに、中長期の財政収支見通しを立てます。
老朽管の更新	災害に強いまちづくりに向けて、老朽管の更新を行います。
施設の耐震化	災害発生時でも、無人水道施設の状況把握や遠隔操作が継続できるよう、中央監視施設の耐震化を図ります。
バックアップ体制の充実	荒川を水源とする自己水施設の停止時に備え、県水によるバックアップ体制をさらに充実させます。
広域化の推進	運営基盤強化のため、埼玉県水道ビジョンに沿った大里郡・児玉郡の3市4町による広域化の推進を図ります。

※48 ライフサイクルコスト：製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額。

基本施策③ 下水道・浄化槽等の整備促進

5年後の目指すべき姿

- ・男衾駅東口の公共下水道の整備が完了し、同駅西口の整備も進んでいます。
- ・汚泥再生処理センターの老朽化に伴う修繕や機械のオーバーホールを適宜行い、継続的にし尿などの安定した処理が行われています。
- ・合併処理浄化槽への転換により、生活排水処理の適正化が進み、生活環境の保全および公衆衛生の向上が図られています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
公共下水道の接続戸数	2,879戸 (H27)	3,122戸
農業集落排水の接続戸数	695戸 (H27)	764戸
生活排水処理施設の普及率 (生活排水処理形態別普及計画人口)	70.1% (H27)	82.7%



現状および課題

- ・国は、人口減少や厳しい財政事情などをふまえ、平成37年度を目途に汚水処理の整備を概ね完了することを目指しています。その後は、国庫補助金の重点を、新規整備から改築・更新に移行することが示されているため、それまでに公共下水道の整備を完了させる必要があります。
- ・男衾駅東口の公共下水道の整備が進んでおり、同駅西口の整備についても、事業認可などの手続きを進める必要があります。
- ・汚泥再生処理センターの老朽化に伴う修繕や機械のオーバーホールを適宜行う必要があります。
- ・生活排水処理の適正化による公共用水域の水質改善に向けて、公共下水道および農業集落排水施設の整備区域では、接続率の向上と適切な維持管理が必要となっています。
- ・上記以外の区域では、現行の浄化槽の設置に係る費用の補助を継続するとともに、新たに浄化槽市町村整備推進事業^{※49}の導入を検討し、合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
効率的な公共下水道の整備	男衾駅東口の公共下水道の整備完了に向けて事業を推進します。
汚泥再生処理センターの運営	効率的・経済的な処理方法を検討します。
生活排水処理の適正化（公共下水道および農業集落排水施設の整備区域）	公共下水道および農業集落排水施設の接続率の向上を図るとともに、適切な維持管理を行います。
生活排水処理の適正化（上記以外の区域）	寄居町生活排水処理基本計画に基づき、現行の個人設置に対する補助を継続するとともに、浄化槽市町村整備推進事業の導入を推進することにより合併処理浄化槽への転換を進めます。

※49 浄化槽市町村整備推進事業：町が主体となって、個人の住宅などに浄化槽を設置し、住民が使用料を負担しながら、町が維持管理を行っていく事業のこと。

基本施策④ 情報ネットワークの充実

5年後の目指すべき姿

- ・ 広報、ホームページ、フェイスブックなど多様な情報発信ツールが連携しており、若者から高齢者まで幅広い年代の人たちが必要な時に必要な町の情報を得て、町や町政への関心・理解が高まっています。
- ・ 災害や犯罪の発生時、緊急時にも、町民一人ひとりに確実に情報が伝達され、安全確保や避難などの的確な対応、行動に移すしくみが整っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
ホームページアクセス数【再掲】	約32万件 (H27)	35万件
町メールサービスの登録者数	1,085名 (H27)	1,200名



現状および課題

- ・ 広報や議会だよりをはじめ、町公式ホームページやフェイスブックなど、様々なツールで情報発信が充実しており、ホームページへのアクセス数は年々増加傾向にあります。
- ・ 広報については、町政への関心が高まるようより見やすく、わかりやすい誌面にリニューアルを行いました。
- ・ ホームページへの防災行政無線情報の掲載により、防犯・防災対策との連動も図っています。
- ・ 今後も、町内外に関わらず、幅広い年代の方が、必要な時に必要な情報を得られる環境、緊急時・災害発生時に確実に情報を届ける環境を整えることが求められます。

主な取り組み

取り組み	内容
情報発信の充実	広報、ホームページ、フェイスブックなどの情報発信を充実させ、幅広い年代にわかりやすく、迅速に情報提供を行います。
防災と災害時避難のための情報発信【再掲】	土砂災害警戒区域やため池浸水想定区域からの避難経路を示したハザードマップ（避難マップ）を作成し、町民へ配布・周知します。また、災害発生時にメール配信などにより、適切な情報提供を行います。
防犯情報の積極的な発信【再掲】	防災行政無線、メール配信サービスの積極的な活用を進めます。

基本目標
5

悠久の歴史と爽やかな自然の中で
豊かさを感じられるまち

基本方針	基本施策
(1) 歴史の継承、文化の振興	① 歴史資源の保護・継承
	② 伝統文化の継承
	③ 文化活動の充実
(2) 自然資源の保全・継承	① 自然環境の継承
	② 水資源の保全

基本方針(1) 歴史の継承、文化の振興

【史跡や文化財などの歴史資源の保護とともに、祭りや伝統行事を継承し、歴史や文化的な豊かさを感じられるまちを目指します。】

基本施策① 歴史資源の保護・継承

5年後の目指すべき姿

- ・先人たちが築いた町固有の歴史や文化を多くの人々が認識し、郷土に親しむ意識を育みながら、次世代へと継承しています。
- ・重要な文化財の調査・指定・保護などを通じて豊富な歴史資源にふれ、関心を高める環境が充実しています。
- ・たくさんの方がリピーターとなって町を訪れ、町内に暮らす人も交流を楽しみながら鉢形城公園や鉢形城歴史館の展示、文化財めぐりを地域の風景とともに楽しんでいます。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
鉢形城公園・歴史館に対する満足度	71.2% (H27)	80%
史跡鉢形城跡保存整備事業(第2期)進捗率	0% (H28)	50%
鉢形城歴史館来館者数	17,605人 (H27)	18,485人



現状および課題

- ・町固有の歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるためには、町の宝である文化財を適切に保存・管理するとともに、こうした資源を積極的に活用していくことが必要です。
- ・既に指定している文化財の内容について、近年の研究成果に基づく見直し調査を継続していきます。
- ・町外からの来訪者の拠点となっている鉢形城公園では、現在、鉢形城跡の保存整備を行っています。誘客の魅力を高める公園区域の活用、第2期整備に向けた計画の見直し、発掘調査、体制づくりを行う必要があります。
- ・鉢形城歴史館では、開館10周年を記念し特別展示を開催しました。今後も、このような記念特別展や企画展示を充実させることで、リピーターを増やすなど、集客力の高い施設として維持していくことが必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
歴史と文化を活かしたまちづくり	秩父往還や荒川水運の重要な物産集積地として栄え、鉢形城の城下町でもあった本町の有する歴史や文化の香りが漂うようなまちづくりを、中心市街地の活性化との連携を図りながら進めます。
鉢形城公園の維持管理・活用	利用者にとって快適な空間として提供できるよう維持管理を行い、町外からの来訪者にも魅力ある場所となるよう活用していきます。
史跡鉢形城跡保存整備の推進	鉢形城跡の発掘調査を行い、第2期保存整備などの事業を推進し、公開します。
鉢形城歴史館の管理・運営	鉢形城歴史館の展示物のリニューアル、魅力ある展示やイベントの開催など、管理・運営を行います。

基本施策② 伝統文化の継承

5年後の目指すべき姿

- ・地域の伝統や文化に興味を持つ多くの若者が祭りなどに積極的に参加しており、町全体で、伝統文化を継承しています。また、それに伴って本町への来訪者が増加しています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
入込観光客数(祭り)	14万人 (H27)	15万人



現状および課題

- ・寄居北條まつり、夏まつり、玉淀水天宮祭、秋まつりなどのふるさとの感動を共感する祭りや、地域それぞれに古くから受け継がれている伝統行事が未永く発展的に継承されるよう、環境づくりを進める必要があります。
- ・人口減少が続き、コミュニティの力が弱まってきている現状や祭りを取り巻く環境をふまえて、祭りの実施主体の強化や伝統文化を継承する若者の参加を促進し、町全体の一体感を醸成していく必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
祭りや伝統行事の開催支援【再掲】	各種祭りや伝統行事の実施主体に対する支援を行います。
地域の伝統行事の保護・継承	古くから受け継がれている地域の伝統行事が、若者たちに継承されていく環境をつくっていきます。

基本施策③ 文化活動の充実

5年後の目指すべき姿

- ・芸術・文化にふれる機会が増え、町民の間でも積極的に活動できる環境が整っています。
- ・老若男女の幅広い層の町民が芸術・文化に親しみながら、自己の研鑽や余暇時間の充実に励んでいます。
- ・子どもたちや若い世代の中から、町の芸術・文化活動を牽引する人材が育っています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (芸術・文化を育む環境)	10.9% (H27)	15%
文化活動団体数	18団体 (H28)	18団体



現状および課題

- ・芸術・文化の水準の高さが本町の特徴のひとつとなっており、その特徴や団体などの活動を維持していくことが重要になっています。
- ・合同開講式・文化講演会では、多くの参加者に町の文化活動のPRを行っていますが、若者が芸術・文化活動に積極的に参加するきっかけづくりなどが必要となっています。
- ・様々な世代、特に子どもや若い世代が、参加したくなる講座などを開催するとともに、芸術・文化における全国大会などへの参加に対する積極的な支援を行い、町の芸術・文化活動の担い手、目標となる人材を育成していく取り組みが必要です。
- ・活動の成果として作品を展示する場、発表の場が不足しており、こうした場を確保するためにも民間事業者との連携を視野に入れながら、活動を支援するための検討を進める必要があります。

主な取り組み

取り組み	内容
合同開講式の開催	町で開催している各種講座・教室のPRを実施していきます。
文化講演会の開催	多くの町民から話を聴いてみたいと思われる講師を選定するなど、幅広い年齢層の町民が参加したくなる企画を検討し、実施します。
子どもたちの夢への支援(芸術・文化活動)【再掲】	子どもたちの芸術・文化活動を通じた夢の発見・夢の実現につながる支援を行います。また、全国大会・県大会などに出場する団体や個人への派遣費などの補助支援制度の創設を検討します。
文化活動団体への活動支援	芸術家や文化人が作品の創作や発表などの活動を行いやすい環境を整えます。

基本方針(2) 自然資源の保全・継承

【美しい山並み、水の循環、多様な動植物の生息・生育環境など、町の誇りであり貴重な財産である豊かな自然環境を保全・継承します。】

基本施策① 自然環境の継承

5年後の目指すべき姿

- ・水の郷、緑豊かで美しい山並みに抱かれた町のイメージが広く知られており、自然に親しむ体験を通じて、町民が地域への愛着を感じ、多くの来訪者が「また来たい」と感じて何度も訪れるようになっていきます。
- ・森林、里山、農地、河川などが織り成す自然環境や県指定の天然記念物「モウセンゴケ」に代表される動植物の生息・生育環境が健全な状態で保全されています。
- ・普段から町の清掃活動や道路・水路の管理が住民の手で実施され、清潔な町の環境や農村の多面的な機能が保たれています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町民満足度 (豊かな自然環境)	48.1% (H27)	60%
町民満足度 (美しい景観)	40.3% (H27)	50%
森林整備事業実施面積【再掲】	192.56ha (H27)	280ha
モウセンゴケ株数	44株 (H27)	80株
やまと 日本の里の利用者数	9,604人 (H27)	13,000人
緑の少年団※50 活動参加者数	99人 (H27)	120人
環境美化活動への参加者数	13,847人 (H27)	15,000人



※50 緑の少年団：次代を担う子どもたちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、心豊かな人間に育っていくことを目的に活動する自主的な団体。

※51 特定外来生物：人間の活動により他地域から持ち込まれた外来生物のうち、生態系や農林水産業、人の生活に悪影響を及ぼす恐れのある生き物のこと。

現状および課題

- ・近年では手入れが十分でない森林が増えており、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境とともに森林の多面的な機能を計画的に保全する必要性が高まっています。
- ・風布地区の日本の里は、これからも多くのハイカーの憩いの場、自然を満喫する場として運営していくことが望まれています。
- ・緑の少年団の活動などを通じて、子どもたちが緑にふれあう機会をつくり、自然に親しみ守り育てる様々な活動や人材育成を進めていくことが必要です。
- ・わがまちは美しく事業（清掃活動）による地域の環境美化や、道路・水路の保全活動（除草など）を行っていますが、今後の継続的な活動のための支援や多様な担い手の確保が必要です。

主な取り組み

取り組み	内容
健全な自然環境・緑の保全	緑の基本計画の見直しを進めるとともに、森林保全活動への支援や自然景観・安全性の維持対策を進めます。また、「モウセンゴケ」や「ミミカキグサ」などに代表される動植物の生息・生育環境などの保全を進めます。
特定外来生物※51の駆除	生活環境被害を防ぐため、アライグマなどの駆除
自然・里山に親しむ機会の充実	季節ごとのイベントでやまとの里風布館から里山の魅力を発信します。また、緑の少年団の活動や親子などを対象に自然・里山とふれあう機会を創出します。
町民主体の景観保全・美化・管理活動への支援	地域ぐるみの環境美化活動や緑地の維持管理活動、道路や水路の維持管理活動（草刈・泥上げ）など、町民の積極的な活動を支援します。

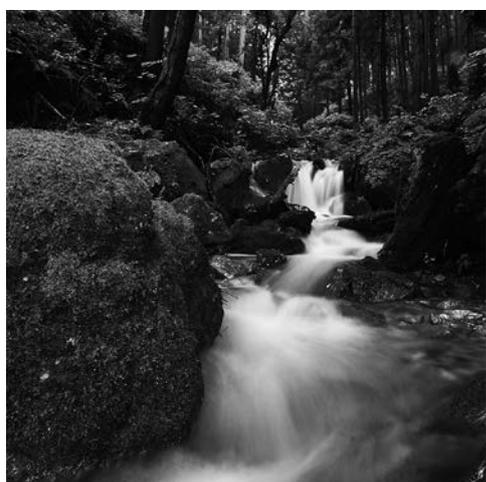
基本施策② 水資源の保全

5年後の目指すべき姿

- ・水の郷、名水（日本水）の水源地としての認知度が高まり、河川では、ごみのない、生物に優しい水辺環境が保たれています。
- ・水質保全への意識が高まっており、町民の生活排水処理の適正化が進んでいるほか、観光客の水辺利用のマナーも向上しています。
- ・地域で河川を守る活動が広がり、水辺空間が地域の共有資産として利活用されています。

成果指標

成果指標	現状値	目標値
町内河川の水質（BOD ^{※52} 濃度）27河川30地点	2.5mg/ℓ未満 21地点 (H25～27)	2.5mg/ℓ未満 30地点
生活排水処理施設の普及率（生活排水処理形態別普及計画人口）【再掲】	70.1% (H27)	82.7%



現状および課題

- ・町全域が「水の郷」に認定されており、日本水などの水資源の保全に努めていく必要があります。
- ・荒川や風布川の清掃活動や草木の除伐、かわせみ河原の指定管理者による清掃活動などにより水辺環境を管理していますが、玉淀河原では、近年のバーベキュー客の増加に伴いごみの置き去り対策が課題となっています。
- ・公共下水道および農業集落排水施設の整備区域以外の区域では、公共用水域の水質を改善するため、合併処理浄化槽への転換を進め、生活排水処理の適正化を推進していく必要があります。
- ・母なる川、荒川に町民が愛着を持ち、ふるさとを実感できるよう、河川を活かした環境整備などを進めていく必要があります。

主な取り組み

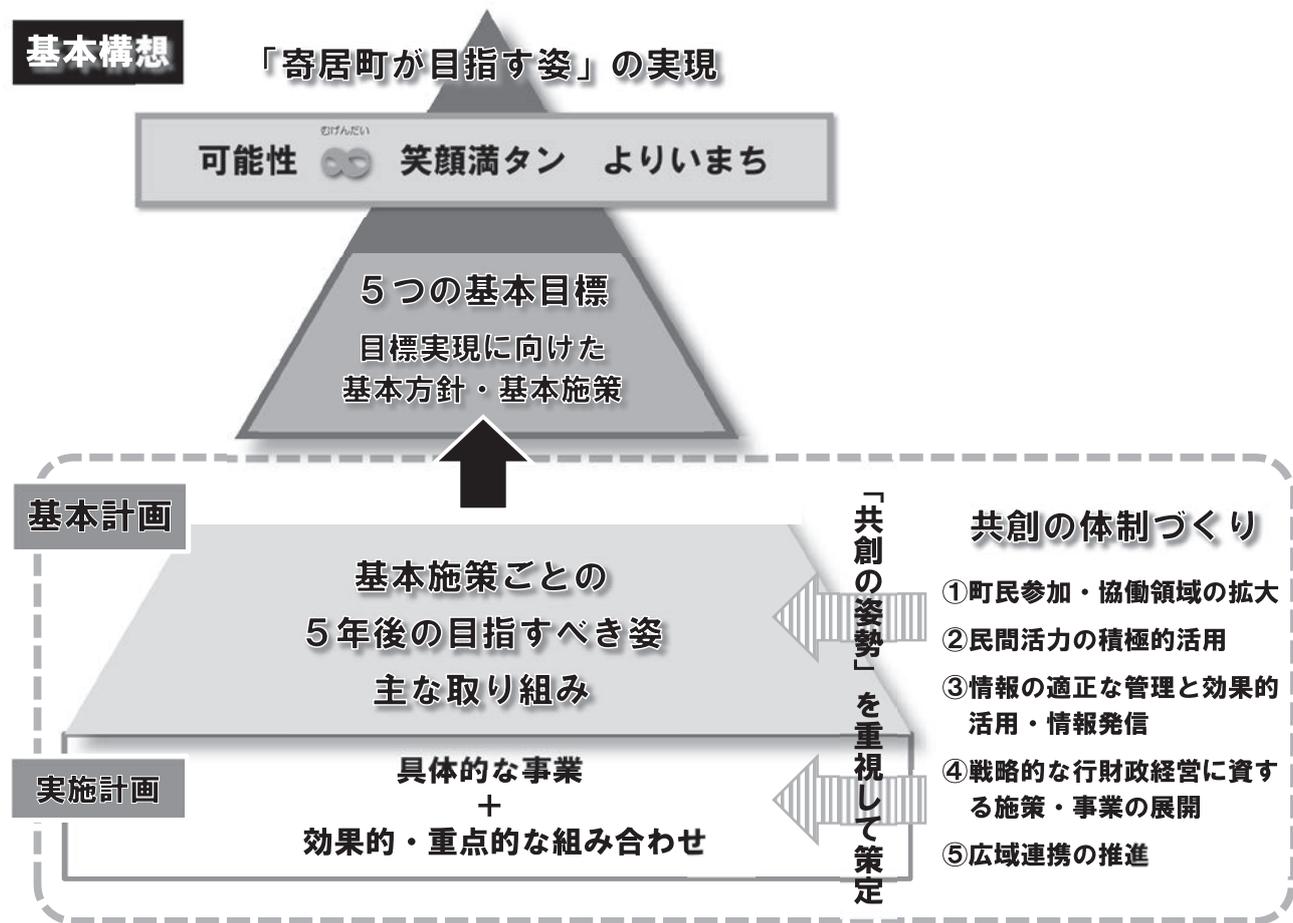
取り組み	内容
水質の保全	「水の郷」にふさわしい良好な河川水質を目指します。
水に親しむ環境の整備	日本水などの水資源の保全に努めるとともに、地域が連携し、河川を活かした環境整備などを推進します。
水辺環境の適切な管理	地元と協力して、清掃活動や整備を行い、水辺の良好な環境を保ちます。
生活排水処理の適正化（公共下水道および農業集落排水施設の整備区域以外の区域）【再掲】	寄居町生活排水処理基本計画に基づき、現行の個人設置に対する補助を継続するとともに、浄化槽市町村整備推進事業の導入を推進することにより合併処理浄化槽への転換を進めます。

※52 BOD：生物化学的酸素要求量のこと。河川の水質を測る場合に一般的に用いられる値で、数値が高いほど水が汚れていることを示す。

■共創の体制づくり

基本構想で定めている「寄居町が目指す姿」「5つの基本目標」の実現に向けて、「共創の姿勢」を重視して、基本計画（基本施策ごとの5年後の目指すべき姿・主な取り組み）や実施計画（具体的な事業+効果的・重点的な組み合わせ）を策定しています。

本町では、その着実な実施やさらなる創造的・戦略的な事業立案のために、町民や地域団体、行政、民間事業者などの知恵と力を結集できるよう、これまでの町のしくみをさらに充実させ、「共創の体制づくり」を進めていきます。



体制 ①

町民参加・協働領域の拡大

ポイント

- 町民や事業者、地域で活動する様々な主体が町政に参加しやすい環境をつくりまします。
- 町民の町政への参画意欲・機会を増やします。



町の体制

◇町長が直接町民の声を聞く場	・見ます・聴きます・話します！訪問事業
◇町政に対して随時提言できる窓口	・町長への手紙・ファックス・Eメール
◇町が策定する各種構想・計画・方針に意見を反映する機会	・パブリック・コメント手続
◇町と町民・団体などとの協働の機会	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ活動の支援 <ul style="list-style-type: none"> ⇒地域活動の支援 基本施策3-(3)-① 地域福祉の充実 ⇒地域連携強化推進事業 基本施策3-(3)-④ 地域コミュニティの活性化 ・環境美化サポーター制度 <ul style="list-style-type: none"> ⇒地域ボランティア活動などによる緑地の維持管理 基本施策4-(1)-④ 公園・緑地の維持管理・充実 ⇒町民主体の景観保全・美化・管理活動への支援 基本施策5-(2)-① 自然環境の継承

体制 ②

民間活力の積極的活用

ポイント

- 民間の活力やノウハウ・資金などを積極的に活用することで、町民サービスの向上を図ります。
- 地域の課題解決や活性化に貢献する民間企業の活動を増やします。



町の体制

◇民間事業者の力を活かした効果的な公共施設のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の活用 (寄居町の公共施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例の運用) ⇒6次産業化の支援(農産物加工施設の活用) 基本施策2-(1)-⑤ 活力ある農林業の振興
◇民間の資金と経営能力、技術を活かした公共施設などの建設や維持管理、運営	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI/PPP事業の導入可能性検討(調査研究)
◇民間事業者との協定	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保全活動の協定 <ul style="list-style-type: none"> ⇒健全な自然環境・緑の保全 (ホンダ寄居町森づくり活動) 基本施策5-(2)-① 自然環境の継承 ・災害時における協力の協定 <ul style="list-style-type: none"> ⇒災害協定に関する取り組み強化(民間事業者など) 基本施策4-(3)-② 防災体制の充実と地域防災力の強化

ポイント

- 個人情報を含め、町の情報を適正かつ安全に整理・管理する体制を充実させていきます。
- 誰もが、いつでも、どこでも、町の情報をわかりやすい形で取得できる環境を充実させていきます。
- 町政への関心や信頼、理解を得て、協力しあう信頼関係を築く積極的な情報開示を行います。



町の体制

◇総合的な情報公開	・寄居町情報公開条例の運用
◇適切な情報資産管理	・寄居町個人情報保護条例の運用 ・外部からの攻撃に強い資産管理 (情報セキュリティの強化) (職員の意識高揚)
◇行政・議会などの情報発信	・町公式ホームページ・フェイスブックの充実 (財政情報の積極的な開示) (議会情報、議会だより、会議録など) (議会本会議のインターネット中継) ・広報誌の紙面のリニューアル ⇒情報発信の充実 基本施策4-(4)-④ 情報ネットワークの充実
◇防犯・防災対策と連携した情報発信	・防犯対策との連携 ⇒防犯情報の積極的な発信 基本施策4-(3)-① 防犯・交通安全の強化 基本施策4-(4)-④ 情報ネットワークの充実 ・防災対策との連携 ⇒防災と災害時避難のための情報発信 基本施策4-(3)-② 防災体制の充実と地域防災力の強化 基本施策4-(4)-④ 情報ネットワークの充実
◇広報広聴戦略	・シティプロモーション ⇒広報広聴戦略プランの推進 ⇒ホームページコンテンツの充実と広報、フェイスブックなどとの連携 基本施策2-(2)-② よりい魅力発信の強化
◇町が保有するデータの積極的活用	・オープンデータの利活用によるサービス向上、地域経済の活性化
◇マイナンバー(個人番号)カードの機能活用による多様なサービス	・マイナンバー利用開始に伴う町民の利便性向上の検討

ポイント

- 限られた経費で最大の効果を目指し、行政需要に対応した効率的・効果的な行政運営を推進することで、行政コストの削減、業務の効率化、住民利便性の向上を目指します。
- 町が行う施策・事業の効果を適正に評価し、より効率的で的確に成果があがるよう改善していきます。



町の体制

◇社会情勢、行政需要などをふまえた適正な定員管理・組織改編	・寄居町課設置条例・寄居町職員定数条例の運用
◇ICTの利活用による正確・迅速・効率的な事務と窓口サービス	・基幹系システムのクラウド ^{※53} 化 ・県の電子申請システムへの参加（行政手続きの電子化） ・窓口業務の効率化 ・窓口の時間延長
◇職員が力を十分に発揮して、多様化する町民ニーズに対応できる環境づくりと人材育成	・人事評価制度の運用 ・職員研修の実施（彩の国さいたま人づくり広域連合研修、庁内研修、OJT ^{※54} 、埼玉県への研修派遣など） ・職員の安全衛生管理の向上（衛生委員会の設置、産業医の委嘱、ストレスチェック、メンタルヘルスへの対応）
◇事務事業の適正な評価と継続的な改善	・行政評価の推進
◇第6次総合振興計画の進行管理	・PDCAサイクル ^{※55} の活用 ・外部評価の導入
◇職員による業務改善や新たな事業企画の提案	・職員提案制度の運用（行政事務の効率化と町民サービスの向上）

※53 クラウド：Cloud（雲）。データを自分のパソコンや携帯電話ではなく、インターネット上の複数のサーバーを利用して、ソフトウェアやデータベースなどの膨大な資源を活用するサービスのこと。自宅、会社、ネットカフェ、学校、図書館、外出先など、様々な環境のパソコンや携帯電話（主にスマートフォン）からでもデータを閲覧、編集、アップロードすることができる。

※54 OJT：On the Job Trainingの頭文字をとったもので、実践の仕事をしながら業務を覚えること。

※55 PDCAサイクル：業務プロセスの管理手法のひとつで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Act）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

ポイント

- 近隣の市町村と共同して事業を遂行し、サービスの充実を図ります。
- 既存の広域行政の枠組みに捉われず、様々な市町村との連携を強めていきます。



町の体制

<p>◇近隣自治体などとの連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大里広域市町村圏組合における事業継続 ・国民健康保健の共同運営化（平成30年度開始）に向けた検討・準備 ・消防活動 <ul style="list-style-type: none"> ⇒消防事務の委託（深谷市消防本部） <p>基本施策4-（3）-③ 消防・救急体制の強化</p>
<p>◇多様な広域的連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流、広域観光、産業振興、歴史文化を通じた連携 <ul style="list-style-type: none"> ⇒広域観光の展開 （北条五代観光推進協議会） （東武東上線沿線サミット実行委員会） （花園IC拠点整備プロジェクト観光連携協議会） （小川町・寄居町・東秩父村広域観光連携協議会）等 基本施策2-（1）-④ 観光産業の振興 ・水道事業の連携 <ul style="list-style-type: none"> ⇒広域化の推進 （埼玉県水道ビジョンに沿った大里郡・児玉郡の3市4町による広域化） 基本施策4-（4）-② 水道の安定供給
<p>◇新たな連携の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的な政策の情報収集と広域化する行政課題の解決 ・秩父、比企および児玉広域との共同化の検討

附属資料

● 第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画の策定経過 ●

年 月	内 容
平成27(2015)年 4月	○政策会議 ・総合振興計画策定方針の決定
6～8月	○まちづくり計画策定プロジェクト・チーム会議（第1回～第5回） ○まちづくり計画策定町民会議（第1回～第2回） ・まちづくりの基本課題の検討、意見交換 ○土地利用推進調整会議（第1回～第2回） ○町民意向調査、中学生アンケート調査 ○一般町民からの自由意見募集
9～12月	○まちづくり計画策定プロジェクト・チーム会議（第6回～第9回） ○まちづくり計画策定町民会議（第3回～第4回） ・基本構想骨子（案）の検討、意見交換 ○政策会議 ・基本構想骨子（案）の決定 ○町議会全員協議会、企画審議会 ・基本構想骨子（案）の報告および意見聴取
平成28(2016)年 1～3月	○まちづくり計画策定プロジェクト・チーム会議（第10回～第11回） ○まちづくり計画策定町民会議（第5回） ・基本構想（案）の検討、意見交換 ○土地利用推進調整会議（第3回） ○パブリック・コメント手続実施 ○政策会議 ・基本構想（案）の決定 ○町議会全員協議会、企画審議会 ・基本構想（案）の報告および意見聴取
4～6月	○まちづくり計画策定プロジェクト・チーム会議（第12回～第14回） ・基本計画事業の検討 ○まちづくり先進地視察（長野県安曇野市） ○基本計画事業調書作成（庁内各課） ○基本計画事業ヒアリング（庁内各課）
7～9月	○まちづくり計画策定プロジェクト・チーム会議（第15回～第16回） ○まちづくり計画策定町民会議（第6回） ・前期基本計画（案）の検討、意見交換 ○土地利用推進調整会議（第4回～第5回） ○政策会議 ・第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画（案）の審議 ○町議会全員協議会 ・第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画（案）の報告 および意見聴取
10～11月	○まちづくり計画策定プロジェクト・チーム会議（第17回～第18回） ○まちづくり計画策定町民会議（第7回） ・前期基本計画（案）の検討、意見交換 ○パブリック・コメント手続実施 ○企画審議会 「第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画（案）について」 ・〔原案説明〕 ・〔諮問〕⇔〔答申〕
12月	○町議会12月定例会 ・第6次寄居町総合振興計画基本構想及び前期基本計画の策定について提案 （議案第79号） ・第6次寄居町総合振興計画基本構想及び前期基本計画の策定について議決 （議案第79号）
平成29(2017)年 2月	○広報よりい（平成29年2月号）に計画概要を掲載
3月	○計画概要版を配布

諮問・答申

寄総政発第206号
平成28年11月10日

寄居町企画審議会
会長 柴崎 猛 様

寄居町長 花輪 利一郎

第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画の策定について(諮問)

第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画の策定にあたり、寄居町企画審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について貴委員会の意見を求めます。

記

1. 第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画(案)

平成28年11月28日

寄居町長 花輪 利一郎 様

寄居町企画審議会
会長 柴崎 猛

第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画の策定について(答申)

平成28年11月10日付け寄総政発第206号により諮問のありました第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画の策定について、本審議会は、慎重に審議した結果、計画案を妥当と認めますので別紙の意見を付して答申します。

なお、総合振興計画の実施にあたっては、別紙の意見を十分留意し、計画の推進を図ることを要望します。

(別紙)

第6次寄居町総合振興計画基本構想・前期基本計画の答申にあたっての意見

1 総論・基本構想

- ・まちづくりを進めていく体制として、「共創の姿勢」が示されている。これまで以上に町民や地域団体、民間事業者などと行政が協力し合い一体となって魅力あるまちづくりを推進していただきたい。
- ・計画の実効性を確保するためには、担保となる財源の確保が必要である。戦略を持って企業誘致等を推進し、自主財源の確保に努めていただきたい。

2 前期基本計画

- ・施策・事業を効果的に実施していくうえで、ある程度の人口規模が必要である。最優先に人口減少対策を推進していただきたい。
- ・高齢化や後継者不足による農業従事者の減少が顕著である。後継者対策や耕作放棄地対策を推進していただきたい。
- ・農業6次産業化の推進や寄居ブランド創出（特色ある食品開発など）のために、農林業、商工業、観光業などの町内産業の連携を強化して、実現に向けた取り組みを推進していただきたい。
- ・企業誘致を進めていくうえで、まずは企業誘致候補地を確保するため関係地権者の同意が必要である。また、候補地周辺のインフラ整備などを町がどこまで先行投資できるかが企業立地の決め手となり得るため、費用対効果などを検討し対応していただきたい。
- ・健康づくり事業を拡充するなど、急速に進む高齢化に対応する健康長寿のまちづくりを推進していただきたい。
- ・移住・定住につながるよう災害に強いまちをアピールしていただきたい。
- ・公共施設の老朽化対策のため、建物施設の統廃合を進めるなど、効率的・効果的な行政経営に努めていただきたい。

寄居町企画審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

役 職	氏 名	選 出 区 分	摘 要	備 考
会 長	柴 崎 猛	公共的団体等の役員	寄 居 町 商 工 会	
副会長	原 口 孝	町 議 会 議 員	寄 居 町 議 会	
	峯 岸 克 明	町 議 会 議 員	寄 居 町 議 会	平成 27 年度
	津久井康雄	町 議 会 議 員	寄 居 町 議 会	平成 28 年度
	大 谷 正 典	教育委員会委員	寄居町教育委員会	
	坂 本 建 治	農業委員会委員	寄居町農業委員会	平成 27 年度
	室 岡 重 雄	農業委員会委員	寄居町農業委員会	平成 28 年度
	新 井 庶 支	公共的団体等の役員	寄 居 町 観 光 協 会	
	竹 澤 國 雄	公共的団体等の役員	ふかや農業協同組合	

寄居町まちづくり計画策定町民会議委員名簿

(敬称略・順不同)

役職	氏名	選出区分	選出団体	備考
会長	矢部 吉春	公共的団体等の職員	寄居町社会福祉協議会	
副会長	鈴木 光晃	公共的団体等の職員	寄居町商工会	平成27年度
副会長	杉山 明功	公共的団体等の職員	寄居町商工会	平成28年度
	芝 宏	公共的団体等の職員	寄居町観光協会	
	奥 滋	公共的団体等の職員	ふかや農業協同組合	
	松村 行康	公共的団体等の職員	寄居町教育委員会	平成27年度
	鴻野 年伸	公共的団体等の職員	寄居町教育委員会	平成28年度
	榎田 秀行	公共的団体等の役員	寄居地区労働者協議会	
	保泉 裕美	公共的団体等の職員	寄居町民間保育園連絡会	
	津久井 大雄	知識経験者	寄居町連合PTA	平成27年度
	坂本 雅洋	知識経験者	寄居町連合PTA	平成28年度
	篠田 勝利	知識経験者	寄居金融機関連絡会	
	小野田 房良	公募委員	—	
	新井 優幹	公募委員	—	
	大北 久勝	公募委員	—	
	佐藤 駿一郎	公募委員	—	
	鮫島 紘一	公募委員	—	
	稜川 浩	公募委員	—	

第6次寄居町総合振興計画

基本構想・前期基本計画

可能性 ^{むげんだい} ∞ 笑顔満タン よりいまち

●
平成29年3月

●
発行：寄居町
編集：総合政策課

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

写真提供：埼玉県 寄居町観光協会 本田技研工業株式会社 株式会社あーと・夢

可 能 性 ∞ むげんだい

